

## 6.2 社会的状况等

## 6.2 社会的状況等

### 6.2.1 人口及び産業

#### (1) 人口

住民基本台帳による、平成25年10月1日現在の仙台市の人口、世帯数及び人口密度は、表6.2.1-1に示すとおりであり、人口1,068,511人、世帯数485,397世帯、人口密度1,360人/km<sup>2</sup>となっている。

また、仙台市及び計画地周辺区(宮城野区、青葉区、若林区)の人口及び世帯数の推移は、表6.2.1-2に示すとおりである。仙台市及び計画地周辺区の平成21年から平成25年までの5年間の人口、世帯数はともに概ね増加傾向にあるが、一世帯当たりの人員は減少傾向を示している。計画地の位置する宮城野区の人口は183,905人、世帯数は86,064世帯、一世帯当たりの人員は2.14人/世帯であり、仙台市全体の2.16人/世帯よりも少ない。

表6.2.1-1 仙台市の人口・世帯数・人口密度

(平成25年10月1日現在)

人口(人)			世帯数(世帯)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
総数	男	女		
1,068,511	520,086	548,425	485,397	1,360

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

表6.2.1-2 人口・世帯数の推移

(各年3月末現在)

年次	人口(人)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	1,006,522	182,998	270,171	126,771
平成22年	1,010,256	183,307	271,520	127,967
平成23年	1,011,592	183,397	272,886	127,554
平成24年	1,020,241	182,457	278,032	127,161
平成25年	1,029,600	183,905	281,418	128,114
年次	世帯数(世帯)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	446,541	83,322	130,743	56,690
平成22年	450,909	83,936	131,821	57,609
平成23年	454,376	84,453	133,002	57,873
平成24年	462,728	84,333	136,874	58,429
平成25年	476,044	86,064	142,739	59,888
年次	世帯あたり人員(人/世帯)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	2.25	2.20	2.07	2.24
平成22年	2.24	2.18	2.06	2.22
平成23年	2.23	2.17	2.05	2.20
平成24年	2.20	2.16	2.03	2.18
平成25年	2.16	2.14	1.97	2.14

注)「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)」の施行により、平成25年以降の世帯数については、外国人世帯も含まれた数値である。

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

仙台市の人口動態の推移は、表6.2.1-3に示すとおりである。

自然動態のうち出生数は、平成21年から平成22年にかけて横ばいであったが、平成23年は前年に比べ減少しており、平成24年以降は増加に転じている。一方、死亡数は平成21年から平成23年までは前年に比べ増加していたが、平成24年は減少に転じている。平成25年は前年に比べ増加している。

これらを合わせた自然動態増減(自然増加数)は、平成21年から平成23年までは前年に比べて減少しているが、平成24年以降は前年に比べて増加している。また、社会動態増減(社会増加数)は平成21年から平成24年までは前年に比べ増加しているが、平成25年は前年に比べ減少に転じている。

自然動態と社会動態を合わせた人口増減(増加数)の経年推移をみると、平成24年までは前年に比べ増加しているが、平成25年は前年に比べ減少している。

表6.2.1-3 人口動態の推移

単位:人

年次	自然動態			社会動態				人口増減 (A+B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
平成21年	9,361	6,947	2,414	45,295	45,636	582	241	2,655
平成22年	9,365	7,383	1,982	43,976	43,085	341	1,232	3,214
平成23年	8,867	8,839	28	49,914	43,983	609	6,540	6,568
平成24年	9,448	7,900	1,548	50,930	41,471	-86	9,373	10,921
平成25年	9,741	8,114	1,627	50,105	44,784	-56	5,265	6,892

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

## (2) 産業

平成17年及び平成22年の国勢調査(各年10月1日現在)による、仙台市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表6.2.1-4に示すとおりである。

仙台市の平成22年における全就業者数は459,480人で、第一次産業4,005人(0.87%)、第二次産業67,162人(14.62%)、第三次産業372,941人(81.17%)、分類不能の産業15,372人(3.35%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は1%程度である。

また、平成17年からの就業者数の推移をみると、全産業合計では1%程度の減少であるが、第一次産業の減少が21.5%と著しく、第二次産業で5.0%の減少、第三次産業で1.4%の減少、分類不能の産業で65.6%の増加となっている。

表6.2.1-4 産業分類別就業者数及び構成比

	平成17年			平成22年			平成17～ 22年 増加率(%)
	産業分類(大分類)	就業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
第一次 産業	農業	4,945	1.07	農業	3,819	0.83	-22.77
	林業	66	0.01	林業	127	0.03	92.42
	漁業	89	0.02	漁業	59	0.01	-33.71
	小計	5,100	1.10	小計	4,005	0.87	-21.47
第二次 産業	鉱業	58	0.01	鉱業,採石業,砂利採取業	61	0.01	5.17
	建設業	41,282	8.91	建設業	37,336	8.13	-9.56
	製造業	29,387	6.34	製造業	29,765	6.48	1.29
	小計	70,727	15.26	小計	67,162	14.62	-5.04
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,424	0.74	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.86	15.86
	情報通信業	16,373	3.53	情報通信業	16,695	3.63	-
	運輸業	24,661	5.32	運輸業,郵便業	26,850	5.84	-
	卸売・小売業	111,135	23.98	卸売業,小売業	97,709	21.27	-
	金融・保険業	14,286	3.08	金融業,保険業	14,705	3.20	2.93
	不動産業	8,940	1.93	不動産業,物品賃貸業	12,562	2.73	-
	-	-	-	学術研究,専門・技術サービス業	18,408	4.01	-
	飲食店,宿泊業	29,036	6.26	宿泊業,飲食サービス業	32,172	7.00	-
	-	-	-	生活関連サービス業,娯楽業	17,473	3.80	-
	教育,学習支援業	28,659	6.18	教育,学習支援業	28,914	6.29	-
	医療,福祉	40,861	8.82	医療,福祉	49,176	10.70	-
	複合サービス事業	3,903	0.84	複合サービス事業	1,939	0.42	-
	サービス業(他に分類されないもの)	78,769	17.00	サービス業(他に分類されないもの)	34,555	7.52	-
	公務(他に分類されないもの)	18,311	3.95	公務(他に分類されるものを除く)	17,816	3.88	-
	小計	378,358	81.64	小計	372,941	81.17	-1.43
その他	分類不能の産業	9,281	2.00	分類不能の産業	15,372	3.35	65.63
	合計	463,466	100.00	合計	459,480	100.00	-0.86

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

「平成22年国勢調査結果」総務省(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>)

注)平成17年調査と平成22年調査では、産業分類の変更が行われているため、単純比較のできない項目は増加率を「-」とした。

## 6.2.2 土地利用

### (1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移は、表6.2.2-1に示すとおりである。仙台市の総面積は78,585haであり、平成24年の地目別面積は森林が45,387ha(57.8%)と最も多く、次いで宅地12,724ha(16.2%)、その他8,201ha(10.4%)、道路4,963ha(6.3%)、農用地4,810ha(6.1%)となっている。

平成20年からの推移を見ると、宅地やその他はやや増加傾向にある。一方、農用地は減少傾向にある。道路、森林及び水面・河川・水路は概ね横ばい傾向にある。

計画地及びその周辺の土地利用は、図6.2.2-1に示すとおりである。計画地はJR仙台駅東口の駅前広場に面している。周辺の主な土地利用は商業地区である。

表6.2.2-1 地目別面積の推移

(各年4月1日ほか、単位ha)

年次	宅地	農用地	道路	森林	原野	水面・河川・水路	その他	合計
平成20年	12,576	6,621	4,881	45,297	5	2,577	6,852	78,809
平成21年	12,618	6,621	4,909	45,387	5	2,581	6,688	78,809
平成22年	12,636	6,591	4,986	45,393	5	2,580	6,618	78,809
平成23年	12,692	4,660	4,953	45,378	3	2,489	8,410	78,585
平成24年	12,724	4,810	4,963	45,387	3	2,497	8,201	78,585

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

注)平成23年の区分変更に伴い平成22年と平成23年の数値は連続しない。使用する統計により基準となる日が異なる。

### (2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積は表6.2.2-2に、また、計画地周辺の用途地域の設定状況は図6.2.2-2に示すとおりである。

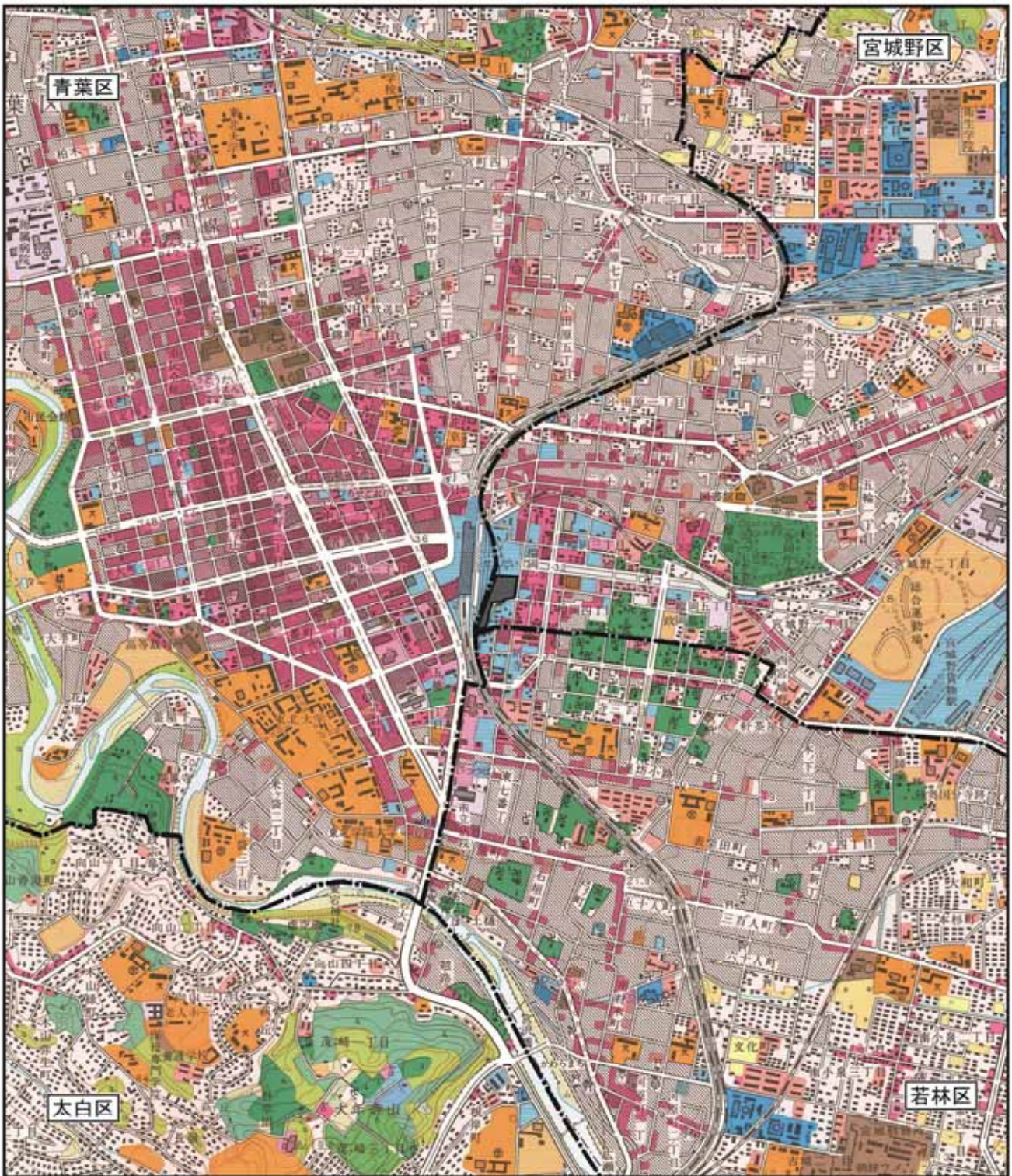
計画地及びその周辺は、商業地域に指定されている。

表6.2.2-2 都市計画区域面積


(平成26年2月4日現在)














種別		面積(ha)
都市計画区域		44,293
市街化調整区域		26,258
市街化区域		18,035
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,579
	第二種低層住居専用地域	5.9
	第一種中高層住居専用地域	733
	第二種中高層住居専用地域	1,537
	第一種住居地域	2,894
	第二種住居地域	2,510
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	937
	準工業地域	1,133
	工業地域	417
工業専用地域	1,250	

出典：「仙台市の都市計画決定一覧」(平成26年2月 仙台市都市計画課)



**凡例**

 計画地  
 区境界線

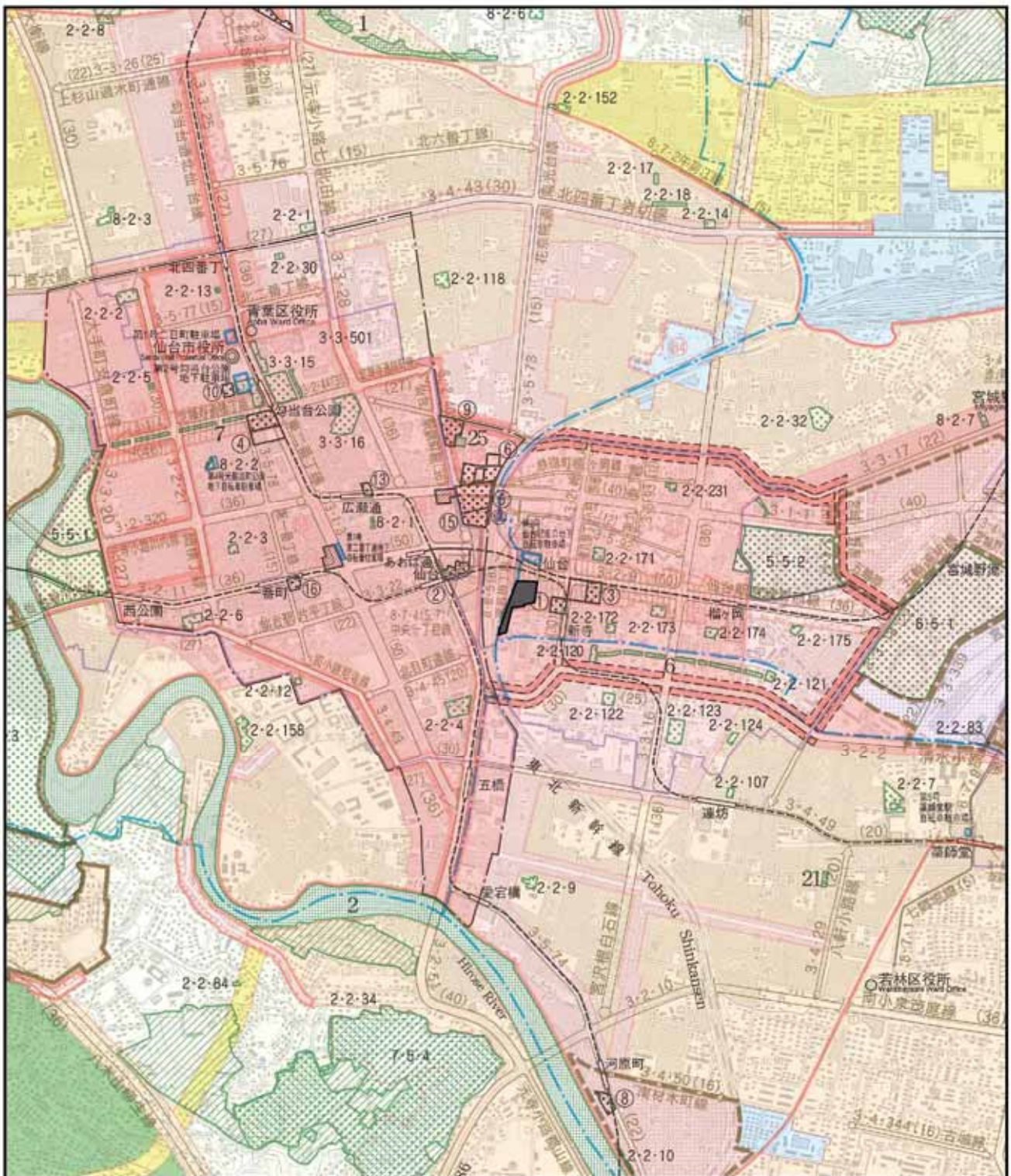
 一般住宅地区	 公共業務地区	 運輸流通施設
 中高層住宅地区	 文教地区	 供給処理施設
 商業地区	 厚生地区	 空地
 業務地区	 公園緑地	
 工業地区	 運動競技施設	

出典:「2万5千分の1 土地利用図 仙台」(平成4年10月 国土地理院)

図6.2.2-1 土地利用現況図

S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m





**凡例**

- 計画地
- 参考
- 区界
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域

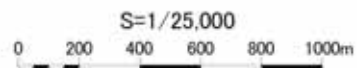
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 工業地域
- 特別用途地域
- 文教地区  
(第二種中高層住居専用地域/  
第二種住居地域)
- 大規模集客施設制限地区  
(近隣商業地域/商業地域/準工業地域)

- その他の地域地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 高度利用地区
- 都市再生特別地区
- 景観地区
- 風致地区
- 駐車場整備地区

- 都市施設
- 都市計画道路
- 駅前広場
- 都市計画公園
- 都市計画緑地
- 上記以外の都市施設
- その他
- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業

出典:「仙台市都市計画総括図 平成25年10月」(仙台市)

図6.2.2-2 用途地域図



(3) 周辺で進められている事業

計画地の隣接地においては（仮称）仙台駅東口開発計画が施工中である。

本事業は、ターミナルとしての仙台駅と周辺市街地とをつなぐ結節点として、賑わいと交流の拠点である仙台駅西口地区と区画整理事業により新たな基盤整備が進む仙台駅東口地区との連続・連携を図るとともに、地域貢献施設を配置し、駅とまちとの回遊を促し一体的な賑わいを創出するとともに、人々が行き交う活気あふれた空間の形成を目指し、新たなまちづくりを進める先導的役割を担う開発事業となることを目的としている。

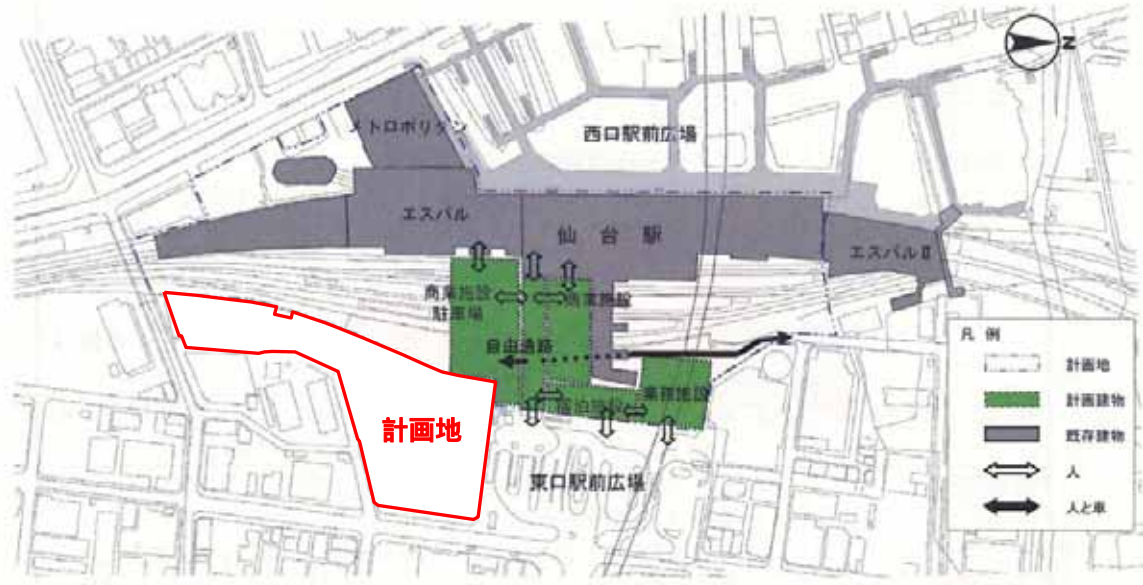


図6.2.2-3 土地利用計画図(仙台駅東口開発計画)

出典：「（仮称）仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」（平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社）

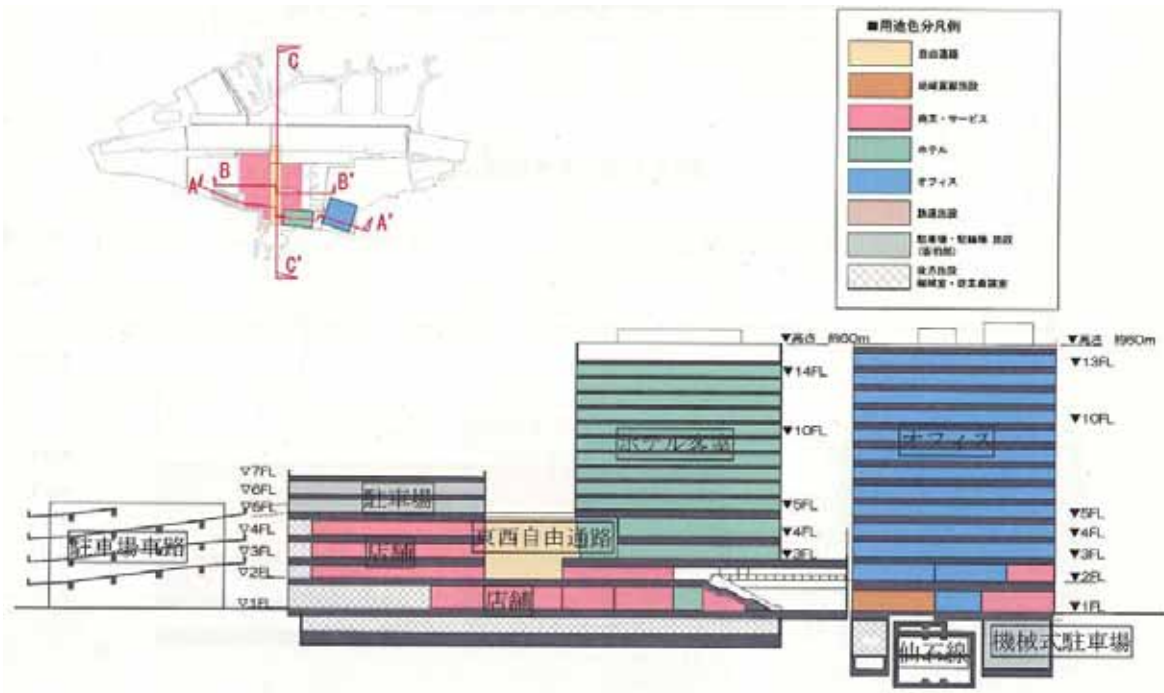


図6.2.2-4 仙台駅東口開発計画の断面図

出典：「（仮称）仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」（平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社）



表6.2.2-3 仙台駅東口開発計画の概要

項目	線路上空		東口	
	自由通路、商業施設、 鉄道施設、駐車場	宿泊施設	業務施設	
敷地面積	約68,000m <sup>2</sup>			
建築面積	約10,000m <sup>2</sup>	約1,400m <sup>2</sup>	約1,800m <sup>2</sup>	
延床面積	約43,000m <sup>2</sup>	約1,400m <sup>2</sup>	約25,000m <sup>2</sup>	
建築物の高さ	約30m	約60m	約60m	
階数	地上6階	地上14階 地下1階	地上13階 地下1階	
建築工事予定期間	平成24～27年度	平成26～29年度	平成28～30年度	
供用開始予定	平成27年度～	平成29年度～	平成30年度～	

出典：「（仮称）仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」（平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社）

### 6.2.3 社会資本整備等

#### (1) 交通

##### 1) 道路・鉄道等の交通網

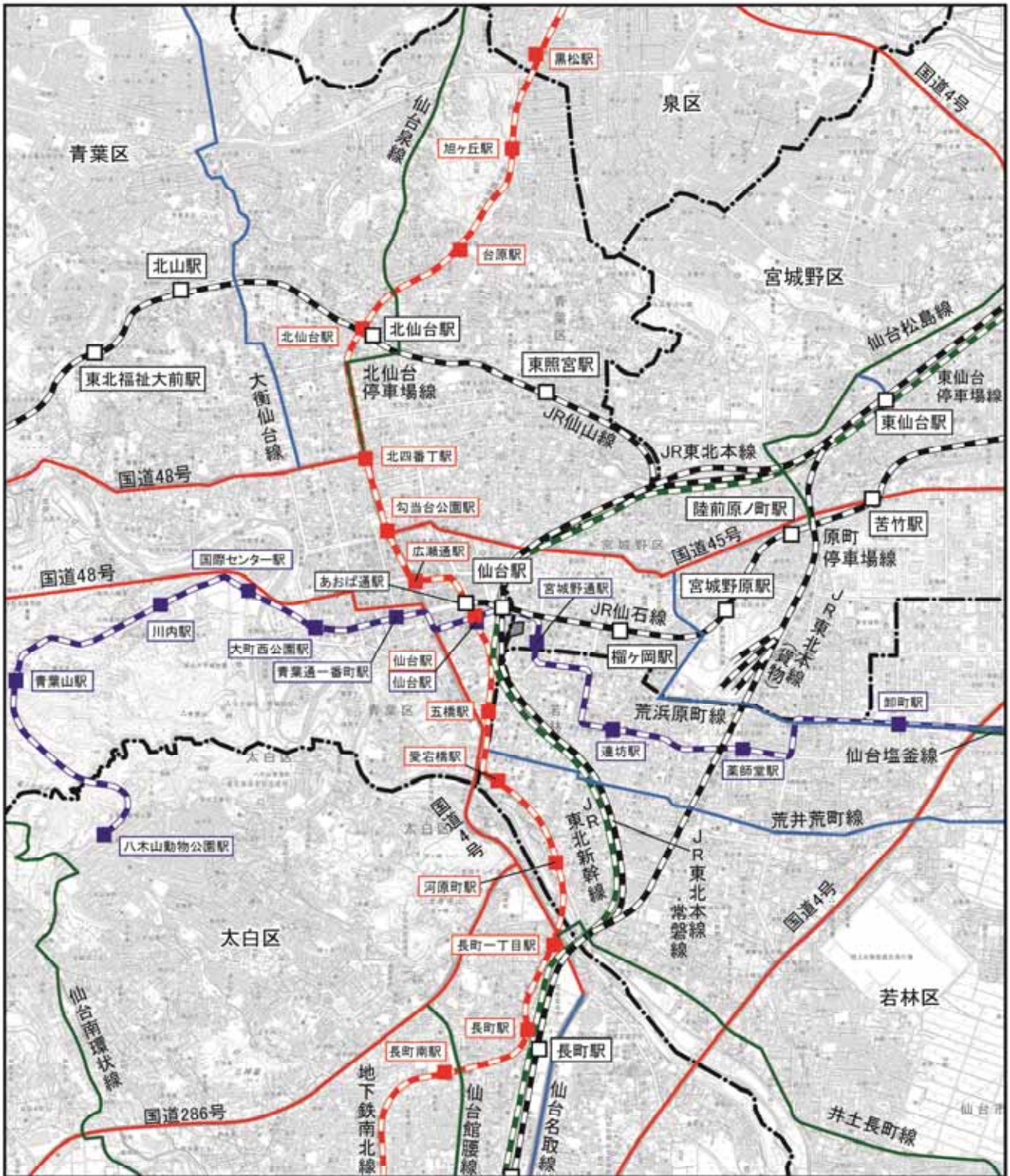
計画地周辺の交通網の状況は、図6.2.3-1に示すとおりである。

計画地の最寄駅は、JR仙台駅である。

鉄道は、JR仙台駅を中心とし、東西方向には仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線及び仙台市と山形市を結ぶJR仙山線が、南北方向には東北新幹線及びJR東北本線が走っている。また、南北方向に泉中央と富沢間を結ぶ仙台市地下鉄南北線が走っている。

なお、平成27年12月には、南西部の八木山動物公園付近から仙台駅を経て仙台東部道路の東インターチェンジ付近に至る延長13.9kmの仙台市地下鉄東西線が開業した。東西線には八木山動物公園駅～荒井駅間に13の駅が設置され、計画地の近くには、宮城野通駅が新たに設置された。

計画地周辺の道路は、仙台駅東口駅前広場から東方向に宮城野通が、計画地東側に面して南北に東七番丁通りがのびている。



**凡例**


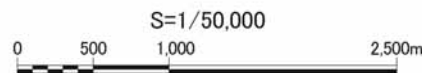
- |                                                                                     |       |                                                                                     |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | 計画地   |  | 鉄道 (JR新幹線)     |
|  | 区境界線  |  | 鉄道 (JR新幹線)     |
|  | 国道    |  | 鉄道 (仙台市地下鉄南北線) |
|  | 県道    |  | 鉄道 (仙台市地下鉄東西線) |
|  | 主要地方道 |                                                                                     |                |

図6.2.3-1 交通網図



## 2) 交通量

### ア．鉄道

仙台駅における乗車人数は、表6.2.3-1及び図6.2.3-2に示すように、JR線では平成18年度から平成22年度まで1日約75,000人を超えていたが、平成23年度は約10,000人減少し、平成24年度は、約80,000人まで増加した。また、そのうち東北新幹線は平成18年度から平成23年度まで約22,000人で推移していたが、平成24年度は約24,000人に増加した。

地下鉄南北線仙台駅では、平成18年度以降平成22年度まで利用者が減少していたが、平成23年度と平成24年度は増加した。

表6.2.3-1 仙台駅の乗車人数の推移

路線	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
JR (うち新幹線)	人/日	76,162 (22,831)	78,915 (23,614)	78,839 (22,944)	77,146 (21,648)	74,672 (21,648)	64,498 (21,648)	80,171 (24,319)
市営地下鉄 南北線	人/年	13,168,664	12,937,454	12,809,426	12,433,646	12,182,407	12,263,015	13,277,790

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

注)JRは1日平均乗車人員、市営地下鉄は年間乗車人員を示している。

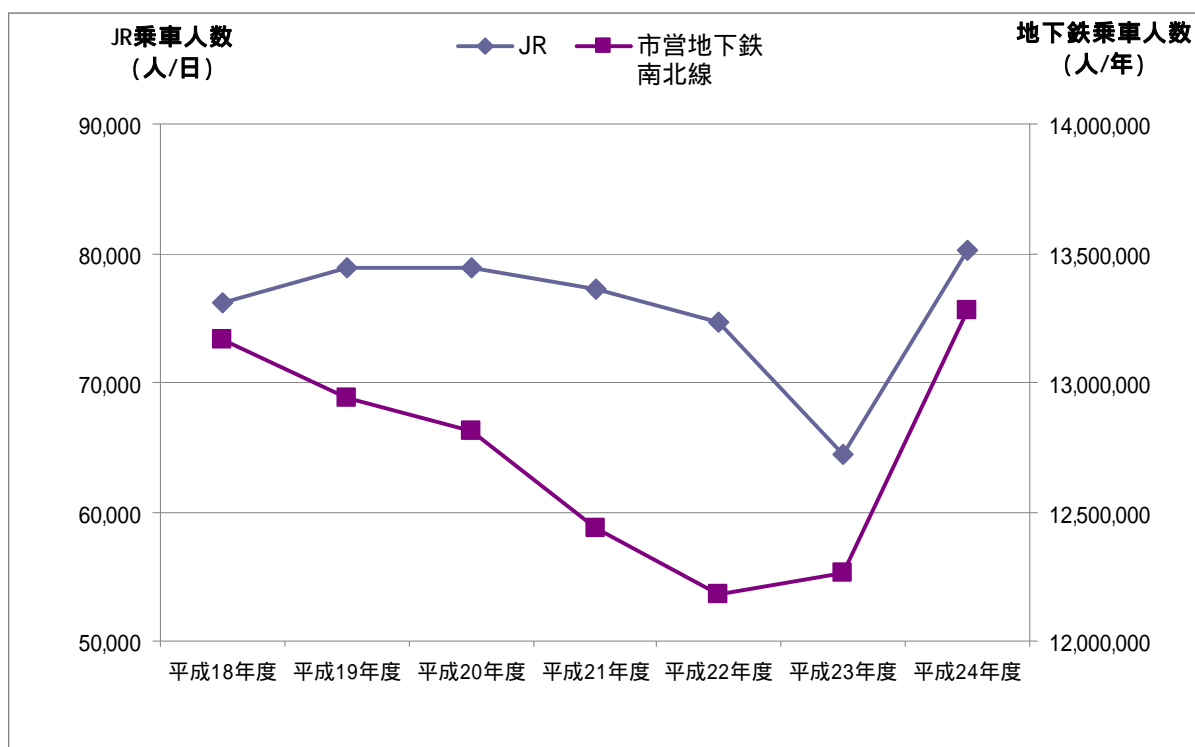


図6.2.3-2 仙台駅の乗車人数の推移

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

## イ．道路

計画地付近の自動車交通量の調査地点は図6.2.3-3に、平成25年の交通量調査結果は表6.2.3-2に示すとおりである。

計画地に近い、仙台駅東口交差点(宮-1地点)の交通量は、平日12時間交通量で約10,700台、榴岡二丁目交差点(宮-2地点)の交通量は、約16,200台となっている。

平成20年の交通量に対して、平成25年の交通量が増加したのは、連坊小路交差点(若-2地点)、市立病院前(青-15地点)の2地点であり、その他の交差点において交通量は減少している。

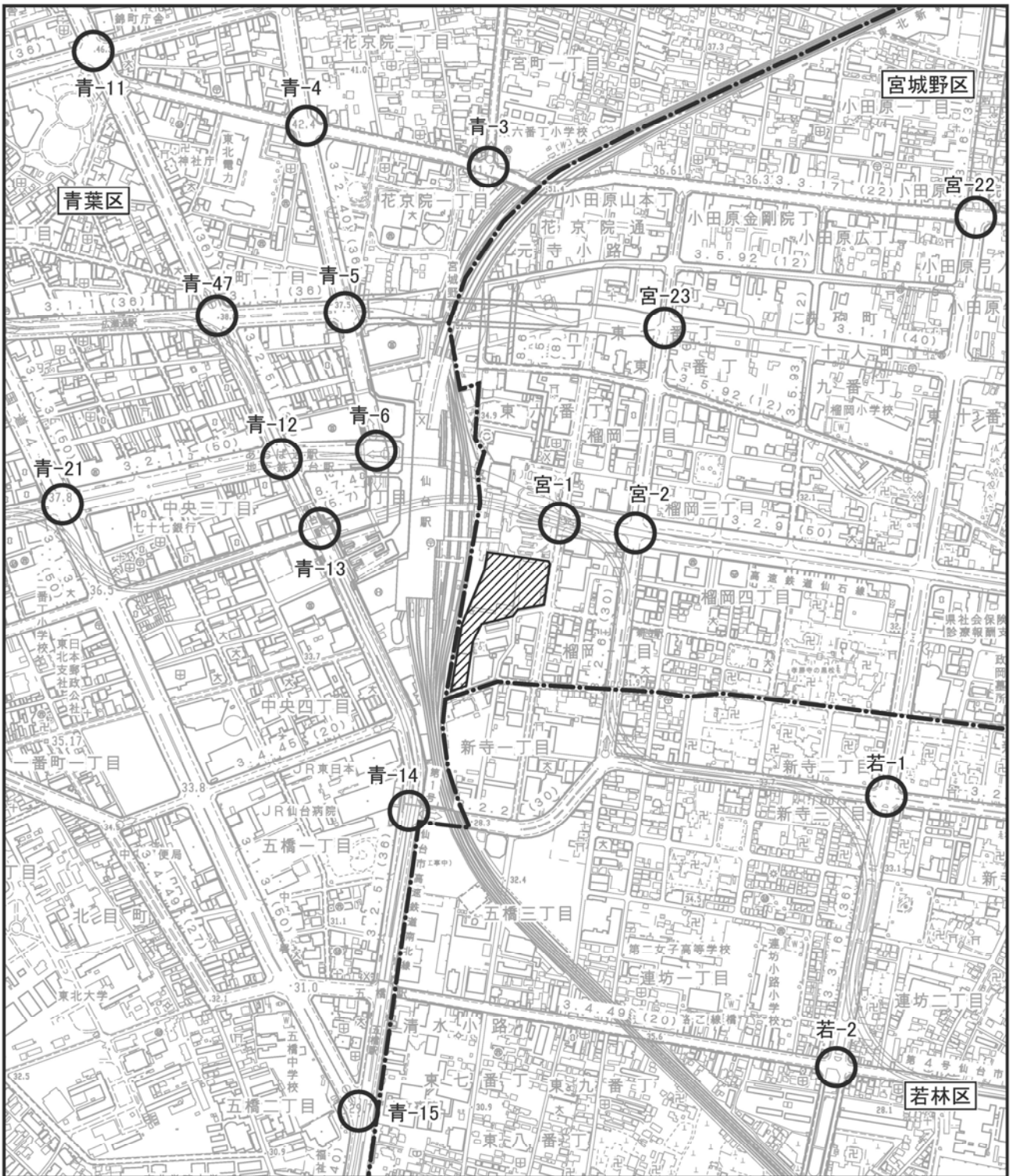
表6.2.3-2 自動車交通量調査結果(平成25年、平日)

交差点 番号	交差点名称	12時間交通量(台)			12時間交通量 伸び率
		小型車	大型車	合計	H25/H20
宮-1	仙台駅東口 (ロータリー前)	10,148	514	10,662	0.89
宮-2	榴岡二丁目	15,374	849	16,223	0.9
宮-22	小田原弓ノ町	28,563	2,431	30,994	-
宮-23	二十人町	17,113	683	17,796	-
若-1	新寺三丁目	30,976	4,144	35,120	0.99
若-2	連坊小路	15,221	951	16,172	1.01
青-3	宮町一丁目	27,958	2,593	30,551	0.96
青-4	花京院	30,180	3,026	33,206	0.96
青-5	宮城野橋	28,806	2,150	30,956	0.99
青-6	仙台駅前	19,921	3,351	23,272	0.93
青-11	錦町公園前	74,159	4,706	78,865	0.95
青-12	中央一丁目	30,410	6,593	37,003	0.89
青-13	バスプール前	28,329	5,131	33,460	0.92
青-14	五橋一丁目	34,892	4,709	39,601	0.93
青-15	市立病院前	58,061	3,030	61,091	1.04
青-21	中央三丁目	50,823	5,696	56,519	0.96
青-47	中央二丁目	40,330	3,932	44,262	-




出典：「仙台市交差点交通量調査(平成25年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)

<http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/0460.html>

注)宮-22、宮-23及び青-47交差点は、平成20年に調査は実施されていない。

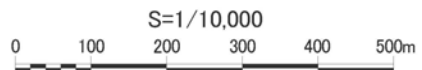


凡例

-  計画地
-  区境界線
-  交差点交通量調査地点(17ヶ所)

出典:「仙台市 交差点交通量調査(平成25年度)」(仙台市 都市整備局 交通政策課)

図 6.2.3-3 交通量調査地点



(2) 上水道

仙台市の水道施設状況は表6.2.3-3に示すとおりである。また、水道普及状況の推移は、表6.2.3-4及び図6.2.3-4に示すとおりである。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成24年度の水道普及率は99.6%である。平成20～平成24年度の過去5カ年の推移を見ると普及率・給水人口とも若干増加している。

仙台市の上水道の配水区域は、図6.2.3-5に示すとおりである。調査範囲は全域が給水区域になっており、主に釜房ダムを取水源とし、茂庭浄水場から配水されている。

表6.2.3-3 仙台市の水道施設状況(平成24年度)

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	1	1,033,000	1,034,050
簡易水道	0	0	0
専用水道	57	5,576	982
合計	58	1,038,576	1,035,032

出典:「平成24年度 宮城県の水道」(平成26年3月 宮城県)

表6.2.3-4 仙台市の水道普及状況の推移

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成20年度	452,659	1,013,390	99.4
平成21年度	457,179	1,017,407	99.4
平成22年度	461,047	1,019,713	99.5
平成23年度	468,910	1,028,015	99.6
平成24年度	475,324	1,037,351	99.6

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

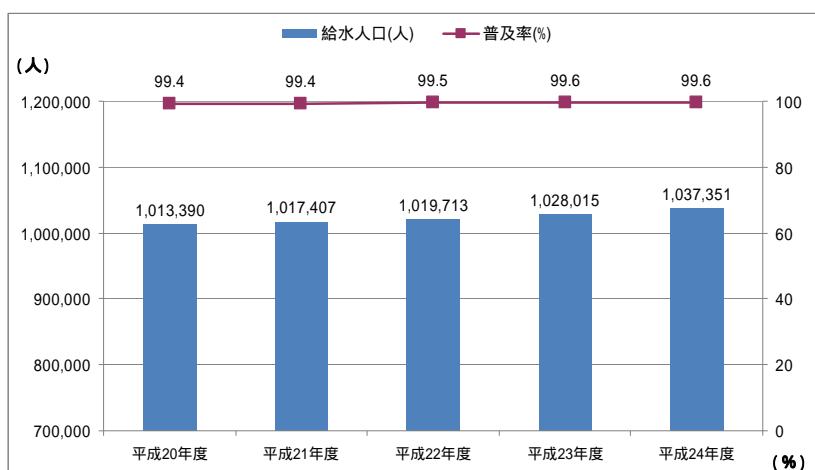


図6.2.3-4 仙台市の水道普及状況の推移

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)



図6.2.3-5 配水系統図

出典：「平成24年度水道事業統計年報」(平成25年3月仙台市水道局)

(3) 下水道

仙台市の下水道普及状況の推移は、表6.2.3-5に示すとおりである。

仙台市の平成24年度の下水道普及率は99.4%で、普及率は近年横ばいとなっている。

仙台市の下水道の処理区域は、図6.2.3-6に示すとおりであり、公共下水道計画は、図6.2.3-7～8に示すとおりである。計画地は「南蒲生処理区合流区域」に該当する。

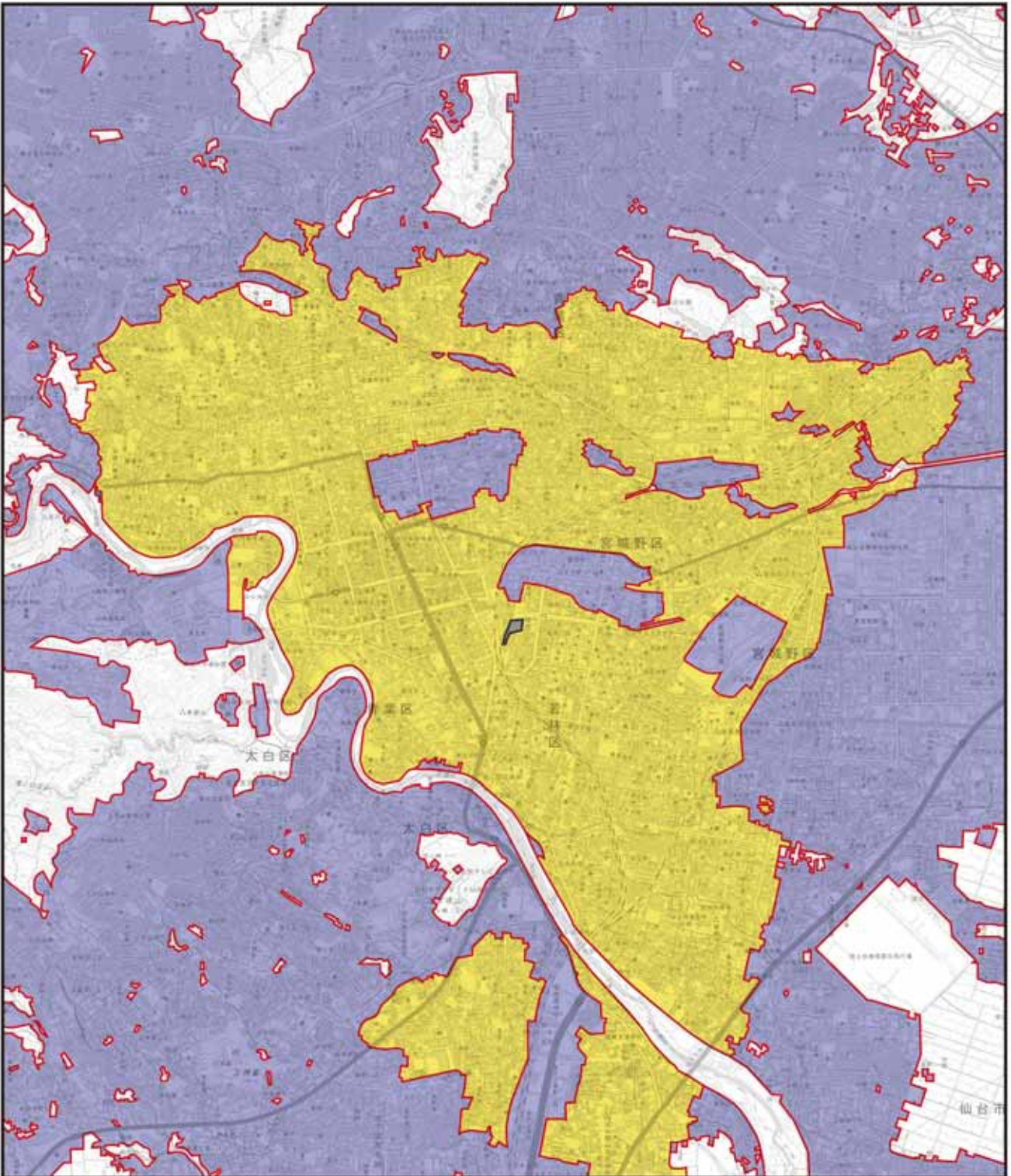
なお、本処理区の下水処理を担っていた「南蒲生浄化センター」は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、主要な土木・建築構造物が破壊され、機械・電気設備が冠水、流失する等、処理機能に壊滅的な被害を受け、現在は通常の処理が不可能な状態のため、中級処理による放流を行っている。新たな水処理施設については平成27年度末の供用開始を目標に工事を進めている。

表6.2.3-5 仙台市の下水道普及状況の推移

年次	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	下水道普及率(%)	処理量(m <sup>3</sup> /日)
平成20年度	1,016,506	1,007,810	99.1	413,676
平成21年度	1,020,319	1,012,722	99.3	400,024
平成22年度	1,021,636	1,014,343	99.3	413,942
平成23年度	1,029,407	1,022,706	99.3	379,935
平成24年度	1,038,522	1,032,080	99.4	391,918

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)





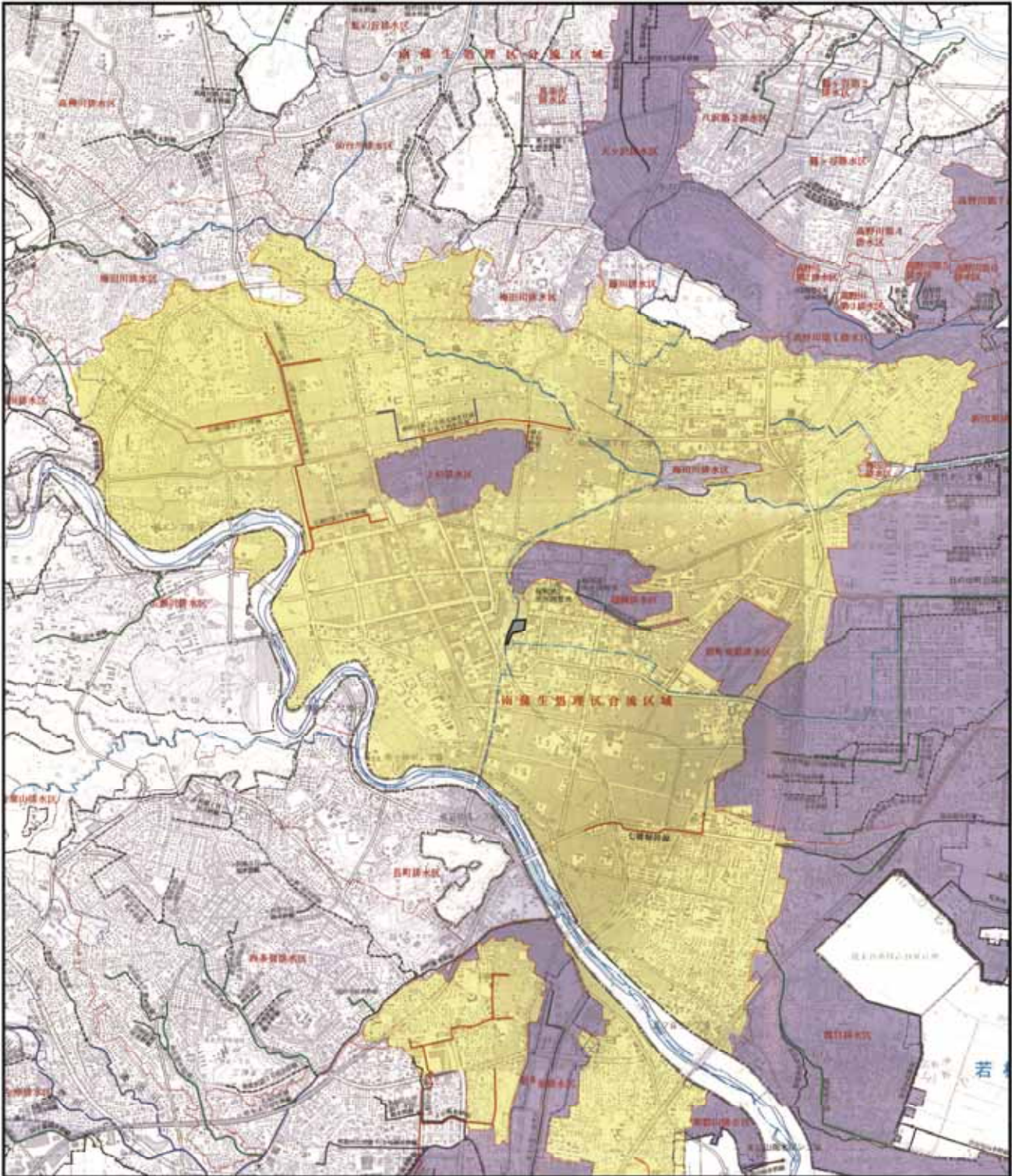
凡 例

- 計画地
- 合流式処理区域
- 分流式処理区域

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」  
[http://www2.wagamachi-guide.com/sendai\\_tokei/](http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/)

図 6.2.3-6 下水道処理区域





凡例



計画地



南蒲生処理区合流区域 (降雨確率10年)



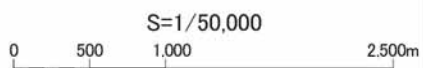
南蒲生処理区分流区域 (降雨確率10年)

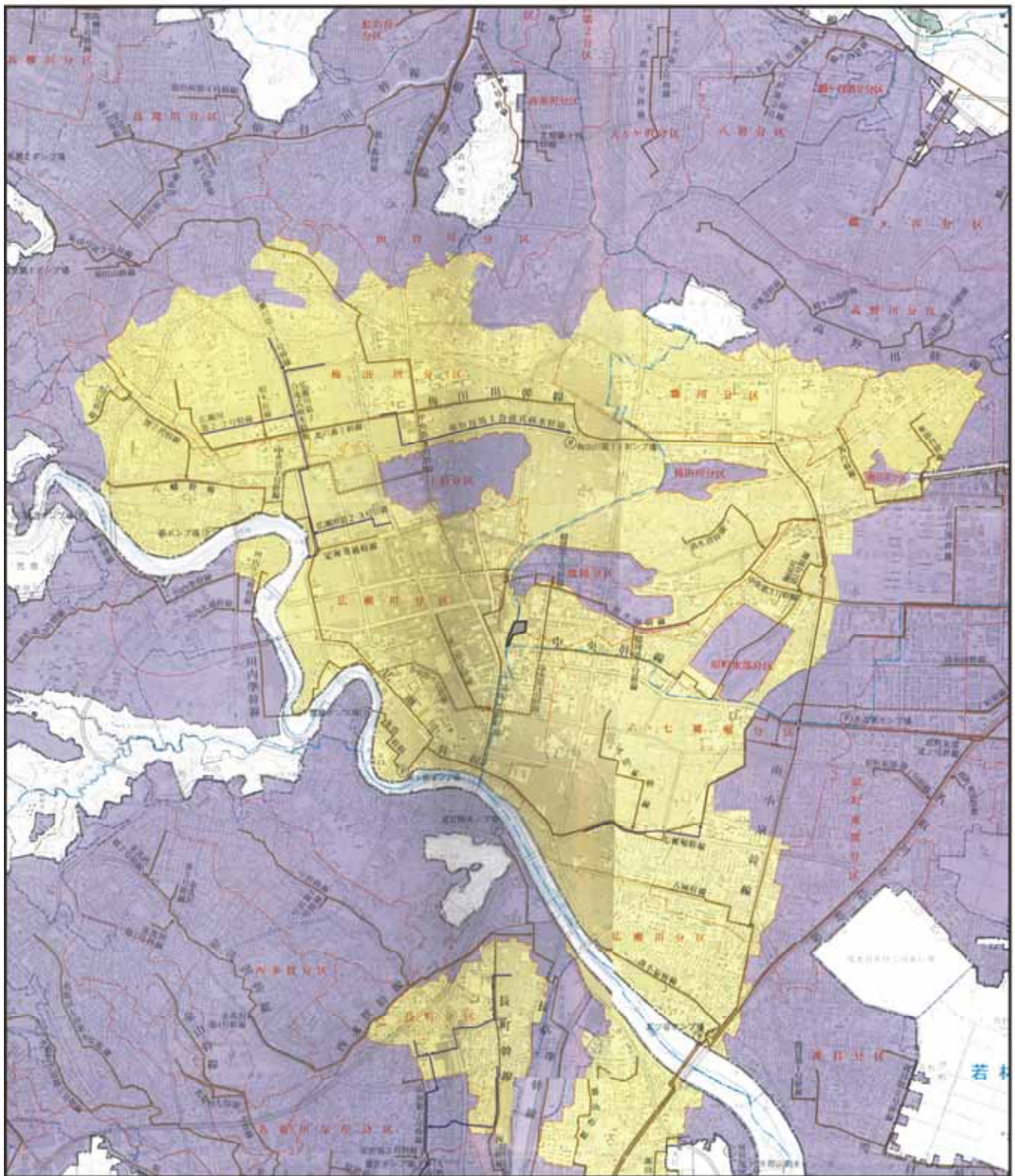


南蒲生処理区分流区域 (降雨確率4年)

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)」(平成25年7月 市政情報センター)

図6.2.3-7 公共下水道計画図 (雨水)





凡例

- 計画地
- 南蒲生処理区合流区域
- 南蒲生処理区分流区域

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)」(平成25年7月 市政情報センター)

図 6.2.3-8 公共下水道計画図(污水)



(4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水道事業のうち、計画地周辺の事業は、表6.2.3-6及び図6.2.3-9に示すとおり、「仙塩工業用水道事業」及び「仙台圏工業用水道事業」がある。

「仙塩工業用水道事業」は、昭和36年11月から仙塩地区、また、平成6年4月から仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。また、「仙台圏工業用水道事業」は、昭和51年10月から仙台港後背地、名取市及び利府町の企業へ給水を行っている。

表6.2.3-6 工業用水道事業の概要

	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業
水源	一級河川名取川水系大倉川(大倉ダム)	一級河川名取川水系碁石川(釜房ダム)
取水	広瀬川四ツ谷堰(仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大100,000m <sup>3</sup>	名取川頭首工(名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大100,000m <sup>3</sup>
給水能力	一日最大100,000m <sup>3</sup>	一日最大100,000m <sup>3</sup>
水質等	(水温)摂氏1～25度 (濁度)10度以下 (pH)6.0～8.0 (総硬度)120mg/L以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・ 富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典: 宮城県HP <http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/Senen/Senen-Kougyouyou-Suidou1.html>  
<http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/Senen/Senen-Kougyouyou-Suidou1.html>



図6.2.3-9 工業用水道事業の概況図

出典: 工業用水道給水エリア(平成25年2月 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所)

(5) 農業用水

調査範囲では、広瀬川、笹川、梅田川及び七北田川に農業用水の取水堰や揚水機が設置されている。施設概要を表6.2.3-7に、施設の位置を図6.2.3-10に示す。

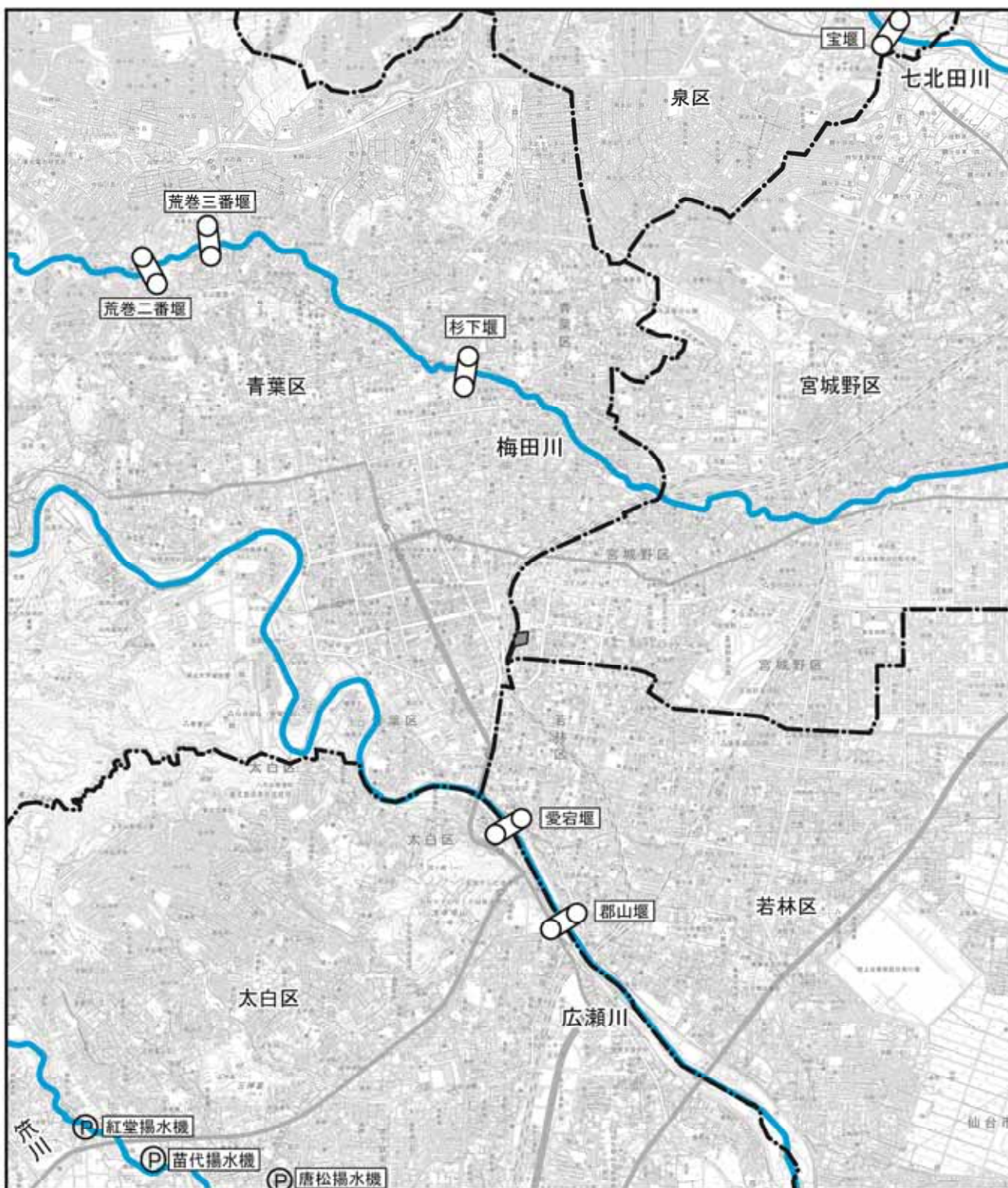
「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)によると、調査範囲では、広瀬川には、上流から、愛宕堰(取水量:6.0450m<sup>3</sup>/秒(常時)~7.4250m<sup>3</sup>/秒(最大))と、郡山堰(取水量:0.1610m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.1800m<sup>3</sup>/秒(最大))の2ヶ所の取水堰がある。

笹川には、上流から、紅堂揚水機(取水量:0.1000m<sup>3</sup>/秒)、苗代揚水機(取水量:0.0150m<sup>3</sup>/秒)、唐松揚水機(取水量:0.0110m<sup>3</sup>/秒)の3機がある。梅田川には上流から、荒巻二番堰(取水量:0.0350m<sup>3</sup>/秒)、荒巻三番堰(取水量:0.0040m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.0300m<sup>3</sup>/秒(最大))、杉下堰(取水量:0.2000m<sup>3</sup>/秒)の3ヶ所の取水堰がある。また、七北田川には、宝堰(取水量:0.6000m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.7000m<sup>3</sup>/秒(最大))がある。

表6.2.3-7 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量(m <sup>3</sup> /秒)		施設所有者	施設管理者
			最大	常時		
広瀬川	愛宕堰	仙台市若林区土樋	7.4250	6.0450	仙台市	仙台東土地改良区
広瀬川	郡山堰	仙台市青葉区根岸	0.1800	0.1610	仙台市	郡山水利組合
笹川	紅堂揚水機	仙台市青葉区鉤取字町	0.1000	0.0100	紅堂水利組合	紅堂水利組合
笹川	苗代揚水機	仙台市太白区富田字八幡東	0.0150	0.0150	富田生産組合	富田生産組合
笹川	唐松揚水機	仙台市太白区富沢字上野東	0.0110	0.0110	仙台市	苗代堰水利組合
梅田川	荒巻二番堰	仙台市青葉区荒巻	0.0350	0.0350	荒巻水利組合	荒巻水利組合
梅田川	荒巻三番堰	仙台市青葉区荒巻銅谷	0.0300	0.0040	荒巻水利組合	荒巻水利組合
梅田川	杉下堰	仙台市青葉区梅田町	0.2000	0.2000	四ツ谷堰協会	四ツ谷堰協会
七北田川	宝堰	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)

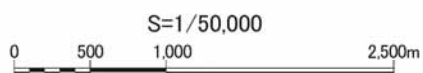


凡例

- 計画地
- 区境界線
- 河川
- 堰
- P 揚水機

出典：「河川取水施設図」（平成20年3月 宮城県）

図6.2.3-10 農業用水取水位置



(6) 漁業権

仙台市内には、2つの内水面漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は、表6.2.3-8に示すとおりである。調査範囲では、広瀬川に第5種共同漁業として、漁業権が設定されている。また、調査範囲で漁業権が設定されている海面及び湖沼はない。

表6.2.3-8 内水面漁業協同組合と漁業権の設定

組合名	漁業権が設定されている河川
仙台市漁業協同組合	井土浦
広瀬名取川漁業協同組合	名取川, 前川, 立野川, 碁石川, 北川, 宍戸川, 本砂金川, 小屋の沢川, 広瀬川, 新川, 大倉川, 矢横沢, 横川

出典: 宮城県資料(宮城県農林水産部水産業振興課)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/naisuikisoku.html>

(7) 地下水

仙台市の地下水揚水量実態調査(調査年度:平成24年度)によると、仙台市における地下水揚水量は表6.2.3-9に示すとおりである。調査対象としたのは、事業所用(対象となる事業所は製造業では原則として従業員10人以上)の井戸(原則として揚水機の吐出口断面積が6cm<sup>2</sup>以上のもの)であり、井戸本数は130本、揚水量の合計は834m<sup>3</sup>/日であった。

表6.2.3-9 仙台市における地下水揚水量

	井戸本数(本)	揚水量(m <sup>3</sup> /日)
工業用	0	0
建築物用	84	554
水道用	13	241
農業用	33	39
合計	130	834

出典:「平成24年度 公害資料(地盤沈下編)」(平成26年3月 宮城県HP)

(8) 廃棄物処理施設等

仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移は、表6.2.3-10、図6.2.3-11～12に示すとおりである。

仙台市の平成24年度におけるごみ排出量は393,848t、1人1日当たりの排出量は1,017gであり、平成23年度と比較して減少している。処理内訳は、全体の約9割が焼却、約1割が資源化されている。なお、生活系ごみは仙台市が委託収集し、処理しているが、事業系ごみについては排出者の責務とし、自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

調査範囲には焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分場等のごみ処理施設は存在しない。

表6.2.3-10 仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人口(人)		1,031,163	1,033,515	1,045,903	1,049,493	1,060,877
年間排出量 (t)	生活ごみ	247,069	231,519	236,431	250,966	246,831
	事業ごみ	142,700	135,266	131,005	161,751	147,017
	計	389,769 (100)	366,785 (94)	367,436 (94)	412,717 (106)	393,848 (101)
1人1日当 たり排出量 (g)	生活ごみ	656	614	619	653	637
	事業ごみ	379	359	343	421	380
	計	1,035 (100)	973 (86)	962 (85)	1,074 (85)	1,017 (85)
処理内訳 (t)	焼却	344,206	316,591	319,136	346,784	340,319
	埋め立て	5,909	5,386	4,819	17,884	5,901
	資源化	39,654	44,808	43,481	48,049	47,628
	計	389,769	366,785	367,436	412,717	393,848

注) 1. ( )内の数値は、平成20年度の排出量を100としたときの数値  
 2. 人口は各年の10月1日現在  
 3. 平成23年度は震災ごみの自己搬入分も含めて計上(ただし、蒲生、荒浜、井土の各搬入場処理分は除く)  
 出典:「平成25年度 仙台市環境局事業概要」(平成25年8月 仙台市環境局)

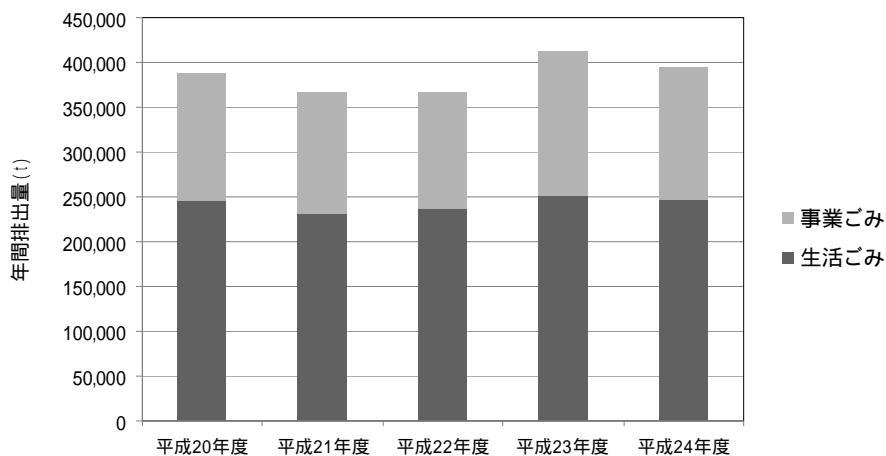


図6.2.3-11 仙台市のごみ排出量の推移

出典:「平成25年度 仙台市環境局事業概要」(平成25年8月 仙台市環境局)



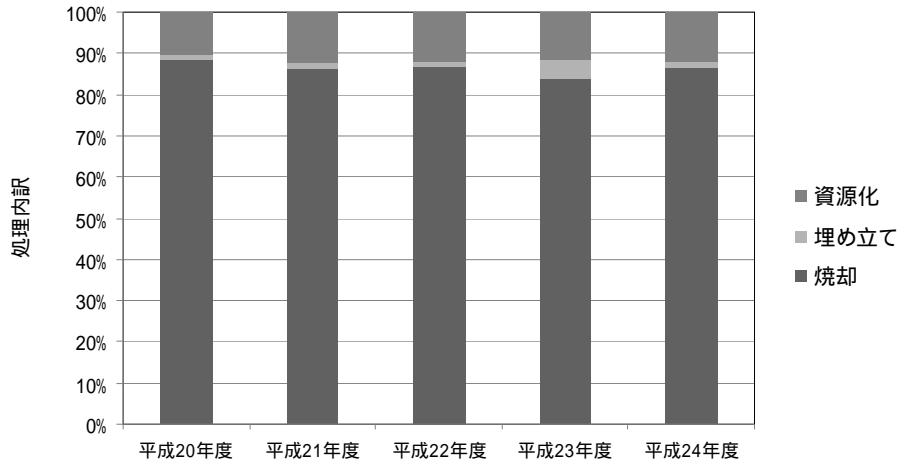


図6.2.3-12 ごみ処理内訳の推移

出典：「平成25年度 仙台市環境局事業概要」(平成25年8月 仙台市環境局)

なお、表6.2.3-11に示すとおり調査範囲外の東側に産業廃棄物処理業者（中間処理の許可業者）の処理施設が3ヶ所立地している。

表6.2.3-11 産業廃棄物処理業者

許可業者名	施設の設置場所	処分方法	中間処理できる産業廃棄物の種類( )																	備考									
			1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸	5 廃アルカリ	6 廃プラスチック	7 紙くず	8 木くず	9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 ゴムくず	12 金属くず	13 ガラス陶磁器	14 鉋さい	15 がれき類	16 動物のふん尿	17 動物の死体		18 ばいじん	19 動物系不要物	20 第13号廃棄物	自動車等破砕物					
松田産業(株)	983 - 0035	中和																											収集
	宮城野区日の出町1 - 1 - 13	破砕																											特収
(有)仙台福祉清掃社	984 - 0015	破砕・熔融固化																											
	若林区卸町4 - 3 - 1 (仙台市中央卸売市場内)	破砕・熔融固化 破砕																											
梶原電気(株)	984 - 0014 若林区六丁の目元町13 - 16	破砕																											

出典：仙台市産業廃棄物処理業者名簿(平成25年度 仙台市環境局)

#### 6.2.4 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、社会福祉施設、文化施設の状況は、表6.2.4-1(1)～(10)及び図6.2.4-1、2に示すとおりである。

計画地の近隣においては、南西側約200mの範囲に「JR仙台病院」及び介護老人保健施設「ハート五橋」が、また、東側約200mの範囲に文化施設「榴岡図書館」及び介護老人保健施設「アイエスエフネットライフ仙台」、「スイッチ・センダイ」が存在する。

また、住宅の配置の状況としては、計画地周辺は商業地域、近隣商業地域であり、住商が混在する地域が広がっている。その北側及び南側には第二種住居地域等の住居系地域が広がっている（p.6-133 図6.2.2-2参照）。

表6.2.4-1(1) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	おたまや幼稚園	霊屋下23-5
	2	お人形社幼稚園	木町通2-1-48
	3	聖愛幼稚園	土樋1-9-15
	4	聖ドミニコ学院北仙台幼稚園	堤通雨宮町11-11
	5	仙台バプテスト教会幼稚園	木町通2-1-5
	6	仙台YMCA幼稚園	立町9-7
	7	東二番丁幼稚園	一番町2-1-4
	8	みどりの森幼稚園	柏木1-7-45
	9	宮城教育大学附属幼稚園	上杉6-4-1
	10	東二番丁小学校	一番町2-1-4
	11	木町通小学校	木町通1-7-36
	12	木町通小学校東北大学病院分校	星陵町1-1
	13	立町小学校	立町8-1
	14	東六番丁小学校	宮町1-2-1
	15	片平丁小学校	片平1-7-1
	16	上杉山通小学校	上杉1-10-1
	17	通町小学校	通町1-1-1
	18	北六番丁小学校	宮町4-4-17
	19	小松島小学校	小松島2-1-1
	20	宮城教育大学附属小学校	上杉6-4-1
	21	第二中学校	木町通2-4-1
	22	第二中学校東北大学病院分校	星陵町1-1
	23	上杉山中学校	上杉6-7-1
	24	五城中学校	東照宮1-3-1
	25	五橋中学校	五橋2-2-1
	26	宮城教育大学附属中学校	上杉6-4-1
	27	宮城県立視覚支援学校	上杉6-5-1

注)表中の番号は、図6.2.4-1の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月)

2.仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表6.2.4-1(2) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	28	宮城県工業高等学校・第二工業高等学校	米ヶ袋3-2-1
	29	常盤木学園高校	小田原4-3-20
	30	東北学院大学土樋キャンパス	土樋1-3-1
	31	東北大学星陵キャンパス	星陵町2-1、星陵町4-1
	32	東北大学雨宮キャンパス	堤通雨宮町1-1
	33	東北大学片平キャンパス	片平2-1-1
太白区	34	ますみ幼稚園	向山4-26-34
	35	向山小学校	向山3-19-1
	36	愛宕中学校	萩ヶ丘9-1
	37	仙台向山高等学校	八木山緑町1-1
	38	仙台南高等学校	根岸町14-1
	39	東北工業大学長町キャンパス	二ツ沢6
	40	仙台三桜高等学校	門前町9-2
宮城野区	41	さいわい幼稚園	幸町3-3-3
	42	清水幼稚園	清水沼3-4-10
	43	東岡幼稚園	原町2-1-66
	44	みやぎ幼稚園	幸町2-9-25
	45	幸町小学校	幸町2-19-1
	46	幸町南小学校	幸町5-2-1
	47	榴岡小学校	東九番丁88-1
	48	原町小学校	原町2-6-1
	49	柞江小学校	柞江15-1
	50	幸町中学校	幸町1-15-1
	51	東華中学校	宮城野2-14-27
	52	宮城野中学校	五輪1-4-25
	53	仙台大志高等学校	五輪1-4-10
	54	仙台育英学園高等学校	宮城野2-4-1
若林区	55	聖ウルスラ学院英智幼稚園	木ノ下1-25-25
	56	聖和幼稚園	木ノ下4-3-14
	57	小さき花幼稚園	畳屋丁31
	58	エコーノワール幼稚園	大和町1-17-25
	59	古城幼稚園	河原町2-2-7
	60	連坊小路小学校	連坊1-7-27

注)表中の番号は、図6.2.4-1の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月)

2.「太白区ガイド」(平成26年3月)

3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月)

4.「若林区ガイド」(平成26年3月)

5.仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表6.2.4-1(3) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
若林区	60	連坊小路小学校	連坊1-7-27
	61	聖ウルスラ学院英智小・中学校木ノ下キャンパス	木ノ下1-25-25
	62	聖和学園高等学校薬師堂キャンパス	木ノ下3-4-1
	63	聖ウルスラ学院英智小学校・中学校・高等学校	一本杉町1-2
	64	南小泉小学校	一本杉町17-10
	65	荒町小学校	荒町86
	66	南材木町小学校	南材木町84
	67	古城小学校	古城2-1-1
	68	南小泉中学校	一本杉町2-1
	69	八軒中学校	南小泉八軒小路9-1
	70	仙台第一高等学校	元茶畑4
	71	仙台二華中学校・高等学校	連坊1-4-1
72	仙台青葉学院短期大学五橋キャンパス	五橋3-5-75	

注)表中の番号は、図6.2.4-1の施設番号に対応する。

出典:1.「若林区ガイド」(平成26年3月)

2. 仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表6.2.4-1(4) 配慮が必要な施設等(病院)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	東北大学病院	星陵町1-1
	2	仙台通信病院	中央4-5-1
	3	東北公済病院	国分町2-3-11
	4	内科佐藤病院	上杉2-3-17
	5	JR仙台病院	五橋1-1-5
	6	東北会病院	柏木1-8-7
	7	宮城中央病院	上杉1-9-17
	8	貝山中央病院	大町2-12-8
	9	医療法人宏人会木町病院	木町通1-7-13
	10	伊藤病院	二日町8-8
	11	台原高柳病院	台原6-3-33
	12	仙台中江病院	中江1-10-18
宮城野区	13	(独)国立病院機構・仙台医療センター	宮城野2-8-8
	14	青葉病院	幸町3-15-20
	15	安田病院	小田原2-2-40
若林区	16	中嶋病院	大槻15-27
	17	仙台市立病院	清水小路3-1
	18	仙台中央病院	新寺3-13-6
	19	内科河原町病院	南小泉字八軒小路4

注)表中の番号は、図6.2.4-1の施設番号に対応する。

出典:「宮城県病院名簿(平成26年4月1日現在)」(宮城県保健福祉部医療整備課)

表6.2.4-1(5) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	愛隣こども園	五橋1-6-15
	2	青葉保育園	宮町1-4-47
	3	柏木保育園	柏木1-5-35
	4	春日町マザーズチャイルドセンター	春日町5-26
	5	かたひら保育園	片平2-1-2
	6	さねや・ちどれんず・ふぁあむ	上杉1-10-25
	7	中江保育園	中江1-20-21
	8	支倉保育所	支倉町2-35
	9	社のみらい保育園	柏木1-36
	10	福祉プラザ	五橋二丁目12-2
	11	子供相談支援センター	錦町一丁目3-9
	12	仙台市立町たんぼぼホーム	立町18-3
	13	仙台メンタルヘルスサービス雨宮	堤通雨宮町4-2-101
	14	工房きまち	北山1-10-15
	15	くるみの木	小田原四丁目1-2
	16	仙台市やまびこホーム	支倉町2-35
	17	とちのき	錦町1-3-9
	18	ワークスもくれん	上杉5-3-53
	19	仙台ダルク・チェルキオ作業所	上杉2-1-26
	20	アロー萌木	中江1-23-4
	21	こころや	木町10-3
	22	しおり	中江1-15-9
	23	株式会社チャレンジドジャパン「ひゅーまにあせんだい」	本町三丁目5-22
	24	就労支援センターほっぷ	本町三丁目5-22
	25	しじゅうから at work	宮町二丁目3-22
	26	仙台メンタルヘルスサービス	昭和町2-25HCビル5階
	27	マルベリー工房	宮町4-2-22
	28	メルヴェイユ仙台	上杉1-1-30
	29	パンピの杜アネックス	花京院2-1-45
	30	指定就労継続支援多機能型あしあと	小田原5-1-16
	31	東北復興プロジェクト	上杉1-3-22
	32	ぴぁ	本町三丁目8-1
	33	まある	上杉1-7-7
	34	Schale おおまち	大町2-6-27
	35	ウイングル仙台青葉センター	中央1-8-19
	36	チャレンジピラ	上杉1-10-25-107
	37	ひまわり	霊屋下10-17
	38	シルバーセンター	花京院1-3-2
	39	仙台市二日町老人憩の家	二日町5-21
	40	仙台市上杉老人憩の家	上杉四丁目1-45

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)

2.仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

3.仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.html>

表6.2.4-1(6) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	41	仙台市通町老人憩の家	通町二丁目3-10
	42	仙台市若林きみ記念老人憩の家	花壇7-10
	43	ウィクラブ	米ヶ袋1-3-20-104
	44	デイサービスセンタードクマサー上杉	上杉1-6-17
	45	バイタルケア花壇デイサービスセンターさふらんの家	花壇5-36
	46	デイサービスセンタードクマサー末広	上杉一丁目3-16
	47	ウェルデイサービスセンター上杉	上杉三丁目8-3
	48	デイサービスセンターおてんとさん	一番町1-6-22-305
	49	西公園ハーモニーデイサービス	立町19-13
	50	デイサービスむらでん柏木	柏木1-3-23
	51	デイサービスサロン八千代の家 - 仙台広瀬 -	広瀬町2-5
	52	ツクイ台原	台原6-9-18
	53	ジャストケアデイサービスセンター一番町	一番町2-10-26-103
	54	ばんすいデイサービスセンター	大町2-13-24
	55	デイサービス きらら北仙台	通町二丁目1番8号
	56	介護予防センター早稲田イーライフ青葉	支倉町2-32
	57	さくらデイサービス二日町	二日町11-13
	58	GENKI NEXT 仙台上杉	上杉二丁目2番4号
	59	五橋地域包括支援センター	五橋二丁目12番2号
	60	上杉地域包括支援センター	上杉2丁目3番19号
	61	木町通地域包括支援センター	木町通二丁目3番22号
	62	花京院地域包括支援センター	宮町二丁目2番6号
	63	クローバース・ピア本町	本町2-17-27
	64	グランダ上杉雨宮	堤通雨宮町10-26
	65	シルバーハウズドクマサー上杉	上杉1-6-17
66	シルバーハウズドクマサー末広	上杉1-3-16	
67	アルテイル宮町	宮町1-4-47	
68	すけるん家上杉	上杉三丁目8-3	
69	グループホームなんてん上杉	上杉三丁目8-3	
70	トラスト	上杉2-3-17	
71	ハート五橋	五橋1-1-5	
72	仙台市母子家庭相談支援センター	中央一丁目3-1	
73	仙台市父子家庭相談支援センター	二日町6-6	
74	仙台市社会福祉協議会	五橋二丁目12-2	
75	青葉区社会福祉協議会	二日町4-3	

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)

2. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryuu/index.html>

表6.2.4-1(7) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
太白区	76	根岸保育所	根岸町5-19
	77	向山保育所	向山4-27-11
	78	ますみ保育園	向山4-26-34
	79	愛宕橋地域包括支援センター	向山4-19-10共立愛宕橋ビル1F
	80	向山老人憩の家	萩ケ丘9-1
	81	AR作業所「どんぐり」	向山2-12-3
	82	仙台市向山老人憩の家	萩ケ丘9-1
	83	たいはく宅老所せせらぎ	越路21-12
	84	リハビリステーション青山	青山2-33-23
	85	せせらぎ2	越路12-12
	86	デイサービスセンター サン・つばき	越路7-7
	87	心彩村～いろは～	長嶺1-21
	88	デイサービスセンター にこトピア向山の家	八木山緑町4-24
	89	デイサービスみどり会	八木山緑町21-10
	90	SPA NAKAGAWA	茂ヶ崎三丁目11番地10号
	91	愛宕橋地域包括支援センター	向山四丁目19番地10号
	92	サン・つばき	越路7-7
	93	大年寺山ジェロントピア	茂ヶ崎3-12-1
	94	ネクサスコート愛宕	越路9-15
	95	グループホームなんてん長嶺荘	長嶺8-10
96	グループホーム萩ケ丘	萩ケ丘28-24	
97	エパーグリーン・ヤギヤマ	八木山香澄町1-20	
宮城野区	98	小田原保育園	幸町3-9-13
	99	五城保育園	五輪1-4-20
	100	さゆり保育園	柊江1-2
	101	乳銀杏保育園	銀杏町7-6
	102	原町すいせん保育所	清水沼3-6-11
	103	保育園ワタキューキンダーハイム	榴岡3-7-30-2F
	104	ますえの森どうわほいくえん	柊江8-10
	105	児童養護施設 小百合園	柊江1-2
	106	地域小規模児童養護施設 井田ホーム	二の森3-31
	107	ばれった・けやき	大楯16-2
	108	第二啓生園	幸町四丁目6-2
	109	啓生園	幸町四丁目6-2
	110	きぼう園	二の森14-3

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

出典:1.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)

2.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部区民生活課)

3.仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

4.仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryuu/index.htm1>

5.仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>

表6.2.4-1(8) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
宮 城 野 区	111	仙台通勤寮	二の森14-3
	112	仙台市宮城野障害者福祉センター	大楯16-2
	113	宮城県障害者福祉センター	幸町四丁目6-2
	114	ぱれった・けやき宮城野	西宮城野10-21
	115	ウイングル仙台宮城野センター	榴岡5-1-23
	116	アイエスエフネットライフ仙台	榴岡4-1-8
	117	スイッチ・センダイ	榴岡1-6-3-602
	118	オリーブの風	榴ヶ岡5
	119	仙台市原町老人憩の家	原町一丁目3-54
	120	夢のふれあい村	原町1-3-50
	121	特定非営利活動法人ゆうあんどあいデイサービスはらのまち	原町2-1-53原町の長屋
	122	心彩村～つむぎ～	幸町1-19-28
	123	デイサービス日だまり	幸町2-22-37
	124	清水沼デイサービスセンター	清水沼3-7-8
	125	榴岡デイサービスセンター	榴岡3丁目6-18
	126	サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所	幸町2-4-5
	127	株式会社中川デイサービスNAKAGAWA	鉄砲町166
	128	GENKINEXT仙台小田原	小田原2-1-28
	129	リハぷらざみやぎの	宮城野二丁目14-11
	130	榴岡地域包括支援センター	榴岡四丁目2番8号
	131	J&B	清水沼3丁目7-8
	132	りらく苑幸町	幸町2-2-12
	133	グループホームよもぎ埜	幸町2-9-8
	134	けやき	大楯15-27
若 林 区	135	河原町すいせん保育所	河原町2-8-10
	136	木ノ下保育所	大和町1-16-2
	137	穀町保育園	元茶畑10-21
	138	仙台保育園	南鍛冶町100-1
	139	能仁保児園	新寺3-8-5
	140	河原町地域包括支援センター	河原町2-4-3アルファ河原町1F
	141	連坊老人憩の家	連坊1-7-15
	142	南材老人憩の家	南小泉字八軒小路5-4
	143	アトリエ・ぶどうの木	新寺2-3-1-402
	144	太陽とオリーブ	新寺2-3-1-102
	145	れいんぼう倶楽部	連坊小路51-4

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

- 出典:1.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部区民生活課)  
 2.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部区民生活課)  
 3.仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>  
 4.仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryuu/index.htm1>  
 5.仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>



表6.2.4-1(9) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
若林区	146	ばれった・けやき木ノ下	木ノ下2-2-3
	147	フォンテーヌ	文化町15-12
	148	南材ホーム	河原町二丁目2-3
	149	もぐもぐ	石名坂70
	150	きりん	荒町215 荒町中央ビル1階
	151	ここねっとデイ	石名坂57-1
	152	来夢	荒町122
	153	仙台市中途視覚障害者支援センター	荒町215 荒町中央ビル1階
	154	就労支援センターひゅーまにあ広瀬川	土樋280-4
	155	仙台市連坊老人憩の家	連坊一丁目7-15
	156	仙台市南材老人憩の家	南小泉字八軒小路5-4
	157	荒町デイサービスセンター	土樋78
	158	アースサポート河原町	新弓ノ町37-3
	159	木ノ下デイサービスセンターコスモス	木ノ下1-12-28
	160	デイサービスセンター美の里	木ノ下2-1-31
	161	テルウェル五十人町デイサービスセンターひなたぼっこ	五十人町77-2
	162	内科河原町病院あんずデイサービス	南小泉字八軒小路4-3
	163	バイタルケア若林デイサービスセンターさふらの家	木ノ下4-8-15
	164	杜の院デイサービスセンター	土樋287-5
	165	連坊小路デイサービス・スカイ	連坊小路135
166	ハート&ドリーム	荒町116番地の1	
167	ももの木デイサービス	保春院前丁51	
168	こもれびの里荒町	荒町75	
169	リハビリステーション荒町	荒町15-3	
170	デイサービスセンター こもれびの里 東七番丁	東七番丁1番地	
171	デイサービスメロディ	連坊二丁目4番地5号	
172	河原町地域包括支援センター	河原町二丁目4番2号	
173	美の里苑	木ノ下2-1-31	
174	連坊小路グループホーム・スカイ	連坊小路135	
175	テルウェルグループホームひなたぼっこ	五十人町77-2	
176	ニチケアセンター仙台やまとまち	大和町一丁目14-2	
177	内科河原町病院あんずショートステイ	南小泉字八軒小路4-3	
178	ここみショートステイ荒町	荒町15-3	
179	若林区社会福祉協議会	保春院前丁3-4	

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

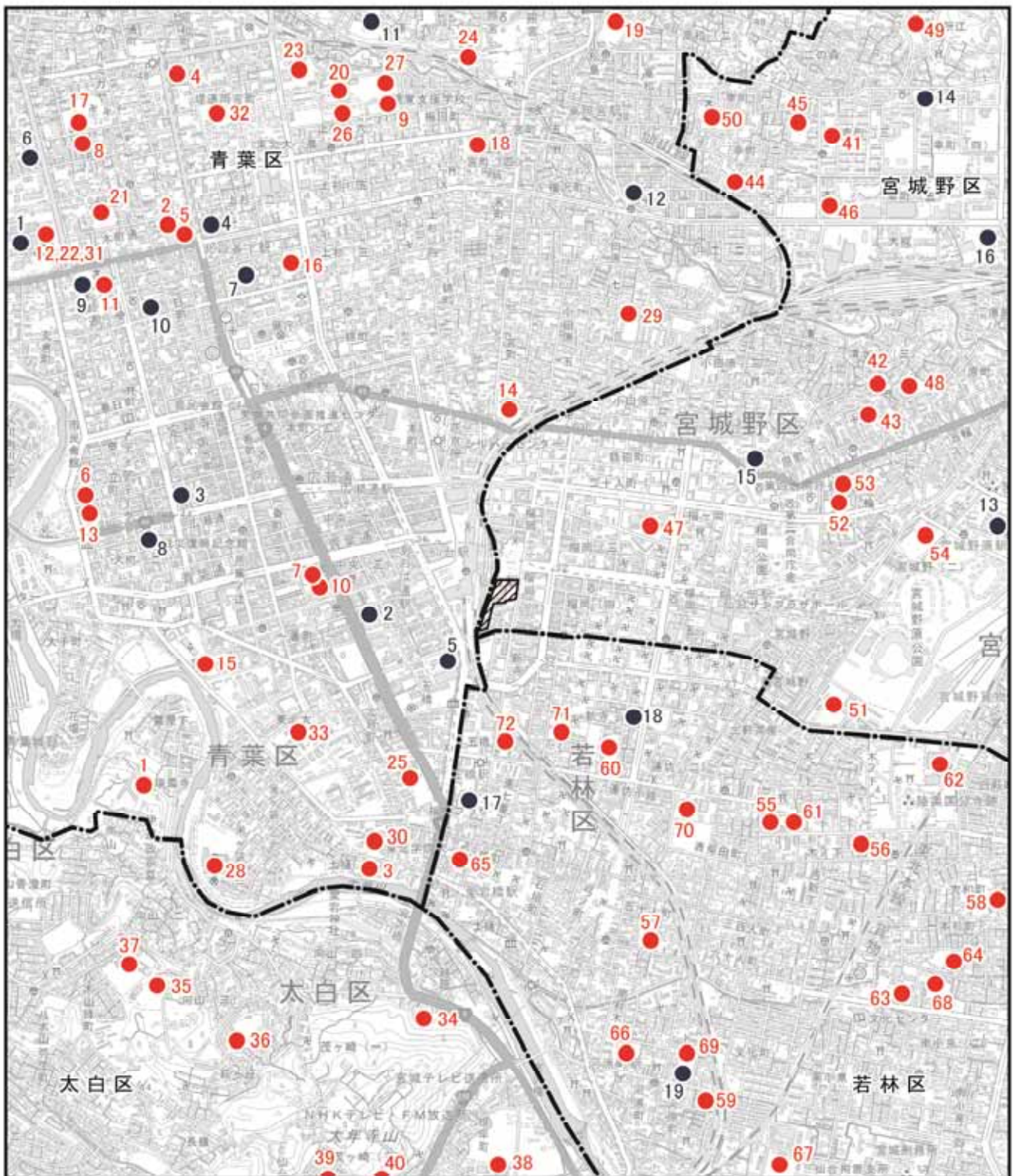
- 出典: 1. 「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部民生課)  
 2. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>  
 3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.htm1>  
 4. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>

表6.2.4-1(10) 配慮が必要な施設等(文化施設)





区	番号	施設名	住所
青葉区	1	仙台市民図書館	春日町2-1
	2	せんだいメディアテーク	春日町2-1
宮城野区	3	榴岡図書館	榴岡4-1-8
	4	歴史民俗資料館	五輪1-3-7(榴岡公園内)
若林区	5	若林図書館	南小泉1-1-1

注)表中の番号は、図6.2.4-2の施設番号に対応する。

- 出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部民生課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部民生課)  
 5.仙台市くらしのガイド図書館・展示・文化施設など  
<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/bunka/index.html>



凡例

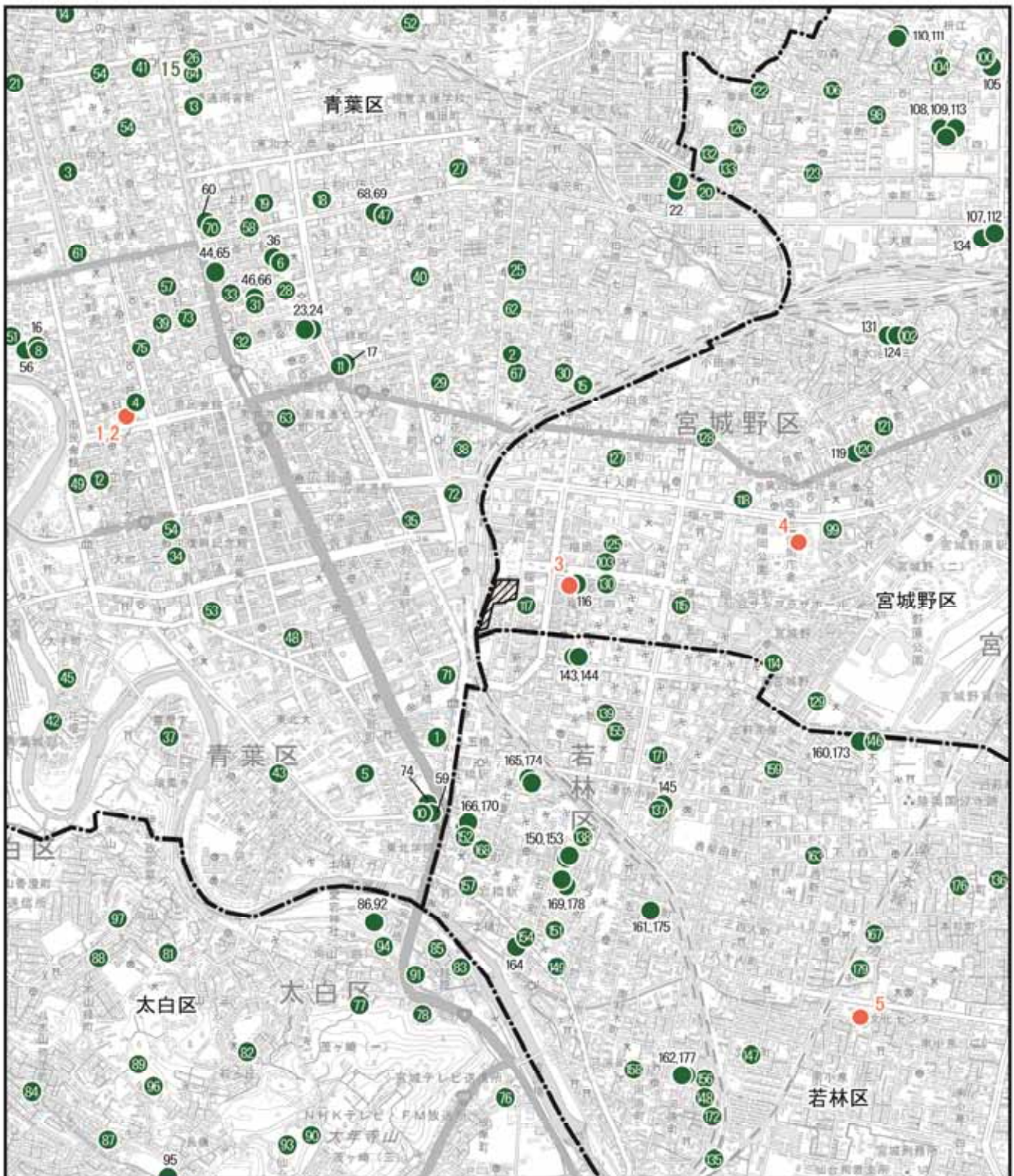
-  計画地
-  区境界線
-  教育施設
-  病院

注) 図中の番号は、表6.2.4-1(1)~(4)の番号に対応する。  
 出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部区総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部区民生活課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部区民生活課)  
 5.「仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧」(平成25年5月1日 現在)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusyo/0679.html>  
 6.「宮城県病院名簿」(平成25年10月1日現在)  
 (宮城県保健福祉部医療整備課)





図6.2.4-1 教育施設・病院位置図

S=1/25,000  
 0 200 400 600 800 1000m





凡例

-  計画地
-  区境界線
-  社会福祉施設
-  文化施設

注) 図中の番号は、表6.2.4-1(5)～(10)の番号に対応する。  
 出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部総務課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部総務課)  
 5. 仙台市くらしのガイド 健康と福祉  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/index.html>  
 6. 仙台市くらしのガイド図書館・展示・文化施設など  
<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/bunka/index.html>

図6.2.4-2 社会福祉施設・文化施設位置図

S=1/25,000  
 0 200 400 600 800 1000m



## 6.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

### (1) 法令等に基づく指定・規制

#### 1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

##### ア. 自然公園

「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、調査範囲には存在しない。

##### イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域として、調査範囲には「丸田沢緑地環境保全地域」がある。

「丸田沢緑地環境保全地域」の位置は図6.2.5-1に示すとおりであり、計画地から北へ約5kmのところである。

##### ウ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図6.2.5-2に示すとおりである。

調査範囲全域が鳥獣保護区に指定されている。また、計画地西南西側、約2kmの青葉区および太白区の一部が特別保護地区に指定されているほか、計画地南側約1km以遠の広瀬川下流域が指定猟法（鉛製散弾）禁止区域に指定されている。

##### エ. 風致地区

調査範囲における「都市計画法」に基づく風致地区の状況は、表6.2.5-1及び図6.2.5-3に示すとおりである。

平成25年10月末現在、「大年寺風致地区」等8ヶ所の風致地区が指定されている。

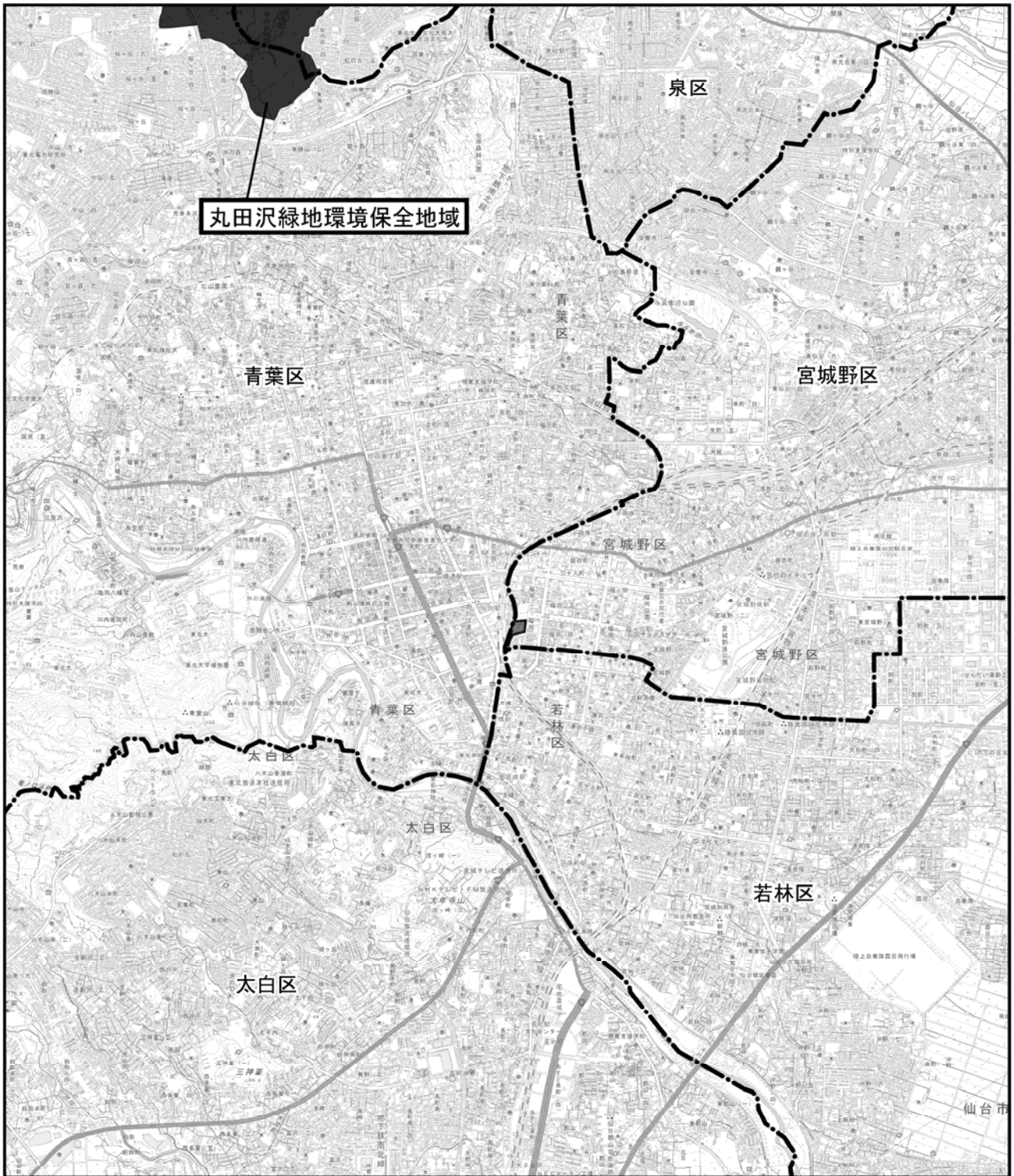
なお、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区は、調査範囲には存在しない。

表6.2.5-1 風致地区の一覧




番号	名称	面積(ha)	地区の特性
1	大年寺	67.2	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
2	八木山	93.9	竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山のアカマツの美林
3	愛宕山	8.6	広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
4	霊屋	10.6	伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉の巨木の自然景観
5	大崎八幡	6.0	国宝大崎八幡神社周辺の人文景観
6	北山	13.3	由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
7	台ノ原	3.2	市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
8	安養寺	68.1	旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観

注)表中の番号は、図6.2.5-3の番号に対応する。

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月末現在 仙台市)

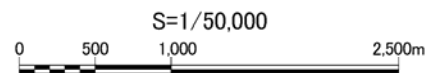


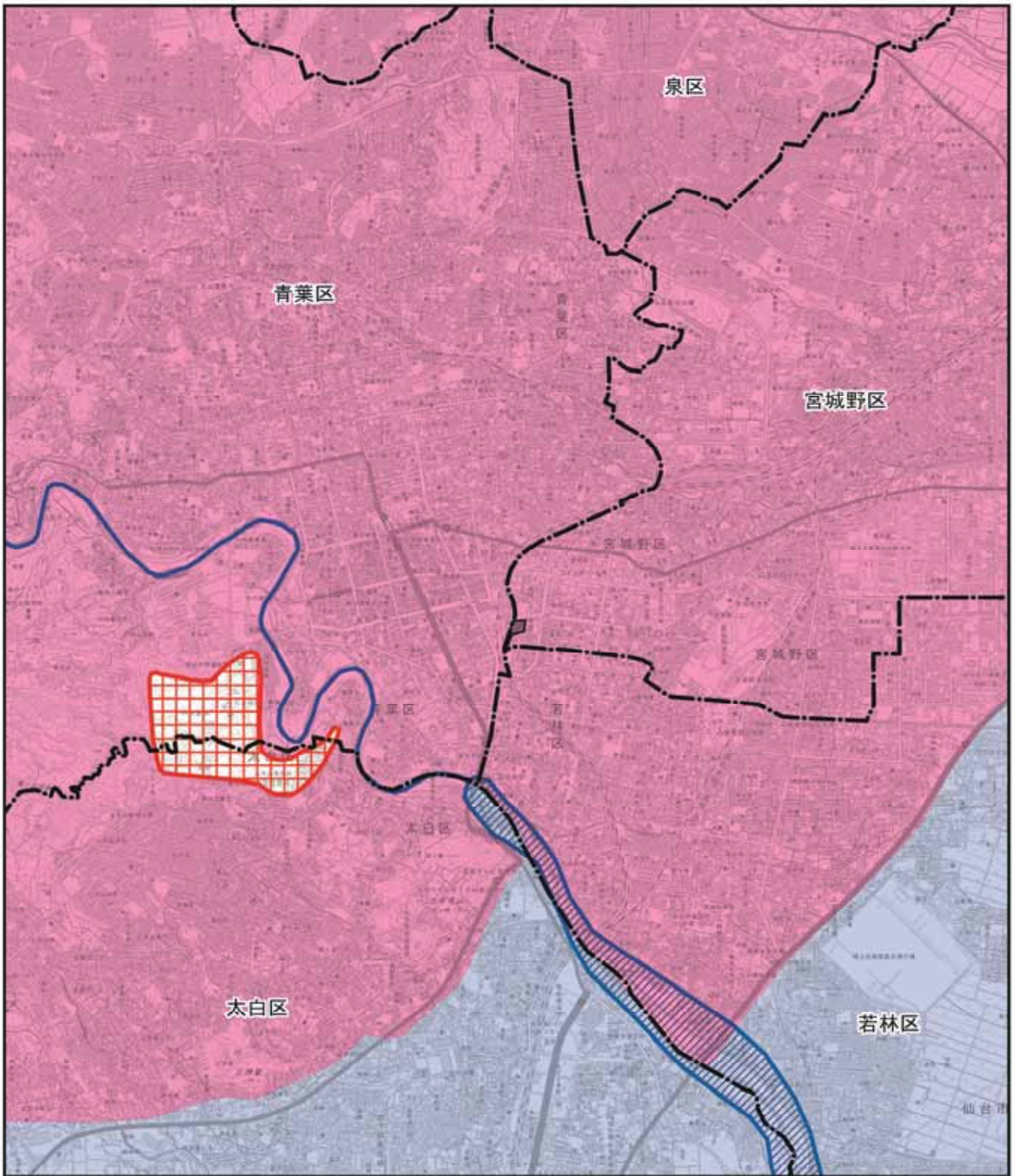
**凡 例**

-  計画地
-  区境界線
-  緑地環境保全地域  
(宮城県自然環境保全条例)

出典:「仙台市森林図」(平成22年10月 仙台市)

図6.2.5-1 緑地環境保全地域の指定状況



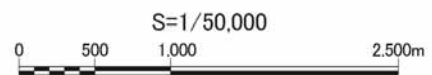


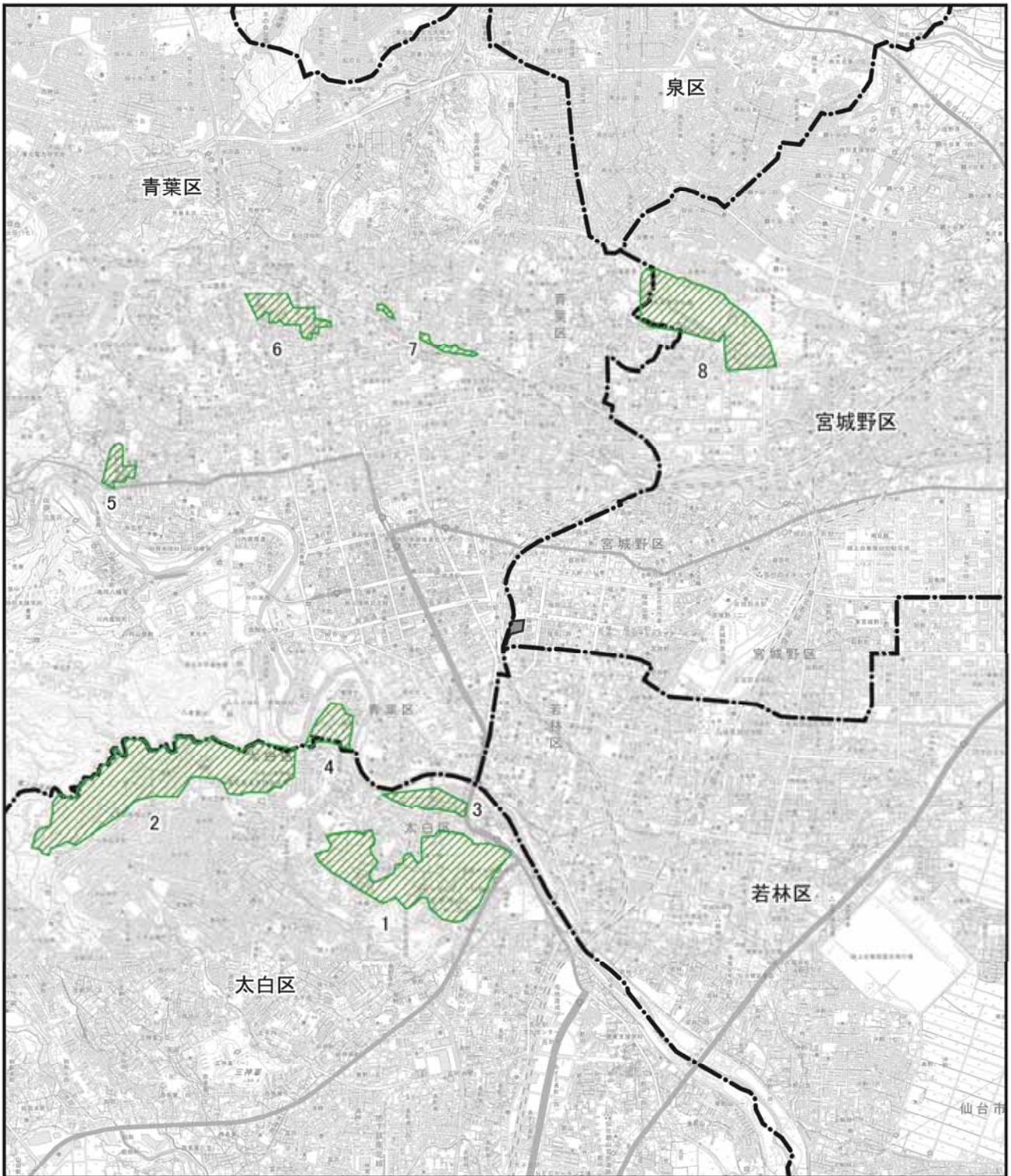
凡例

- |                                                                                          |                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地  |  鳥獣保護区          |
|  区境界線 |  特別保護地区         |
|                                                                                          |  特定猟具使用禁止区域(銃)  |
|                                                                                          |  指定猟法(鉛製散弾)禁止区域 |

出典:「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成25年度 宮城県)

図6.2.5-2 鳥獣保護区



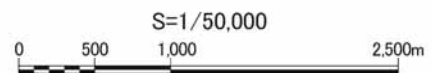


**凡 例**

-  計画地
-  区境界線
-  風致地区(1~8)

注)図中の番号は、表6.2.5-1に対応する。  
 出典:「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月 仙台市)

図6.2.5-3 風致地区の指定状況





オ. 緑化重点地区

計画地及びその周辺は、「都市緑地法」に基づく「仙台都心部緑化重点地区」に指定されており、仙台市においては特に重点的に緑化を進めるべき地区としている。指定範囲は図6.2.5-5に示すとおりである。

また、東日本大震災等によりみどりを取巻く状況が大きく変化したことから、仙台市では「仙台しみどりの基本計画」を策定し、「百年の杜」将来像図」を策定した。調査範囲周辺は、みどりのネットワークを形成する「歴史・文化のみどり」として位置づけられている。

今後、みどりの再生や、よりみどり豊かな都市づくりを行い、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を、市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となって目指すとしている。

仙台しみどりの基本計画「百年の杜」将来像図」は図6.2.5-4に示すとおりである。

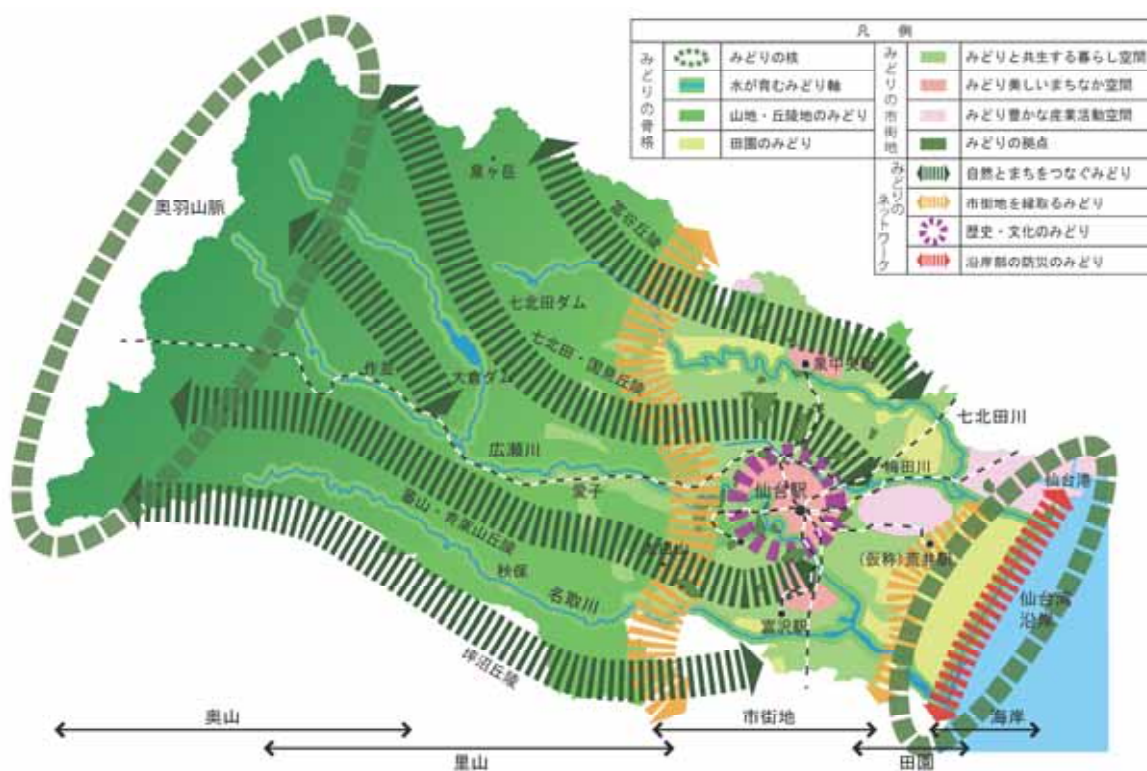
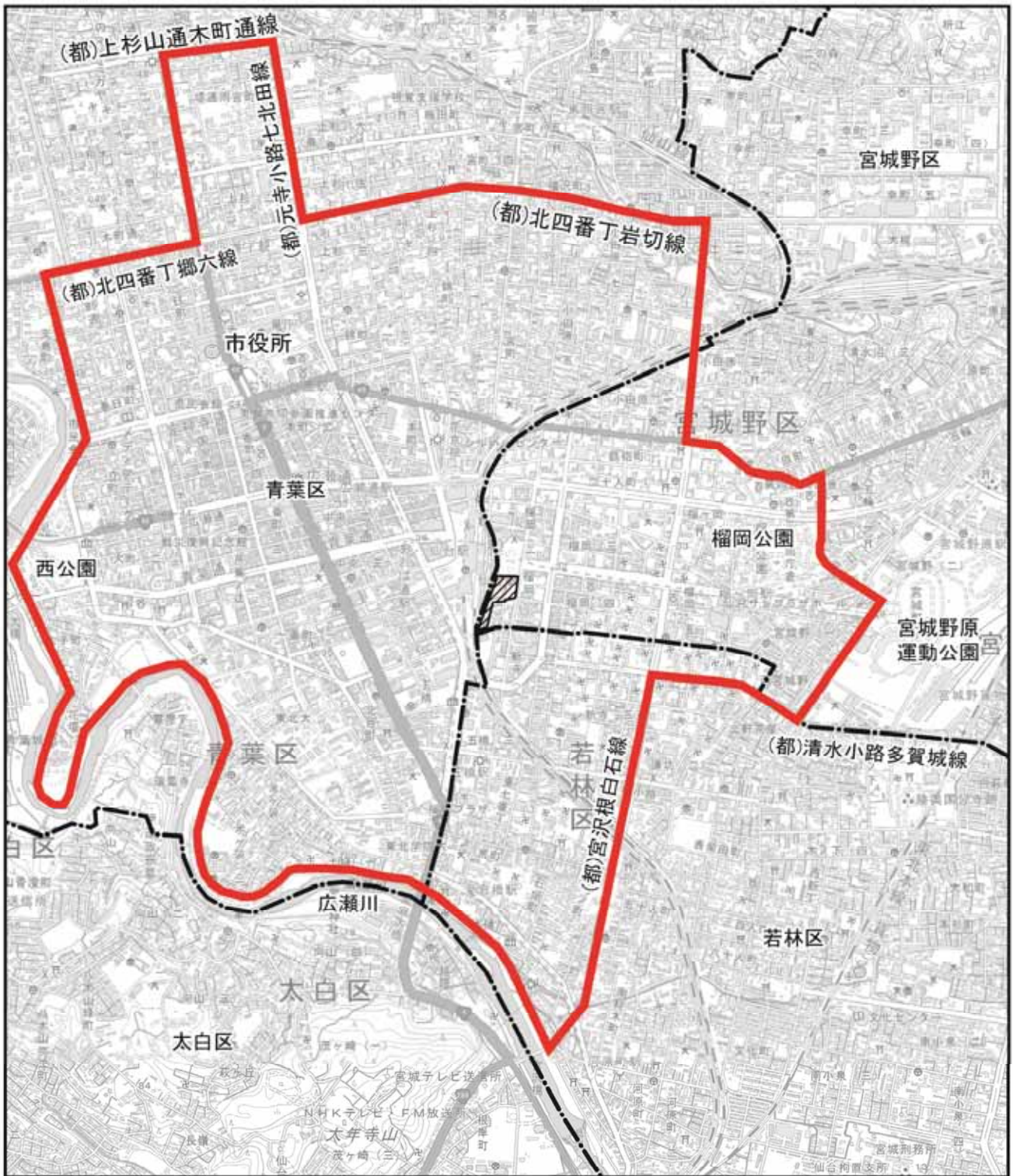


図6.2.5-4 「百年の杜」将来像図

出典：「仙台しみどりの基本計画 2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

カ. 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく保安林の指定状況は、図6.2.5-6に示すとおりである。竜ノ口峡谷周辺、台原森林公園、丸田沢周辺等が保安林として指定されている。



凡例

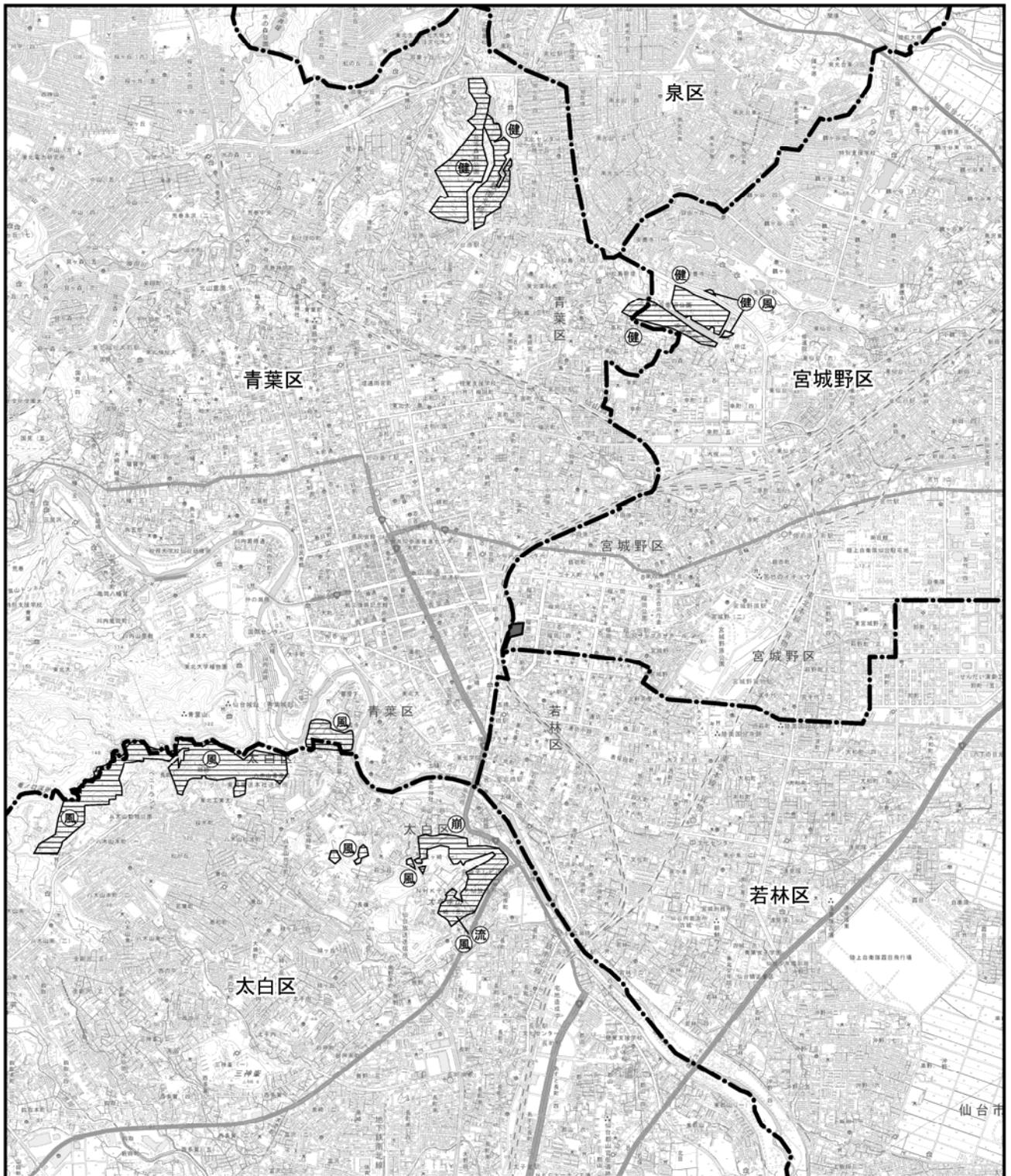
-  計画地
-  区境界線
-  緑化重点地区

注) (都)とは、都市計画道路を示す。  
 出典:「仙台市みどりの基本計画2012-2020」(平成24年7月 仙台市)  
 「仙台市都市計画道路整備状況図」(平成27年4月 仙台市)

図6.2.5-5 緑化重点地区

S=1/25,000  
 0 200 400 600 800 1000m





凡例

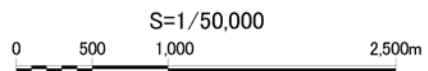
- 計画地
- · - 区境界線

保安林

- 水 水源涵養
- 流 土砂流出防備
- 崩 土崩壊出防備
- 健 保健
- 風 風致

出典:「仙台市森林図」(平成22年10月 仙台市)

図6.2.5-6 保安林の指定状況



キ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」の指定状況は、表6.2.5-2~4及び図6.2.5-7に示すとおりである。

表6.2.5-2(1) 保存樹木一覧

所有者(所在)	樹種
光明寺(青葉区)	オオバボダイジュ(1)
東昌寺(青葉区)	マルミガヤ(2) アカマツ(3) コウヨウザン(4)
資福寺(青葉区)	ハクモクレン(5) ゴヨウマツ(6) コウヨウザン(7)
秀林寺(青葉区)	サツキ(8)
覚範寺(青葉区)	ヒヨクヒバ(9)
輪王寺(青葉区)	ダイオウショウ(10) コクヨウザン(11)
羽黒神社(青葉区)	エドヒガン2個体(12)
荘厳寺(青葉区)	アカマツ(13) イロハカエデ(14)
称念寺(青葉区)	キャラボク(15) カリン(16) イチョウ2個体(17) タラヨウ(18)
大願寺(青葉区)	タラヨウ(19)
正圓寺(青葉区)	アカマツ(20)
称覚寺(青葉区)	イチョウ(21)
充国寺(青葉区)	クロマツ(22)
東北大学医学部(青葉区)	イスノキ(24)
木町通小学校(青葉区)	イチョウ(27)
大崎八幡宮(青葉区)	イヌシデ(29) コウヤマキ(30)
社団法人青葉福祉会(青葉区)	アカマツ(33)
シーアイマンション中島丁管理組合(青葉区)	タブノキ(36) カヤ(37) ゴヨウマツ(38)
仙台高等裁判所(青葉区)	ヒマラヤスギ(41) イロハカエデ(42) シラカシ(43) エドヒガンザクラ(44) コウヤマキ2本(45) キャラボク(46)
東北大学(青葉区)	メタセコイヤ(47) ハンテンボク(48) スズカケノキ(49) クロマツイチョウ(50) イチョウ(51)
瑞鳳寺(青葉区)	ヒガンザクラ(53)
仙台地方検察庁(青葉区)	サルスベリ(54) シダレザクラ(55)
東二番町小学校(青葉区)	クスノキ(56)
東北薬科大学(青葉区)	クロマツ(57)
朝日神社(青葉区)	スギ(58)
宮城県対ガン協会(青葉区)	ケヤキ(59)
仙岳院(青葉区)	クロマツ(60)
五城中学校(青葉区)	イロハモミジ(61)
一本松公園・仙台市(青葉区)	アカマツ(62)
東六番町小学校(青葉区)	ヒガンザクラ(65)
千手観音堂(宮城野区)	イチョウ(66)
稲舟神社(宮城野区)	イロハカエデ(67)
宮城野中学校(宮城野区)	チョウセンゴヨウマツ(69)
孝勝寺(宮城野区)	クロマツ(72)
榴岡天満宮(宮城野区)	シラカシ(73)
宮城野八幡神社(宮城野区)	ケヤキ(74)
善應寺(宮城野区)	キンモクセイ(75) イチイ(76) シラカシ(77)
志賀神社(宮城野区)	イチイ(78)
大山祇神社(宮城野区)	イチョウ(79)
正楽寺(若林区)	イチョウ(80) クスノキ(81)
愚鈍院(若林区)	カヤ(82)
大林寺(若林区)	カヤ(83)
道仁寺(若林区)	タブノキ(84) サクラ(85, 87) シダレザクラ(86)
栽松院(若林区)	シラカシ(88)
信夫神社(若林区)	イチョウ(89)
三宝大荒神社(若林区)	イチョウ(90)
満福寺(若林区)	クロマツ(91)
薬師堂(若林区)	ヒイラギ(92) アラカシ(93) イチョウ(94)
聖ウルスラ学院(若林区)	ケヤキ(95)

注)表中の樹種名に付随している()内番号は、図6.2.5-7の番号に対応する。

出典:「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局)

表6.2.5-2(2) 保存樹木一覧

所有者(所在)	樹種
古城(若林区)	クロマツ(97) ウメ(98)
旅立稲荷神社(若林区)	ケヤキ(99)
愛宕神社(太白区)	スギ(100:2 個体) エドヒガン(101)
大満寺(太白区)	イチョウ(102)
多賀神社(太白区)	シラカシ(105)
宮城県庁(青葉区)	ヒマラヤスギ(63) サンゴジュ(64)
仙台市	イチョウ(39 青) ウメ(40 青) コウヤマキ(52 青) シダレザクラ(70 宮、96 若) サイカチ(71 宮) ラクウショウ(103 太) スギ(104 太)
個人所有(青葉区)	フジ(23)
個人所有(青葉区)	ケヤキ(25)
個人所有(青葉区)	ウメ(26)
個人所有(青葉区)	ケヤキ(28)
個人所有(青葉区)	スギ(34)
個人所有(青葉区)	エノキ(35)
個人所有(宮城野区)	イチョウ(68)

注)表中の樹種名に付随している()内番号は、図6.2.5-7の番号に対応する。

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局)

表6.2.5-3 保存樹林一覧

No.	名称	樹種
a	青葉通 仙台駅前～大町	ケヤキ街路樹
b	定禅寺通(中央分離帯のみ) 東二番丁通～西公園	ケヤキ街路樹
c	勾当台公園 青葉区本町3丁目9	ヒマラヤシーダー林
d	西公園 青葉区桜ヶ丘公園2,3番	ヒマラヤシーダー林
e	勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線 青葉区本町3丁目9(東隣、北隣)	イチョウ並木
f	東十番丁線(榴ヶ岡駅前通) 宮城野区榴岡5丁目12(北隣)	イチョウ並木
g	広瀬町4	シラカシ生垣

注)表中の番号は、図6.2.5-7の番号に対応する。

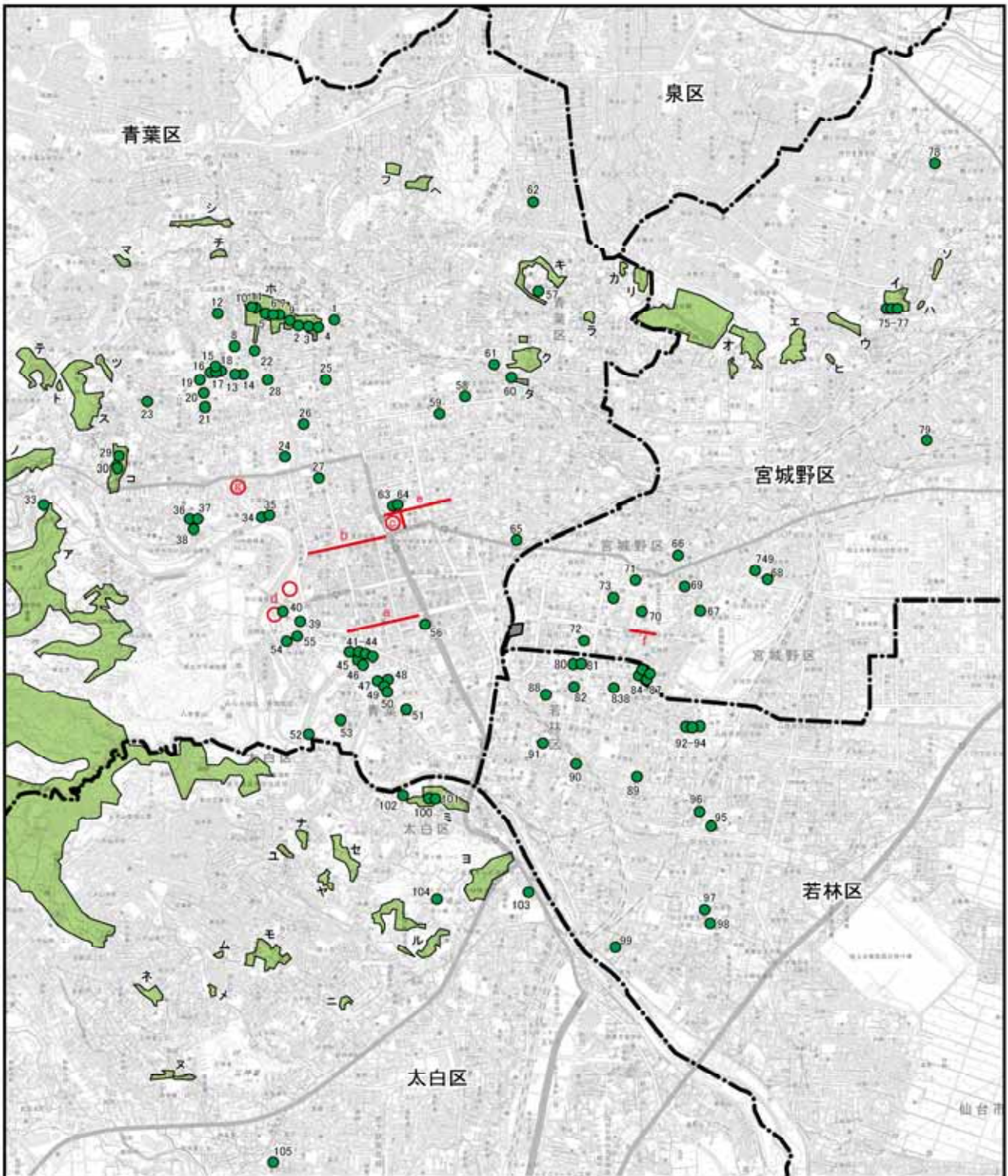
出典：「事業概要」(平成25年8月 仙台市建設局)

表6.2.5-4 保存緑地一覧

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
ア	青葉山	362.41	ナ	大泉山	0.99
イ	善応寺	2.93	ニ	滝沢寺	0.75
ウ	西山	2.40	ヌ	東原	2.66
エ	安養寺	4.48	ネ	金剛沢	2.35
オ	木皿山	5.76	ノ	放山	99.91
カ	奥津森	0.51	ハ	大拙庵	0.44
キ	瞑想の森	4.18	ヒ	ラ・サールホーム	0.35
ク	東照宮	3.73	フ	藤松	1.04
ケ	仙台林営署	0.47	ヘ	南黒松	1.48
コ	大崎八幡	4.26	ホ	北山	14.60
サ	霊屋	8.35	マ	村上山	0.61
シ	北川山	3.27	ミ	愛宕山	4.25
ス	国見4丁目I	9.36	ム	芦の口	0.44
セ	県児童館モデル遊園	3.75	メ	西の平	0.65
ソ	案内沢北	0.81	モ	橋本農園	4.63
タ	仙岳院	0.69	ヤ	あびこの社	0.95
チ	山手森	0.60	ユ	大泉山II	0.56
ツ	一の坂	0.99	ヨ	大年寺山	7.43
テ	狐沢山	7.37	ラ	小松島二丁目	0.63
ト	国見4丁目II	0.44	リ	与兵衛沼	24.89
ー			ル	二ツ沢	7.24

注)表中の番号は、図6.2.5-7の番号に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月 仙台市)

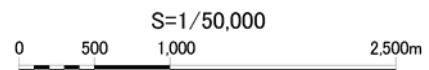


**凡例**

- 計画地
- 区境界線
- 保存樹木 (1~105)
- 保存樹林 (a~g)
- 保存緑地 (ア~ル)

注) 図中の番号は、表6.2.5-2(1)~(2)及び表6.2.5-3~4の番号に対応する。  
 出典: 「杜の都の名木・古木」(平成21年3月仙台市建設局百年の杜推進部)  
 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月1日現在 仙台市)

図6.2.5-7  
 保存樹木、保存樹林及び保存緑地の指定状況



ク. 広瀬川の環境保全区域及び水質保全区域

仙台市では、市民共有の財産である広瀬川の清流を保全するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、昭和51年に広瀬川環境・水質保全区域を指定した。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域は、図6.2.5-8～9に示すとおりである。計画地は環境保全区域には含まれていないが、水質保全区域に含まれている。

環境保全区域については、「特別環境保全区域」、「第一種環境保全区域」及び「第二種環境保全区域」に分類され、水面の埋立等行為や建築物の建ぺい率等が制限されている。

水質保全区域では表6.2.5-5に示すとおりA～Gの7つのブロックに分けられ、全有機炭素の排出濃度の規制がかかっている。これらのブロックのうちE、F、Gブロックが調査範囲と重複し、計画地はFブロックに含まれている。

また、大倉川、鳴合橋の上流・下流の3区域には、全有機炭素を指標とした水質管理基準が指定されており、大倉川では1mg/L、鳴合橋より上流では2mg/L、鳴合橋より下流では3mg/L以下となっている。

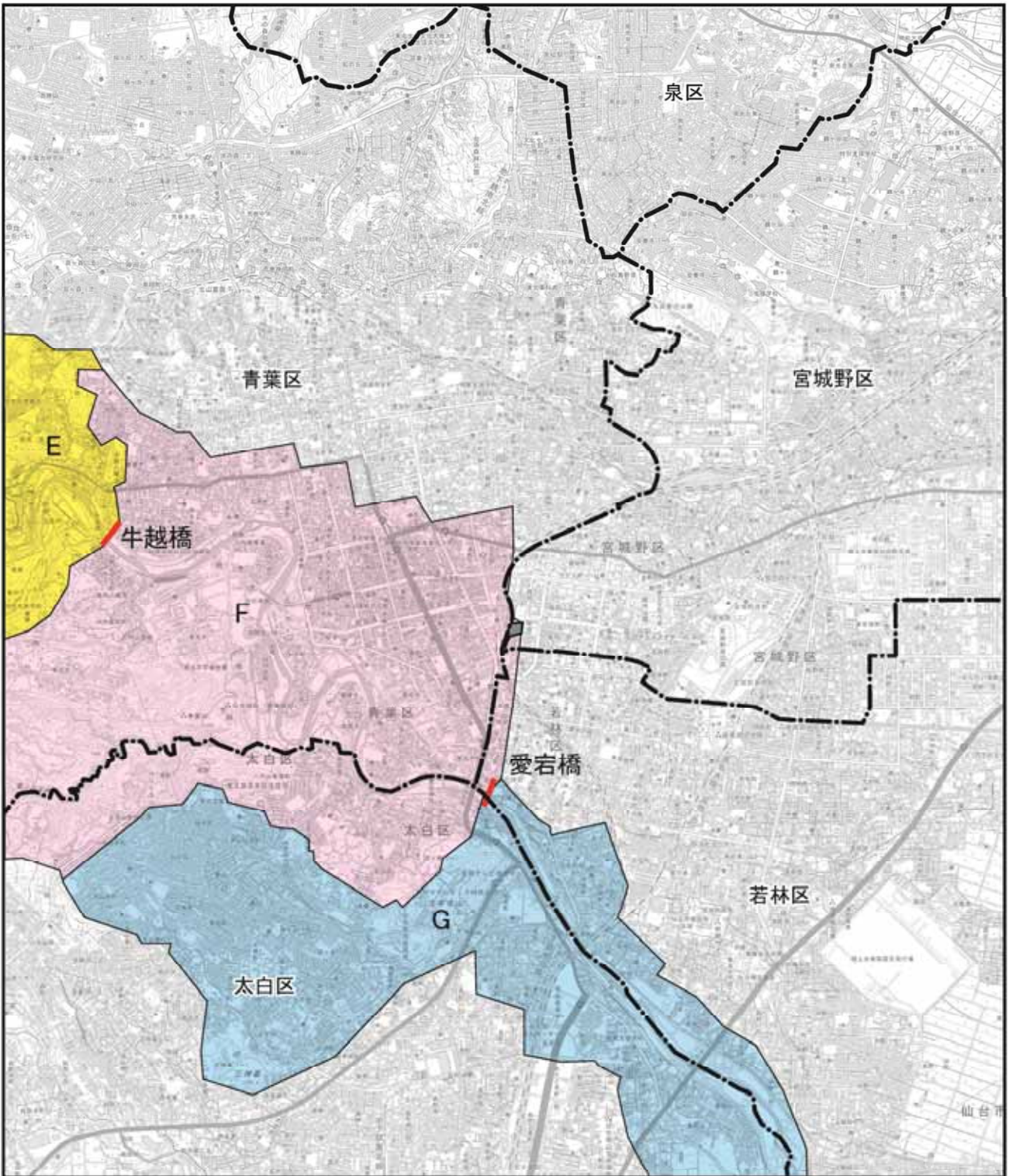
表6.2.5-5 水質保全区域の全有機炭素排出許容負荷量と水質管理基準

ブロック	区域	全有機炭素の 1日当たりの許容負荷量	全有機炭素水質管理基準
A	大倉川(ダム流出口より上流)	89.4kg	1mg/L 以下
B	大倉川(ダム流出口から広瀬川合流点)	23.8kg	
C	鳴合橋より上流(大倉川を除く)	503.1kg	2mg/L 以下
D	鳴合橋～郷六堰	355.6kg	3mg/L 以下
E	郷六堰～牛越橋	51.3kg	
F	牛越橋～愛宕橋	179.3kg	
G	愛宕橋～名取川合流前	48.7kg	

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市規則第26号）







**凡例**



計画地



区境界線



Eブロック (六郷堰～牛越橋)



Fブロック (牛越橋～愛宕橋)

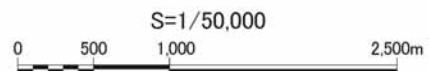


Gブロック (愛宕橋～名取川合流前)

出典:「水質保全区域」(仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kijyun/pdf/r-quality.pdf>

図3.2.6-9 水質保全区域



2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準の環境基準は、表6.2.5-6に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」（平成23年3月 仙台市）では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」を目標としている。

表6.2.5-6 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境庁告示33号)

イ) 排出基準

大気汚染防止法において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、表6.2.5-7～9に示すとおり物質の種類（一般粉じん、特定粉じん、ばい煙）、施設の種類の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

表6.2.5-7 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力:50t / 日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場	面積:1,000 m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石、セメント用)	ベルト幅:75cm 以上 又はバケットの内容積:0.03 m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力:75KW 以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力:15KW 以上

出典:「大気汚染防止法」(平成25年6月21日 法律第60号)

表6.2.5-8 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力:3.7KW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力:2.2KW 以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(剪断加工用のものに限る)	
9	穿孔機	

\* 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

出典:「大気汚染防止法」(平成25年6月21日 法律第60号)

表6.2.5-9 ばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20トン/日 燃焼能力 50リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用)溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup> 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用)加熱炉	燃焼能力 50リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上
10	(無機化学工業用品または食品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用 燃料燃焼装置含)、直火炉	変圧器定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉	燃焼能力 50リットル/時 以上
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉含、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5トン/時 以上 火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 20リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用(塩化亜鉛を使用するもの)用) 反応炉	燃焼能力 3リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用(原料に燐石を使用するもの)) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ポンプ動力 1Kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用(原料に燐鉱石を使用するもの)) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力 50リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬(鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用)溶解炉	燃焼能力 10リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上 燃焼能力 4リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35リットル/時 以上

出典:「大気汚染防止法」(平成25年6月21日 法律第60号)

イ. 騒音

ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表6.2.5-10に示すとおりである。  
 また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は、図6.2.5-10に示すとおりである。  
 計画地は、商業地域（図6.2.2-2 用途地域図参照）であるためC類型に該当する。

騒音に関するその他の基準として、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準については、別途定めがある。東北新幹線沿線については表6.2.5-11の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）が示されており、計画地は商業地域であるため、図6.2.5-11(1)のとおりⅡ類型に該当する。

調査範囲内に含まれる陸上自衛隊霞目飛行場の周辺については表6.2.5-12の「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）が示されており、計画地は、図6.2.5-11(2)のとおり、指定地域に含まれない。

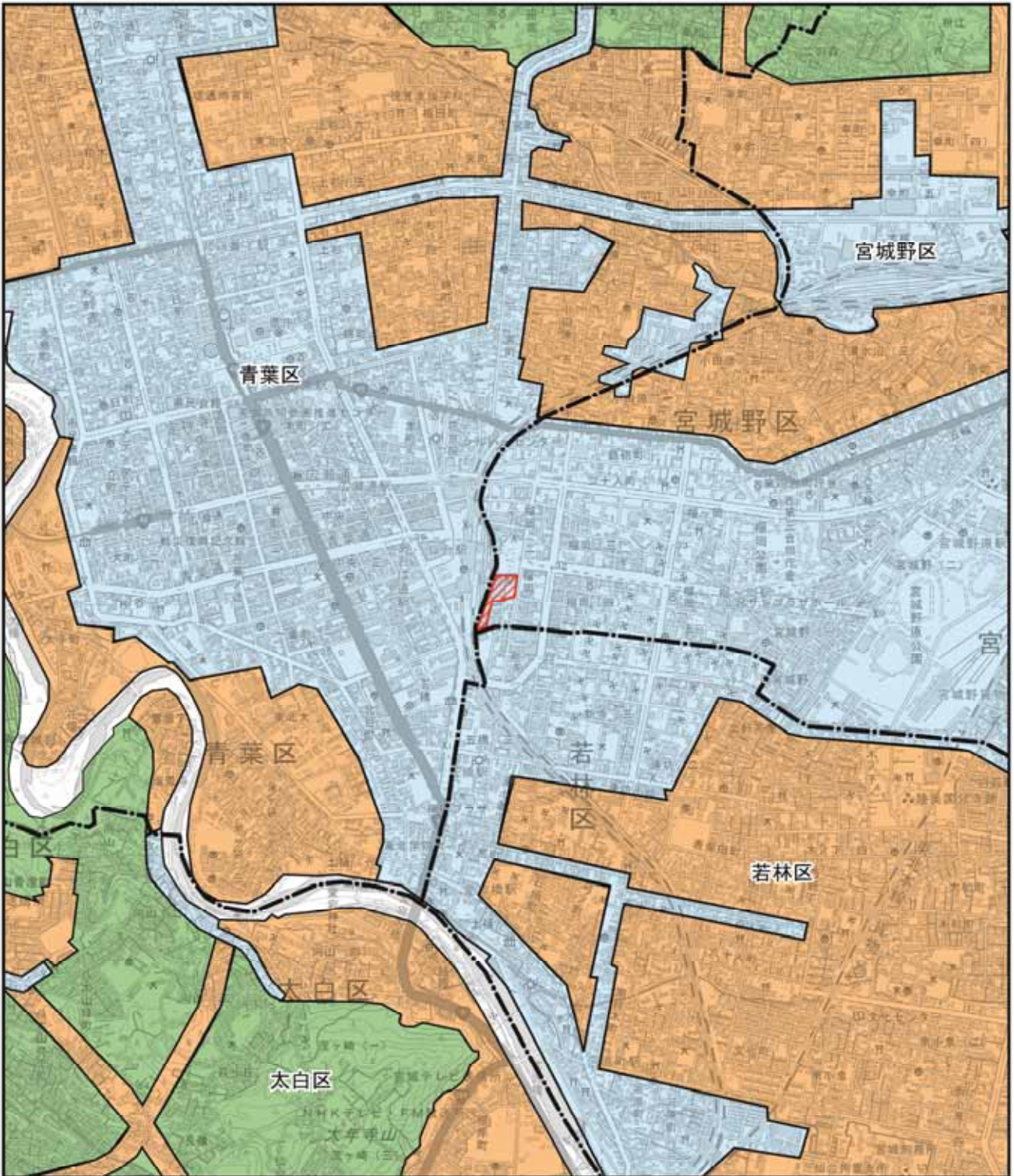
表6.2.5-10 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準(L <sub>Aeq</sub> )	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域 (文教地区(公園の区域を除く)に限る)		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く)	2車線以上の車線を 有する道路に 面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	準住居地域 近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る)	2車線以上の車線を 有する道路に 面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く)	一般地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に 面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB以下	40dB以下

注)「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車道以上の区間に限る)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)



凡例

- |                                                                                     |      |                                                                                     |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | 計画地  |  | A類型 |
|  | 区境界線 |  | B類型 |
|                                                                                     |      |  | C類型 |

出典:「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成24年3月30日 仙台市)

図6.2.5-10 騒音に係る環境基準の類型指定

S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m



表6.2.5-11 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ三百メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB以下
	沿線区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB以下

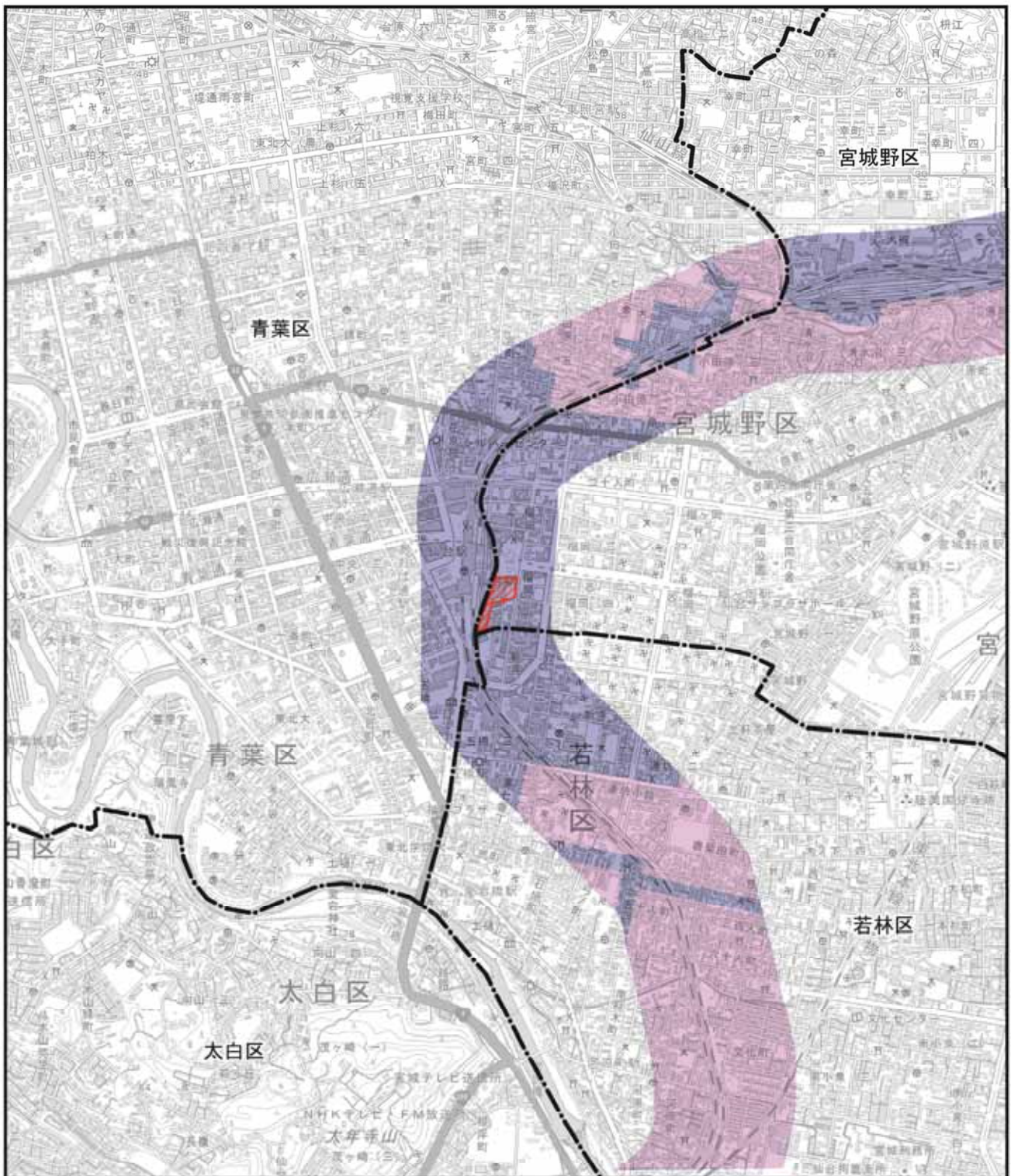
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

表6.2.5-12 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値( $L_{den}$ )
I	基点(A)点-仙台市若林区木ノ下三丁目 16 番 16 号地内 北緯 38 度 14 分 49 秒 東経 140 度 54 分 26 秒(日本測地系による) 補助点(イ)点-(A)点から 66 度の方向 2,380m の地点、 (ロ)点-(A)点から 144 度の方向 3,260m の地点 (ハ)点-(A)点から 237 度 30 分の方向 3,300m の地点 (ニ)点-(A)点から 313 度 30 分の方向 2,090m の地点  以上の(A)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(A)点を順次直線で囲まれた区域、(以下「指定区域」という。)のうち、都市計画法第八条第一項 1 に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域。	57dB 以下
	指定区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷地内を除いた地域。	62dB 以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(改定 平成19年 環境省告示第114号)

「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(昭和51年12月28日 宮城県告示第1192号)



**凡 例**



計画地



地域の類型Ⅰ



区境界線



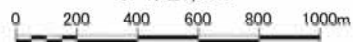
地域の類型Ⅱ

出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」  
(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

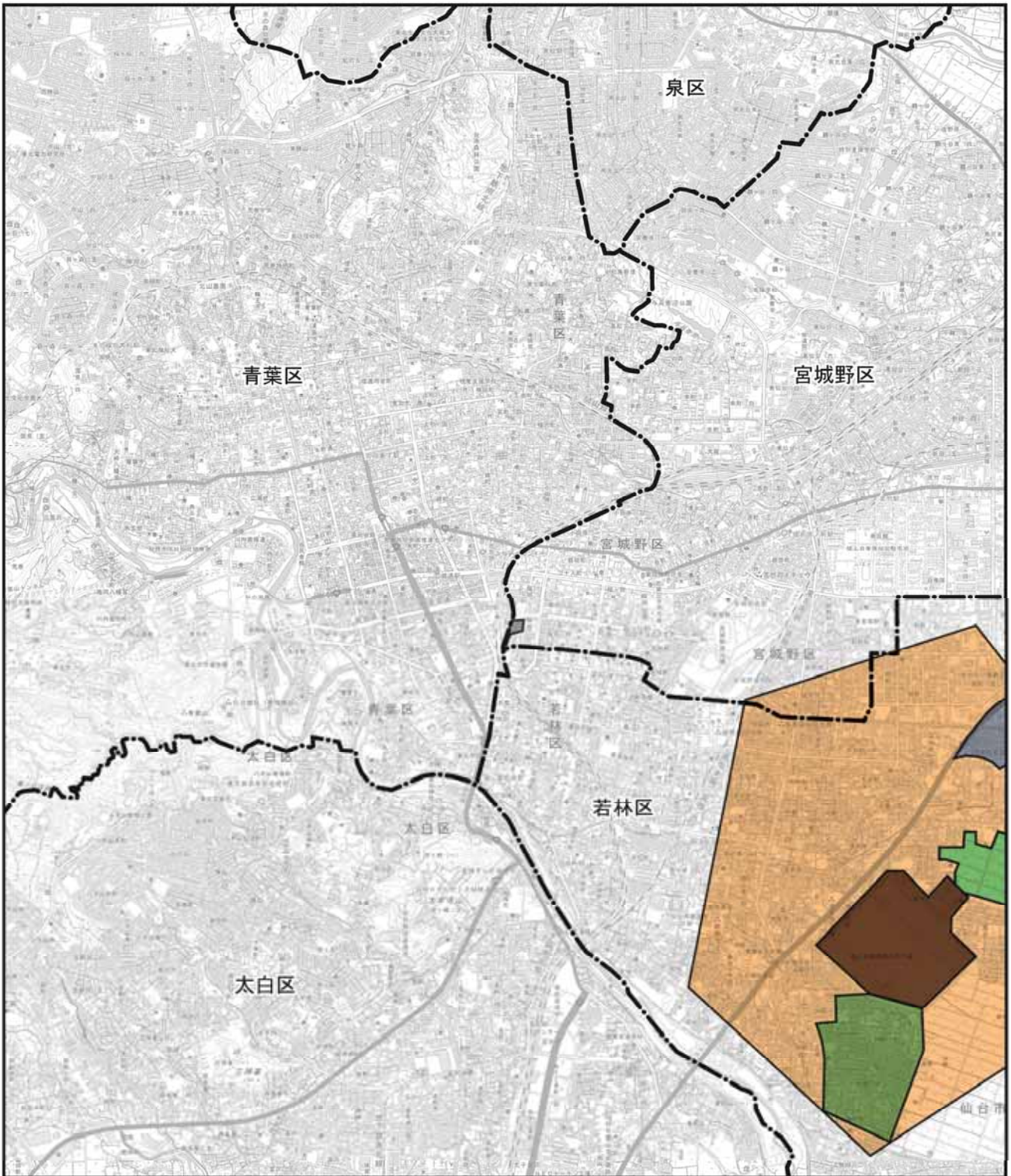
図6.2.5-11(1)

騒音に関するその他の環境基準類型指定 (新幹線)


S=1/25,000





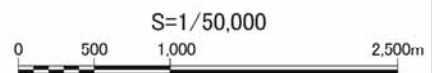


**凡 例**

- |                                                                                          |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地  |  陸上自衛隊霞目飛行場 |
|  区境界線 |  類型Ⅰ        |
|                                                                                          |  類型Ⅱ        |
|                                                                                          |  工業専用地域     |

出典:「陸上自衛隊霞目飛行場航空機騒音に係る環境基準の地域の種類を当てはめる地域の指定」  
 (平成17年3月31日告示第370号)  
 「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月版 仙台市)

図6.2.5-11(2)  
 騒音に関するその他の環境基準類型指定 (飛行場)



イ) 規制基準

騒音規制法では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定することとしている。騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通騒音の要請限度は、表6.2.5-13～16に示すとおりである。

計画地は商業地域にあたるため、表6.2.5-13では第三種区域、表6.2.5-14～15では一号区域の規制基準が、表6.2.5-16ではC類型の要請限度が適用となる。

表6.2.5-13 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文教地区の区域	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区を除く。)、準住居地域、近隣商業地域(その周囲が第一種区域に掲げる地域であるもの)及び市街化調整地域又は地区の指定のない地域の区域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

注) ・基準は敷地境界線上

- ・学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)

「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)

表6.2.5-14 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	85dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 休日 における 作業の 禁止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力 15kW 以上のものに限る)を使用する作業							
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)等を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る)を使用する作業							
7. トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る)を使用する作業							
8. ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る)を使用する作業							

注)1. 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域

2. 二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年 厚生省・建設省告示第1号) 別表第1号の規定により指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第186号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

表6.2.5-15 指定建設作業騒音に係る規制基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB 以下 (但し、学校・病院の敷地の周辺 50m の区域内にある場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラ・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
3. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの							

注)・1～3の作業のうち作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。  
 ・一号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。  
 ・二号区域は工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域  
 出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)  
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表6.2.5-16 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間区分	要請限度( $L_{Aeq}$ )	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域	1車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	55dB 以下
	準住居地域(文教地区を除く) 近隣商業地域(その周囲がa区域であるもの) 市街化調整区域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75dB 以下	70dB 以下
c 区域	近隣商業地域(b区域に該当する区域を除く) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		75dB 以下	70dB 以下

注)「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては4車道以上の区間に限る)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。  
 区域のあてはめる地域は、平成12年3月27日 仙台市告示第230号による。  
 出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号 改正平成23年11月30日環境省令第32号)  
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)

## ウ. 振動

振動規制法では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定することとしている。

振動規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通振動の要請限度は、表6.2.5-17～20に示すとおりである。

計画地は商業地域にあたるため、表6.2.5-17では第二種区域、表6.2.5-18～19では一号区域の規制基準が、表6.2.5-20では第二種区域の要請限度が適用となる。

表6.2.5-17 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	60dB	55dB
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	市街化調整区域又は地区の指定のない地域		
第二種区域	近隣商業地域	65dB	60dB
	商業地域		
	準工業地域、工業地域		

注)・基準は敷地境界線上とする。

- ・学校、病院等敷地の周囲50mの区域内は上記の基準から5dBを減じた値とする。
- ・近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用とする。

出典：「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)  
「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)  
「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)号

表6.2.5-18 特定建設作業振動に係る規制基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式 くい打機を除く)、くい抜機(油 圧式くい抜機を除く)又はくい打 くい抜機(圧入式くい打くい抜 機を除く)使用する作業	75dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							

注)・一号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域は、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日 政令第280号)

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

表6.2.5-19 指定建設作業振動に係る規制基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・パ ックホウ・その他これらに類する 掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し、学校・ 病院等の敷地の 周囲概ね 50m の 区域内にある場 合には 70dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラ・ロードローラ・その 他これらに類する締固め機械を 使用する作業							

注)・一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域は、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

表6.2.5-20 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域		65dB	60dB
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの			
	市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域 (第一種区域に該当する区域を除く)		70dB	65dB
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注)・基準は道路の敷地境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令58号)

「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

エ. 悪臭

悪臭に係る規制を次に示す。

ア) 「悪臭防止法」

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制を行っている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表6.2.5-21に、規制地域である市街化区域の範囲は図6.2.5-12に示すとおりである。

表6.2.5-21 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)	特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」  
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

イ) 「公害防止条例」

「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)では、県内全域(悪臭防止法の規制地域を除く)の魚腸骨処理場や有機質肥料製造施設の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気指数による規制基準(敷地境界で臭気指数15)を定めている。

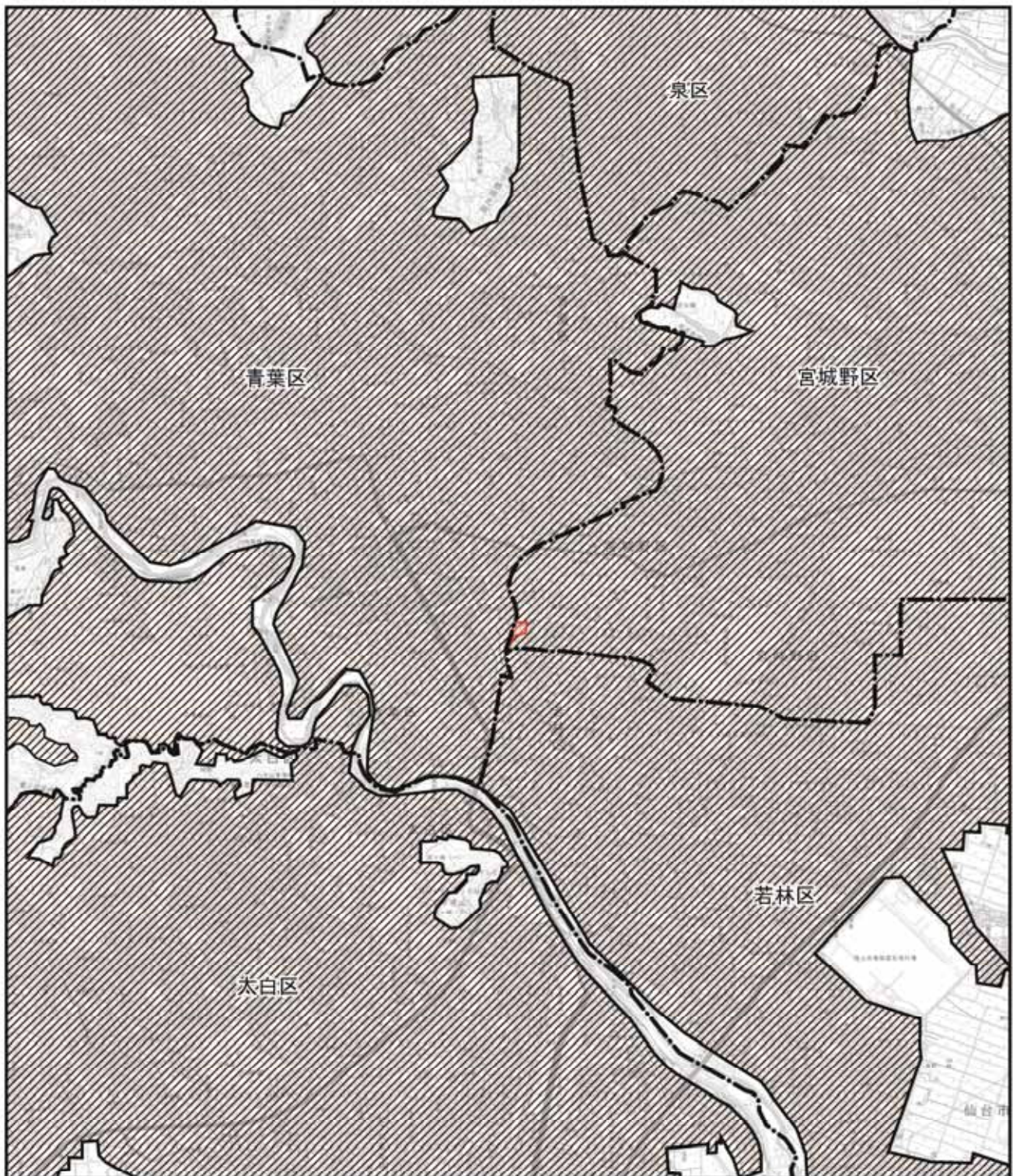
ウ) 「宮城県悪臭公害防止対策要綱」

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」(昭和53年4月1日施行)では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。




エ) 「仙台市悪臭対策指導要綱」

「仙台市悪臭対策指導要綱」(平成2年2月19日 市長決裁)では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による規制基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。





凡 例

-  計画地
-  区境界線
-  悪臭防止法による規制地域(市街化区域)

出典:「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図6.2.5-12 悪臭防止法による規制地域



オ. 水質汚濁

ア) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)は表6.2.5-22に示すとおりである。

表6.2.5-22 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7(a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

生活環境項目については、河川、海域、湖沼等において水域類型を定めて設定されている。調査範囲においては、図6.2.5-13に示すとおり、広瀬川及び七北田川がB類型、梅田川及び筑川がC類型に指定されている。これら河川の環境基準（生活環境項目）は表6.2.5-23(1)～(2)に示すとおりである。なお、計画地内において、類型指定された湖沼及び河川はない。

表6.2.5-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川ア)

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

備考)基準値は、日間平均値とする。

・農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注)1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2.水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の上水操作を行うもの

3.水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用

4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む。)において不快感を生じない程度。

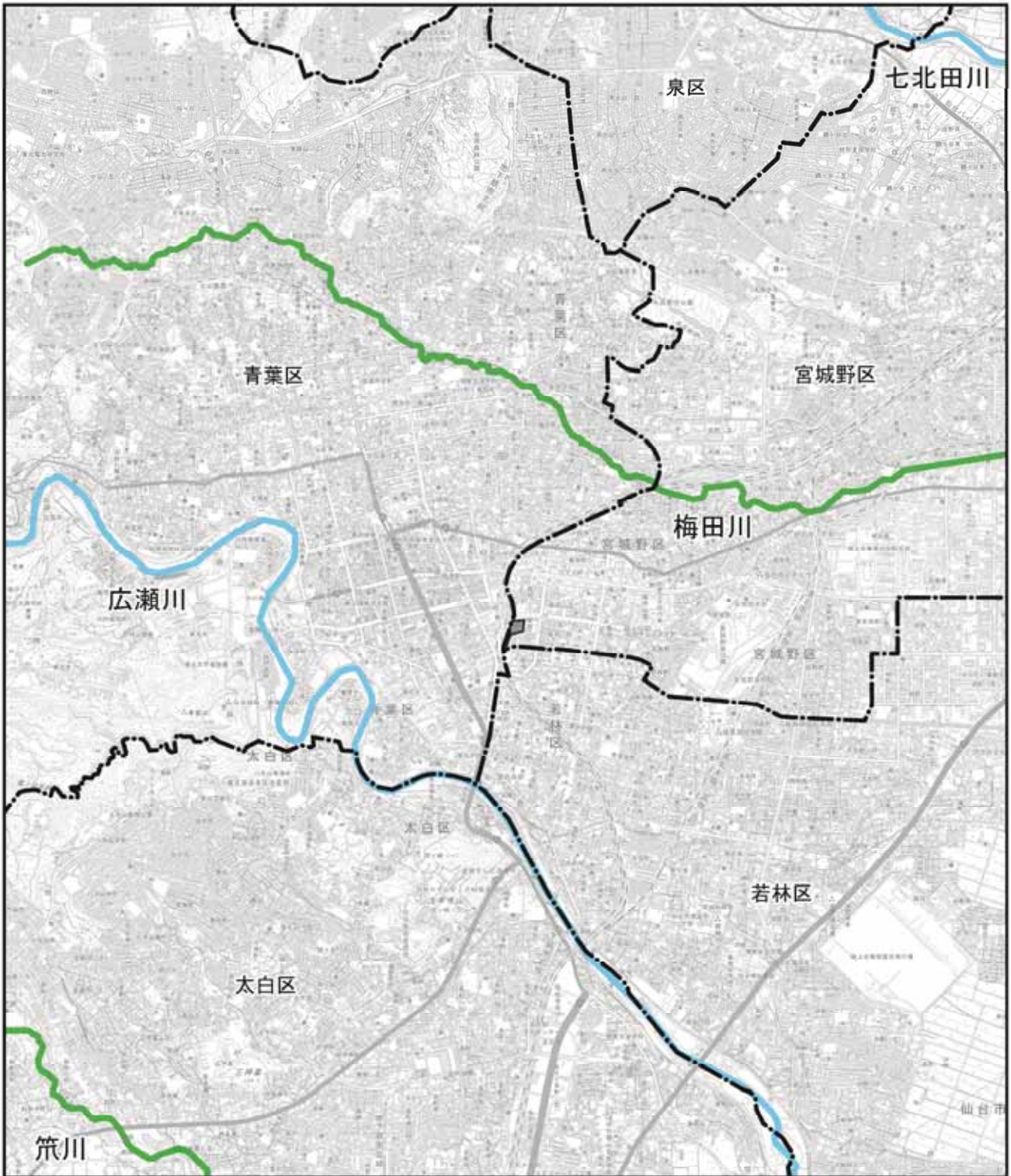
出典:「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表6.2.5-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考)基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

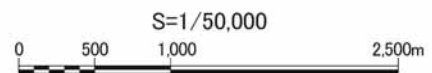


**凡例**

- 計画地
- 区境界線
- B類型
- C類型

出典:「環境基準と水域類型あてはめ」(宮城県)  
<http://www.pref.miyagi.jp/kunkyo-t/mizu/kijun&ruikeiH23.htm>

図6.2.5-13 水域類型の指定状況



イ) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表6.2.5-24、25に示すとおりである。

表6.2.5-24 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1)

有害物質の種類	一律排水基準	地下浸透基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	0.0003mg / L
シアン化合物	1mg CN/L	0.1mg / L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L	0.1mg / L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L	0.005mg / L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L	0.04mg / L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L	0.005mg / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L	0.0005mg / L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005mg / L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg / L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg / L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg / L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg / L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg / L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg / L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.004mg / L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg / L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg / L
チウラム	0.06mg/L	0.0006mg / L
シマジン	0.03mg/L	0.0003mg / L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg / L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg / L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L	0.002mg / L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの: 10mg B/L 海域に排出されるもの: 230mg B/L	0.2mg / L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの: 8mg F/L 海域に排出されるもの: 15mg F/L	0.2mg / L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量: 100mg/L	アンモニア性窒素 0.7mg / L、 亜硝酸性窒素 0.2mg / L、 硝酸性窒素 0.2mg / L
塩化ビニルモノマー	-	0.0002
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg / L

備考

1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
3. ほう素及び、ふっ素及び、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物(以下ふっ素等という)の排水水の基準については、既設の事業場に対しては平成28年6月30日まで、別に掲げる暫定基準(平成22年環境省令第10号附則別表)が適用される。
4. 1,4-ジオキサンの排水水の基準については平成30年5月24日まで、一部の業種について暫定基準が適用される。

出典: 排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号及び平成元年8月21日環境庁告示第39号)

表6.2.5-25 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2)

単位:mg/ ( )内は日間平均値

項目	法区分	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準 <sup>*1*5</sup>			
			排水	下水道整備区域	その他の区域	50m <sup>3</sup> /日以上 25m <sup>3</sup> /日以上 <sup>*4</sup>
		50m <sup>3</sup> /日以上	25m <sup>3</sup> /日以上			
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域に排出する場合	5.0～9.0	-	-	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD) (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量(COD)(海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質(SS)		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5	5	5	5	5
	動植物油脂類含有量	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数(個/cm3)		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
窒素含有量 <sup>*2</sup>		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	-
炭含有量 <sup>*3</sup>		16(8)	16	16	16	-

備考

- 1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうち溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されます。
- 2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。
- 3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。
- 4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに\*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となります。
- 5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場等から排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が1日につき10m<sup>3</sup>以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となります。

出典：水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例届出案内(仙台市環境局 平成22年1月)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表6.2.5-26に示すように下水排水基準が定められている。

表6.2.5-26 下水排水基準

		対象物質又は項目	基準値		
条例で定める基準	条例項目	水温	45 未満		
		水素イオン濃度(pH)	5.0を超え9.0(12) 未満		
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600(1,200)mg/l 未満		
		浮遊物質(SS)	600(1,200)mg/l 未満		
		沃素消費量	220mg/l 未満		
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<table border="1"> <tr> <td>鉱油類</td> <td>5mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>30(150)mg/l 以下</td> </tr> </table>	鉱油類	5mg/l 以下
鉱油類	5mg/l 以下				
動植物油脂類	30(150)mg/l 以下				
政令の基準	一律環境項目	フェノール類	5mg/l 以下		
		銅及びその化合物	3mg/l 以下		
		亜鉛及びその化合物	2mg/l 以下		
		鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/l 以下		
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/l 以下		
		クロム及びその化合物	2mg/l 以下		
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l 以下		
		シアン化合物	1mg/l 以下		
		有機燐化合物	1mg/l 以下		
		鉛及びその化合物	0.1mg/l 以下		
		六価クロム化合物	0.5mg/l 以下		
		砒素及びその化合物	0.1mg/l 以下		
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l 以下		
		アルキル水銀化合物	検出されないこと		
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l 以下		
		トリクロロエチレン	0.1mg/l 以下		
		テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下		
		ジクロロメタン	0.2mg/l 以下		
		四塩化炭素	0.02mg/l 以下		
		1,2 - ジクロロエタン	0.04mg/l 以下		
		1,1 - ジクロロエチレン	1mg/l 以下		
		シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下		
		1,1,1 - トリクロロエタン	3mg/l 以下		
		1,1,2 - トリクロロエタン	0.06mg/l 以下		
		1,3 - ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下		
		チウラム	0.06mg/l 以下		
		シマジン	0.03mg/l 以下		
		チオベンカルブ	0.2mg/l 以下		
		ベンゼン	0.1mg/l 以下		
		セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下		
		ほう素及びその化合物	10[230]mg/l 以下		
		ふっ素及びその化合物	8[15]mg/l 以下		
		1,4 - ジオキサン	0.5mg/l 以下		
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/l 未満		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l 以下				

注)1.( )内は、一日平均排水量が 50 m<sup>3</sup>未満の場合に適用。

2.[ ]内は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：公共下水道を使用する工場・事業場の皆様へ - 下水道を守るために - (仙台市建設局 平成27年4月)

ウ) 地下水の環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6.2.5-27に示すとおりである。

表6.2.5-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下

注)1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準」

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正:平成26年11月17日環境省告示第127号)



カ. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表6.2.5-28に示すとおりである。

表6.2.5-28 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

注)1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

2. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。  
出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

キ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は、表6.2.5-29に示すとおりである。

表6.2.5-29 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ / m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンブラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ / l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンをいう。以下同じ。 )及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

- 注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ / g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

ク. 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表6.2.5-30に示すとおりである(用途地域は図6.2.2-2参照)。

計画地は商業地域であるため、日影規制の対象とならない。

表6.2.5-30 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法別表第4(に)欄の項	参考			
		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える又は3階建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間

注) 「日影時間」欄に示す「10m以内」「10m超」は、敷地境界からの水平距離を示す。

出典:「建築基準法」別表第4(日影による中高層の建築物の制限)

「宮城県建築基準条例」第14条(日影による中高層の建築物の高さ制限)

## ケ. 景観

調査範囲においては、図6.2.5-14に示すとおり、「景観法」（平成16年6月16日 法律第110号）、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年3月16日 仙台市条例第5号）及び「仙台市屋外広告物条例」（平成元年3月17日仙台市条例第4号）に基づき、宮城野通、定禅寺通及び青葉通が「景観地区」及び「広告物モデル地区」に指定されている。この3地区においては、建築行為を行う際に形態・意匠の制限や、屋外広告物を表示または設置について仙台市屋外広告物条例に基づく許可や広告物美観維持基準が定められている。

### ア) 建築物の形態・意匠の制限

計画地は、「宮城野通景観地区」（平成23年12月16日指定）に指定され、建築物の形態・意匠に以下の制限が定められている。

#### ●外壁の形態等

地階を除く階数が3以上である建築物のうち、都市計画道路3・2・9仙台駅宮城野原線（以下「宮城野通」という。）に面する外壁の形態は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 低層階（1～2階）と中高層階のデザインに変化を持たせたもの
2. 形態、色彩、素材等により、分節化等が図られたもの
3. 平面形態を雁行形態等にしたもの
4. 前3号に掲げるもののほか圧迫感が少なく、ケヤキ並木に配慮し、歩行者の快適性を高めるデザインであると市長が認めるもの

#### ●外壁の色彩

1. 外壁の色彩は、色相5R～5Yの場合は彩度6以下、その他の色相では彩度2以下に適合しなければならない。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。
2. 建築物の15m以上の部分の宮城野通に面する外壁の色彩は、明度8以上とする。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。

#### ●建築設備等

屋外に設置する建築設備や屋外階段は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 道路から直接望見できない位置に設置したもの
2. 建築物と一体となったデザインであるもの
3. ルーバーや建築物と一体となった外周壁等による遮蔽や周辺の緑化による修景を行ったもの
4. その他建物がすっきり見えるように設置されたと認められるもの

#### ●駐車施設

自動車車庫の出入口は、宮城野通へ自動車が出入りするための敷地の出入口又は当該敷地の出入口に通じる車路に接続してはならない。ただし、敷地等によりやむを得ない場合で、自動車車庫が隣接する建築物との調和に配慮したデザインであり、かつ、自動車車庫の出入口が最小限の幅であると市長が認める場合は、この限りでない。

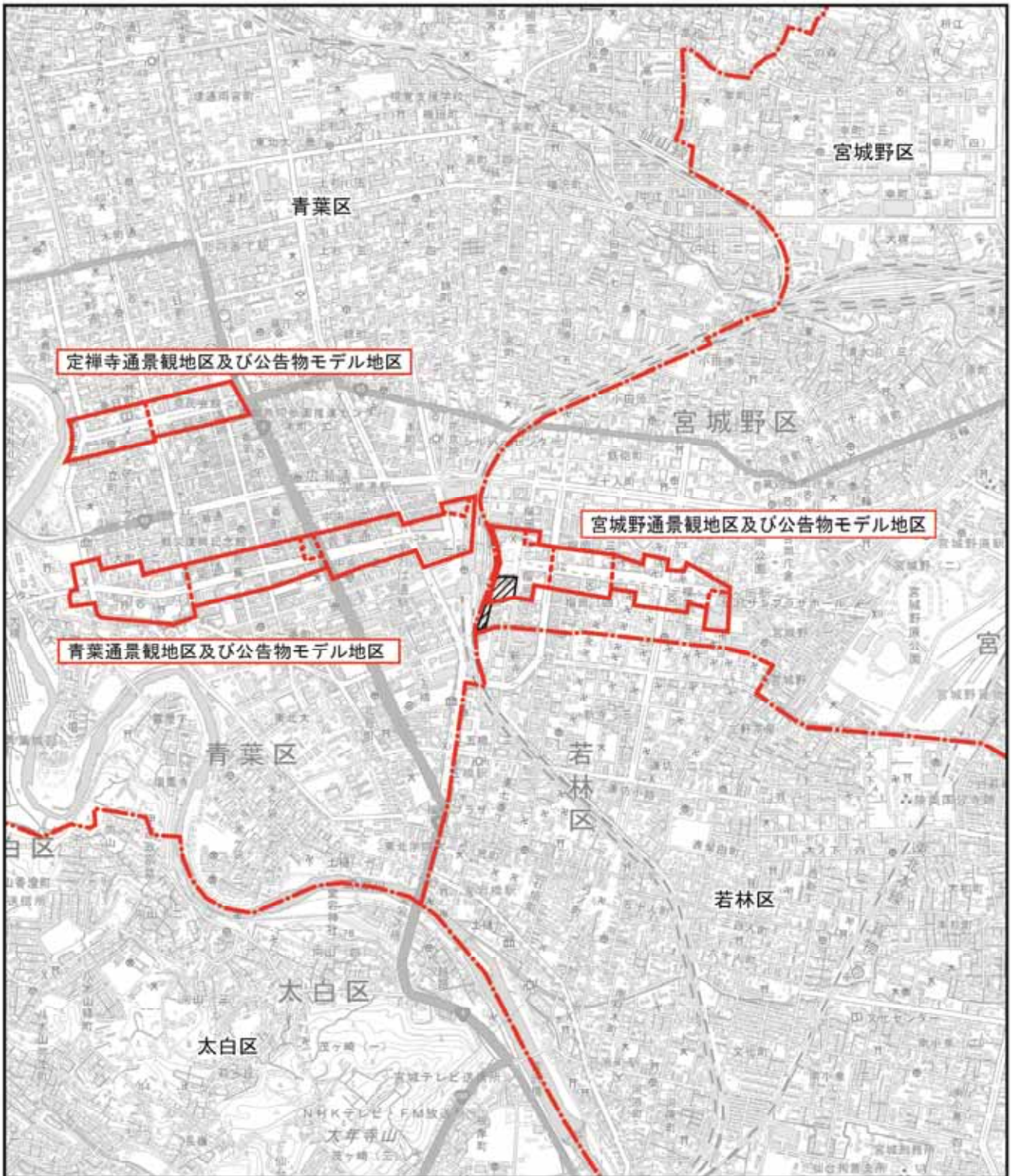
### イ) 屋外広告物の制限

計画地は、「宮城野通広告物モデル地区」（平成23年12月16日更新）に指定され、表6.2.5-31に示すとおり、屋外広告物に「広告物美観維持基準」を定めている。




表6.2.5-31 宮城野通広告物モデル地区 広告物美観維持規準

項目		配慮事項
共通事項	集約化	・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕 (フラッグ)	・街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場 地区の基準	意匠・形態	・一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるかぎり色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。 ・写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	・屋上広告物は壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する
大通り 地区の基準	掲出可能な 広告物	・掲出できる広告物は自己用のものに限る。 ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するものはこの限りではない。
	屋上広告物	・屋上広告物及びペントハウスに設置する広告物は原則として禁止とする。 ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	営業内容を 示す広告物	・事業若しくは営業の内容を示す広告は、2階以下の部分に集約化して設置する。
	独立固定 広告物	・独立固定広告は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
	意匠・形態	・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ちついた色彩を用いるよう配慮する。

出典：「宮城野通広告物整備計画」（平成17年10月1日 仙台市告示第1171号）



**凡 例**

-  計画地
-  区境界線
-  景観地区及び広告物モデル地区

出典: 仙台市ホームページ(仙台市の都市景観・屋外広告物)  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/index.html>

図6.2.5-14 景観地区及び広告物モデル地区

S=1/25,000  
 0 200 400 600 800 1000m



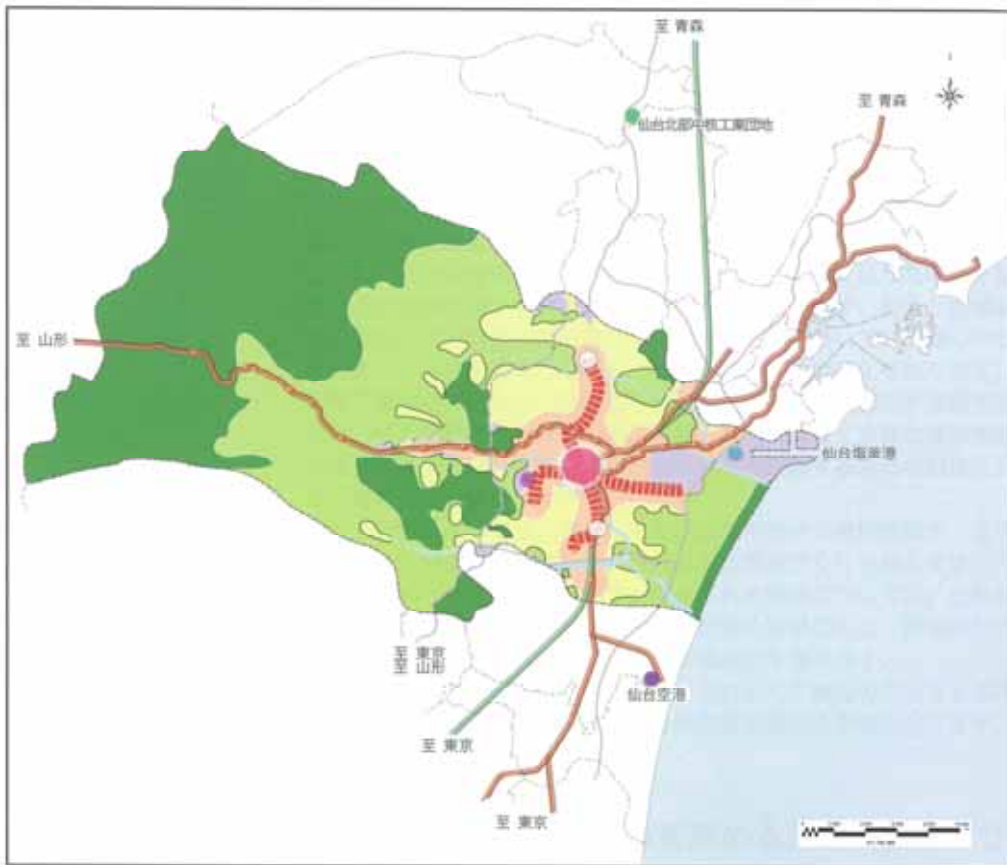
(2) 行政計画・方針等

1) 仙台市基本構想及び仙台市基本計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿を示した「基本構想」と、それを実現するために平成23～32年度（2011～2020年度）の10年間で取り組む施策の方向性や目標を示す「基本計画」を平成23年3月に策定した。

基本構想では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざし、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」、「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像を掲げている。

基本計画においては、基本構想で掲げた4つの都市像の実現を牽引する4つの重点政策を定めており、そのうち、本事業に係る「自然と調和した持続可能な都市づくり」、「人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり」についての施策の方向性を表6.2.5-32(1)～(2)に示す。



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	兼落・里山・田園ゾーン		広域拠点（東中央地区・長町地区）		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 （地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）
	郊外区域		国際学術文化交流拠点 （青葉山周辺地区）		自動車専用道路
	工業・流通・研究区域		行政界（市域界）		

図6.2.5-15 仙台市基本計画におけるゾーン区分

表6.2.5-32(1) 都市像の実現を牽引する重点政策「自然と調和した持続可能な都市づくり」

<p>(1) 低炭素・資源循環都市づくりの推進</p>	<p>都市基盤・都市構造や市民生活・経済活動の中に低炭素や資源循環の仕組みが備わった都市づくりを進めます。</p> <p>[1] 市民や事業者との協働による低炭素都市づくりを推進する制度を整備します。</p> <p>[2] 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及に努めます。</p> <p>[3] 大学等の研究機関や地元企業との連携・協力により、高効率機器などの省資源・省エネルギー型の技術・システムについて実用化を促進します。</p> <p>[4] ごみ減量やリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正な処理を進め、長期的に安全・安心で環境負荷の小さいごみ処理体制を確保します。</p>
<p>(2) 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 (ゾーン区分については、図6.2.5-15参照)</p>	<p>杜の都・仙台の地勢を生かした土地利用区分のもとに、自然環境と都市機能が調和した土地利用の推進を図ります。</p> <p>[1] 自然環境保全ゾーン 奥羽山脈や海岸部など、自然公園法、宮城県自然環境保全条例等の対象地であり、豊かな生態系と自然環境が保たれている区域です。 豊かな生態系と自然環境を守り、本市の自然特性を将来にわたって保持します。</p> <p>[2] 集落・里山・田園ゾーン 森林や農地、里山、農業を主とした集落などにより形成され、仙台の都市環境の保全や景観形成にも重要な役割を果たしている区域です。 自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持改善を図り、周辺環境と調和しない土地利用の転換は抑制し、森林や里山・田園などの豊かな環境を保全します。</p> <p>[3] 市街地ゾーン 市民生活やさまざまな都市活動が生まれ、本市の活力と快適な暮らしを支える区域です。 市街地の拡大抑制を基本として、地域特性に応じた土地利用を進めながら、都市の緑や景観を守り育み、杜の都にふさわしい緑豊かで美しい市街地形成します。</p>
<p>(3) 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</p>	<p>市街地ゾーンにおいては、土地利用と交通政策の一体的推進などにより、機能集約型市街地の形成を図るとともに、特に郊外区域において、地域の特性や課題に応じた生活環境の改善を進める地域再生に向けた取り組みを推進します。</p> <p>[1] 東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引する都心の機能を拡充強化します。</p> <p>[2] 泉中央地区と長町地区を「広被拠点」と位置づけ、都市圏の活動を支える生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の充実強化を進めます。</p> <p>[3] 仙台塩釜港周辺における「国際経済流通拠点」や、青葉山周辺における「国際学術文化交流拠点」に、それぞれの拠点にふさわしい都市機能の誘導を図ります。</p> <p>[4] 鉄道沿線区域においては、交通利便性や地域の中心としての機能を生かして、生活環境の充実や居住機能の一層の集積を図ります。</p> <p>[5] 地下鉄沿線区域を十文字型の「都市軸」と位置づけ、都心と広域拠点等を結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、都市機能の再生や強化を図ります。</p> <p>[6] 地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な成長を駆動する新たな創造と交流の基軸形成を図ります。</p> <p>[7] 郊外区域においては、暮らしを支える都市機能の維持改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境づくりを進めます。</p> <p>[8] 地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携のもと、地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。</p> <p>[9] 工業・流通・研究区域においては、それぞれの機能のさらなる集積と共に、産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積を図ります。</p>
<p>(4) 誰もが利用しやすい都市活力を高める交通基盤づくり</p>	<p>過度な自動車利用を抑制し、高齢者や障害者などにもやさしい公共交通を中心とした交通体系を構築するとともに、世界や東北との交流拠点機能を強化し、維持コストや環境負荷の低減、地域生活の安心や都市の成長などを重視した交通基盤の整備を進めます。</p> <p>[1] 鉄道を基軸にバスとのネットワークを強化する低炭素型の公共交通網を整えます。</p> <p>[2] 地下鉄東西線の整備に合わせて、仙台駅周辺の交通機能を再構築し都心の交通環境を改善します。</p> <p>[3] 市民の暮らしや都市の活力を支える道路ネットワークについて、優先順位を明確にしながら、計画的な設備を推進します。</p> <p>[4] 地域の暮らしを支える交通手段として、路線バスの維持に努めるとともに、市民との協働による地域特性に応じた生活交通の確保に向けた取り組みを推進します。</p> <p>[5] 広域的交通網の整備進展を生かし、東北のネットワークの中心として主要都市間のひと・物・情報の交流の活性化に戦略的に取り組みます。</p> <p>[6] 国際経済流通拠点の仙台塩釜港や仙台空港の機能強化や利用促進を図ります。</p>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）

表6.2.5-32(2) 都市像の実現を牽引する重点政策「人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり」

<p>(1) 地域産業の飛躍と競争力の強化</p>	<p>本市の経済を支える中小企業に対して、経営革新や技術力向上を促進し経営基盤の充実・強化と共に雇用の安定的な確保を図ります。本市の顔となる中心部商店街については、地下鉄東西線の開業による沿線の資源とのアクセス向上を生かし、さらなる魅力づくりと賑わいづくりに取り組みます。また、農業者や中小企業者等の有機的な連携により、付加価値の高い商品を生み出すことができるよう支援します。</p> <p>[1] 大学等の技術や民間人材のノウハウ等の活用などにより中小企業の経営革新や技術力向上を支援し、競争力を高めます。 [2] 情報発信やイベントとの連携強化など商店街の主體的な取り組みを支援し、魅力づくり・賑わいづくりに取り組みます。 [3] 中心部商店街においては、観光とのタイアップやイベントとの連携などを支援し、魅力を高めて広域的な集客力の向上を図る取り組みを進めます。 [4] 食品加工業や外食産業等との連携による付加価値の高い商品づくりの支援など、農商工連携の推進や農業の六次産業化により、農業の活性化を図ります。</p>
<p>(2) 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</p>	<p>東北各地と連携し、観光やスポーツ・文化芸術など、多様な分野を融合させながら、圏域全体の集客力を高めるとともに、本市のミュージアム都市としての魅力向上と情報発信を進めます。</p> <p>[1] 温泉や食、史跡など観光資源の魅力を拡大し、海外向けプロモーションの展開など世界に向け、東北全体の情報発信に取り組みます。 [2] 地下鉄東西線や南北線を活用し、サッカー・野球・バスケットボールの3つのプロスポーツの拠点を結ぶなど、スポーツや文化芸術、ショッピングなどの多彩な都市型観光ルートづくりを戦略的に推進し、広域的な集客力に富む新たな都市型観光を創出します。 [3] 本市の特徴あるイベントを通年で楽しめる仕組みなど、多様な分野が融合した新たな観光資源を創出し発信します。 [4] 多様な国際交流や観光客へのガイドボランティアなど、市民のホスピタリティがさらに発揮されるよう支援し、交流人口の拡大を図ります。</p>
<p>(3) 未来への活力を創る産業の育成・誘致</p>	<p>本市の人材力を生かし、クリエイティブ産業や健康福祉、環境などの成長産業、研究開発型産業などを育成・誘致することにより、本市の地域経済の自立的・長期的な発展と雇用の安定的な確保をめざします。</p> <p>[1] 創造的人材の獲得や育成を図るとともに、創造活動により生まれる価値を各種ビジネスに結びつけるなど、さまざまな製品やサービスに新たな可能性をもたらすクリエイティブ産業の活性化を図ります。 [2] 研究開発型産業、業務支援型の産業などの都市型産業を誘致・育成し雇用を確保していきます。 [3] 健康福祉、環境など次世代の成長産業により、活力を創り出します。 [4] 都市間連携などの取り組みを通じ、東北の資源や技術を世界と結びつけ、新たな産業活性化への展開を図ります。</p>
<p>(4) 新たな都市軸の形成と活用</p>	<p>地下鉄東西線により生まれる新たな都市軸の中に、戦略的な重点地区を定め、地域特性に合わせた整備と機能の集積、活性化を図ります。</p> <p>[1] 青葉山・国際センター地区に、都市の新たな魅力を創出し発信するシンボルゾーンを形成し、国際学術文化交流拠点としての機能の充実を図ります。 [2] 都心部の賑わいや活力を創出し、集客力の強化を図ります。 [3] 卸町・六丁の目地区を都市軸形成により生まれる産業フロンティアと位置づけ、クリエイティブ産業育成などにより、新たな産業の創出に取り組みます。</p>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）



## 2) 仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー

本方針は、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「市町村の建設に関する基本構想」ならびに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）」に即して定められ、仙台市が進める都市計画はこの方針に基づき行われることとしている。

計画期間は、仙台市基本計画とあわせ、平成24年度から平成32年度までとしている。

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に本方針を策定している。

本方針では、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」を掲げ、この目標像を実現するため、表6.2-33に示すとおり、今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している。

なお、本事業に係る方針としては、「都心の機能強化・拡充」が挙げられる。

表6.2.5-33 都市づくりの基本的な方向と方針

1. 土地利用に関する基本的な方向（自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生）	
方針1) 都心の機能強化・拡充 ①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化	
④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を活かした都心居住の推進	
方針2) 拠点の機能強化・充実 ①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積	
方針3) 都市構造の機軸となる都市軸の形成 ①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進	
方針4) 良好な市街地の形成 ①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築	
方針5) 郊外区域の地域再生 ①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保	
③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化	
方針6) 自然環境の保全・継承 ①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化	
③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生	
2. 交通に関する基本的な方向（公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築）	
方針7) 鉄道を中心とした総合交通体系の構築 ①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編	
④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化	
方針8) 便利で快適な交通環境の構築 ①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入	
③交通施設のバリアフリー化の推進	
方針9) 環境にやさしい交通手段への転換 ①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進	
③公共交通などの適正な利用の推進	
3. 防災・環境に関する基本的な方向（災害に強く、環境にやさしい新次元の防災・環境都市」の構築）	
方針10) 災害に強く安全で安心な都市空間の形成 ①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な住宅の確保	
方針11) エネルギー負荷の小さい都市空間の形成 ①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	
③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築	
4. 緑・景観に関する基本的な方向（都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成）	
方針12) 緑豊かで潤いある都市空間の形成 ①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進	
③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生	
方針13) 風格ある都市景観の形成 ①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成	
③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成	
5. 市民協働に関する基本的な方向 (きめ細やかなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進)	
方針14) きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援 ①地域特性に応じたきめ細やかな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化	
③地域住民との情報共有	
方針15) 市民力の拡大と新しい市民協働の推進 ①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進	
③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり	

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

### 3) 東西線沿線まちづくりの基本方針

本基本方針は、「仙台市基本計画」及び「仙台市震災復興計画」に掲げる総合的なまちづくりの方針並びに仙台市実施計画に掲げられた東西線沿線まちづくり推進事業に基づき都市計画マスタープラン等の関連計画と連携した東西線沿線まちづくりの方向性を示している。

東西線沿線まちづくりは、市民の誰もが暮らしやすい、公共交通を中心とした機能集約型都市の形成を先導しながら、新たな都市の魅力と活力の創造を理念としている。この理念に基づき、仙台市では、「安全安心で暮らしやすい街の創造」、「魅力的で楽しい街の創造」、「活力にあふれる元気な街の創造」及び「個性的で美しい街の創造」を方針の柱に、それらの基礎となる都市基盤の整備を総合的に進め、沿線まちづくりに取り組んできた。

しかし、地下鉄東西線の整備効果を最大限に活かしていくためには、市民や事業者等との連携を一層強化し、まちづくりに取り組む必要があることから、平成25年7月に基本方針を改定し、「市民協働のまちづくり」の推進を掲げ、復興の先を見据えた「進化する都市・仙台」の実現を目指すこととした。

4つの方針と「方針の基礎となる都市基盤の整備」、「市民協働のまちづくりの推進」に関する施策展開の方向を表6.2.5-34に示す。

なお、計画地近傍の「宮城野通駅」周辺における取組施策として、「都心の東の玄関口にふさわしい高度利用と都市機能の強化」、「仙台駅東口の賑わいや魅力の創出と回遊性を高める交通環境の形成」などを掲げている。

表6.2.5-34 新たな沿線まちづくりの方針

1. 「安全安心で暮らしやすい街」の創造
<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活サービス施設や高齢者に配慮した住宅などの立地を誘導します</li> <li>②子育て支援機能の立地を誘導します</li> <li>③駅を中心に徒歩で移動できる便利な住宅地を形成します</li> <li>④駅の整備を契機としてコミュニティ活性化を推進します</li> <li>⑤駅を中心とした移動しやすい交通環境を形成します</li> <li>⑥利用しやすい便利な公共交通を構築します</li> </ul>
2. 「魅力的で楽しい街」の創造
<ul style="list-style-type: none"> <li>①森と海に魅力的な交流ゾーンを形成します</li> <li>②国内外からの集客・交流を促進する学術・文化交流拠点を形成します</li> <li>③新しい芸術文化活動を創出します</li> <li>④多様な機能・価値を持ち、市民に開かれた空間の整備等を支援します</li> <li>⑤新たな3つの集客交流軸を創り、本市の新しい魅力を内外に発信していきます</li> <li>⑥広域交通基盤の防災機能の強化</li> </ul>
3. 「活力にあふれた元気な街」の創造
<ul style="list-style-type: none"> <li>①国内外との交流の拡大を促進します</li> <li>②新しい「学都」づくりを推進します</li> <li>③沿線の大学等との連携により地域産業の活性化を図ります</li> <li>④大学等と連携し公共交通利用による通勤通学の拡大に取り組みます</li> <li>⑤国際的な学術・文化交流拠点を形成します</li> <li>⑥クリエイティブ産業を生み出す東部のビジネスエリアの形成を誘導します</li> <li>⑦都心部における商業・業務の活性化を図ります</li> <li>⑧3つの交通結節駅周辺で地域の中心となる商業機能等の強化を図ります</li> <li>⑨都心部周辺の駅周辺で地元商店街等の活性化を図ります</li> <li>⑩アグリビジネスを創出します</li> </ul>
4. 「個性的で美しい街」の創造
<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民や来訪者が「杜の都」を象徴する魅力を感じ、楽しむことができますようにします</li> <li>②沿線の美しい地域景観資源の保全に努めます</li> <li>③仙台駅周辺などにおいて、美しい街並み景観を形成します</li> <li>④東北大学片平キャンパスにおける再整備の取組みを支援します</li> </ul>
方針の基礎となる都市基盤の整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>①駅前広場等をはじめとする交通基盤の整備を推進します</li> <li>②駅出入口と一体となる再開発等を進め、魅力的な商業施設の立地を誘導します</li> <li>③地域の多様な活動を支え、活性化するための基盤を整備します</li> <li>④様々な機能を持った公園等を整備します</li> <li>⑤新市街地の整備を推進します</li> </ul>
「市民協働のまちづくり」の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>①沿線の新たな魅力向上のための取り組みを行います</li> <li>②東西線応援部の結成を行います</li> <li>③東西線開業に向けたPR・キャンペーンを行います</li> </ul>

出典：「東西線沿線まちづくり基本方針」（平成25年7月 仙台市）

#### 4) 杜の都環境プラン2011-2020

平成9年に策定された「杜の都環境プラン」（仙台市環境基本計画）の計画期間が、平成22年度末に満了となったため、仙台市では平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン2011-2020」を策定し、平成23年3月に議決した。

「杜の都環境プラン2011-2020」では、まず環境都市像(表6.2.5-35)・都市の将来イメージ(表6.2.5-36)を描き、それらを実現するために、目標と施策(表6.2.5-37)をまとめている。

また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表6.2.5-38）を示している。

表6.2.5-35 「杜の都環境プラン2011-2020」における目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環(わ)」「輪(わ)」「和(わ)」の暮らしを楽しむまちへ－	
分野別の 環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」（平成23年3月 仙台市）

表6.2.5-36 「杜の都環境プラン2011-2020」における都市の将来イメージ

都市の将来 イメージ	山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じとることができる姿となっています。	
地区別の 将来イメージ	市街地の姿	鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。 また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴ある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。
	郊外部(市街地以外の地域)の姿	豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。
	市街地と郊外部のつながり	自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫などが見られるようになっています。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」（平成23年3月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

図6.2.5-16 「杜の都環境プラン2011-2020」における都市の将来イメージ

表6.2.5-37 「杜の都環境プラン2011-2020」における目標と施策

1. 低炭素都市づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成17年度(2005年度)比で25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li> <li>・エネルギー効率の高い交通システムをつくる</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成32年度(2020年度)におけるごみの総量を平成21年度(2009年度)比で10%以上削減し330,000t以下とします。</li> <li>○平成32年度(2020年度)におけるリサイクル率を40%以上とします。</li> <li>○平成32年度(2020年度)における燃やすごみの量を平成21年度(2009年度)比で16%以上削減し267,000t以下とします。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大事に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成32年度(2020年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</li> <li>○生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</li> <li>○身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</li> <li>○平成32年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ul>
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

表6.2.5-38 「杜の都環境プラン2011-2020」における開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>○コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>○緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

5) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しており、「仙台市みどりの基本計画」が平成24年7月に策定された。

対象として広く緑を捉えることから、「仙台市みどりの基本計画」ではひらがなで「みどり」と表記されている。市全体を対象とし、種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」である。

基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、基本理念の「百年の杜」を実現するため、表6.2.5-39に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、表6.2.5-40に示す計画期間と目標が設定されている。

表6.2.5-39 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

表6.2.5-40 「仙台市みどりの基本計画」における計画期間と目標

計画期間	平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までとし、必要に応じて中間見直しを行います。				
計画目標	質の目標	安全安心	自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます		
		自然環境	生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます		
生活環境		市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます			
仙台らしさ		歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます			
市民協働		市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます			
量の目標	評価対象	指標	現況 <sup>※3</sup>	目標 (平成32年度)	
	市域全域	みどりの総量（緑被率）	78.8%	維持・向上	
	都市計画 区域	都市公園等 <sup>※1</sup> 一人当たり面積	15.8m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>	
		都市公園一人当たり面積	12.8m <sup>2</sup>	17m <sup>2</sup>	
市街化区域	市街地のみどりの総量（緑被率） 担保性のある緑地 <sup>※2</sup> の面積	29.8% 約2,200ha	維持・向上 +250ha		

※1 都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設

例) 屋外運動施設、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習施設など

※2 都市公園等（施設緑地）及び地域制の緑地

例) 上記の都市公園等、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地など

※3 平成22年度の値。みどりの総量は平成21年度の値。

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）



仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。計画地は「仙台都心部」緑化重点地区内に位置している。

「仙台都心部」緑化重点地区の緑化計画の方針は表6.2.5-41に示すとおりである。また、計画図は図6.2.5-17に示すとおりである。

表6.2.5-41 「仙台市都心部」緑化重点地区の緑化計画の方針

地区名	緑化計画の方針
仙台都心部	<p>○みどりの創出とネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地のみどりの回廊の主要な10路線については、沿道の民有地と一体的な緑化を推進し、緑のネットワークを形成します。主要な10路線の平均緑視率の目標を30%以上とします。</li> <li>・みどりのネットワークの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの場やイベント空間を創出します。また、公共施設の緑化を充実します。</li> <li>・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。</li> <li>・民間建築物などの建替えや再開発などの際に、安らぎや潤い、景観などの都市の快適性の向上に効果的な緑化を促進します。</li> <li>・地域性や歴史性などに配慮した、個性と魅力ある公園や街路樹などの整備を行います。</li> </ul> <p>○みどりの保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「杜の都」の印象を高める公園や街路樹などのみどりの質の向上を図ります。また、オープンカフェや公共的な様々なイベントなどの都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。</li> <li>・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。</li> <li>・公園や街路樹のみどり、広瀬川の自然などについて、学校教育や社会教育の素材としての活用を図ります。</li> </ul>

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）



## 6) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市では、平成7年9月に策定、平成14年5月に改定した本計画が平成22年度末をもって計画期間満了を迎えることから、改定作業を進めていた。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災により、仙台市は電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶を経験し、一方、国においては原子力発電所の事故に端を発したエネルギー供給構造の見直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、新たに震災経験から得た視点を加え、本計画を改定することとし、平成27年11月に中間案が示されている。中間案の概要は、表6.2.5-42に示すとおりである。

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする本計画は、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」に掲げる分野別都市像の一つ「低炭素都市・仙台」を実現するための個別計画に位置付けられており、温室効果ガスの削減目標を掲げるなど、杜の都環境プランとの連携した施策推進により、環境都市像の実現を目指すこととしている。

表6.2.5-42 仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020【中間案】の概要

<p>温室効果ガスの削減目標</p>	<p>2020（平成32）年度における市域の温室効果ガス排出量を基準年度である2010（平成22）年度比で、0.8%以上削減（排出量7,640千t-CO<sub>2</sub>以下）</p>
<p>実施施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置</li> <li>・分散型や面的なエネルギー利用の推進</li> <li>・自然環境の保全と継承</li> </ul> </li> <li>2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用</li> <li>・環境負荷の小さい交通手段の選択促進</li> </ul> </li> <li>3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る             <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー設備・建築物の普及促進</li> <li>・創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大</li> <li>・蓄エネルギーの普及拡大</li> <li>・フロン類等の排出削減の徹底</li> </ul> </li> <li>4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・市の連携による3Rの推進</li> <li>・廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制とエネルギーの有効活用</li> </ul> </li> <li>5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える             <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動による影響の把握と啓発</li> <li>・気候変動影響リスクの低減</li> </ul> </li> <li>6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる             <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり</li> <li>・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進</li> <li>・低炭素技術・産業の育成支援</li> </ul> </li> </ol>
<p>重点プロジェクト</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エネルギー自律型のまちづくり</li> <li>2. 低炭素な交通利用へのシフト</li> <li>3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進</li> <li>4. 3R×Eで低炭素</li> <li>5. 杜を守り、杜に護られる仙台</li> <li>6. せんだいE-Action</li> </ol>
<p>行動の指針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民のみなさまに取り組んでいただきたいこと             <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは知る 排出量やエネルギー消費量を知る、削減に向けた取り組み方法や効果の情報を知る</li> <li>・可能などころから始めてみる 冷暖房の効率的な利用、冷蔵庫や照明等電化製品の節電や節水、電車・バスの積極的な利用、エコドライブ、地場産品など低炭素な商品や消費行動の選択</li> <li>・機会を捉えて効果アップ 家族構成など生活環境に合った省エネ製品購入、断熱性、再生可能エネルギー導入など、住環境やランニングコストも勘案した住宅新築や改築、低公害車や低燃費車の購入</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p> </li> <li>2. 事業者のみなさまに取り組んでいただきたいこと             <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは知る 主要な設備の状況やエネルギー消費量の把握、効果的設備運用手段の情報入手、取り組み方法やその効果を共有</li> <li>・可能などころから始めてみる 設備ごとの運用を見直す（空気調和設備・熱源機器・ボイラー設備）、省エネ推進体制の整備</li> <li>・機会を捉えて効果アップ 計画的な機器更新、新築・改築時の省エネ機器導入、重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新（燃料転換）</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p> </li> </ol>
<p>計画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進体制 「仙台市地球温暖化対策推進協議会」や「せんだいE-Action 実行委員会」により市民・事業者・行政の協働により推進することをはじめ、関連行政機関や教育研究機関・諸団体等と連携をはかりながら計画を推進していきます。</li> <li>・推進管理 毎年度、市域から排出される温室効果ガス総排出量や部門別排出量の推計・評価をはじめ、重点プロジェクトで設定した管理指標の把握を行い、「仙台市の環境」やホームページで公表します。さらに、施策の進行状況や評価をふまえ、必要に応じて追加的な施策・取り組みを検討します。</li> </ul>

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020【中間案】」（平成27年11月 仙台市）

7) 仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、過去の仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月17日に仙台市「杜の都」景観計画が策定された。

ア. 仙台市全域におけるゾーン区分

仙台市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別し、「自然景観」を“山並み緑地ゾーン”、“河川・海岸地ゾーン”及び“田園地ゾーン”、「市街地景観」を“商業業務地ゾーン”、“沿線市街地ゾーン”、“郊外住宅地ゾーン”、“流通業務地ゾーン”及び“行楽地ゾーン”の計8つのゾーンに区分し、ゾーン毎の特性に応じて、建築物等に対する良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。

計画地は「市街地景観」の“商業業務地ゾーン”に位置している。“商業業務地ゾーン”の景観形成の方針は、「拠点性を高め、立体的なまとまり感のある景観形成を図る」、「気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の保全と形成を図る」及び「緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る」と定めている。

イ. 景観重点区域

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、計画において仙台市全域を「景観計画区域」として位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。また、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため、「景観形成区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で4つの地域ゾーンに区分し、景観の形成方針を定めている。

景観重点区域のゾーン区分、景観特性及び景観形成方針は、表6.2.5-43、表6.2.5-44及び図6.2.5-18に示すとおりである。

計画地は景観重点区域の“都市ビジネスゾーン”に位置している。“都市ビジネスゾーン”の景観特性は、「緑美しい並木と高層建物がつくる風格ある都心景観」（並木・都心景）とされている。

表6.2.5-43 景観重点区域における景観特性と4つのゾーンの設定

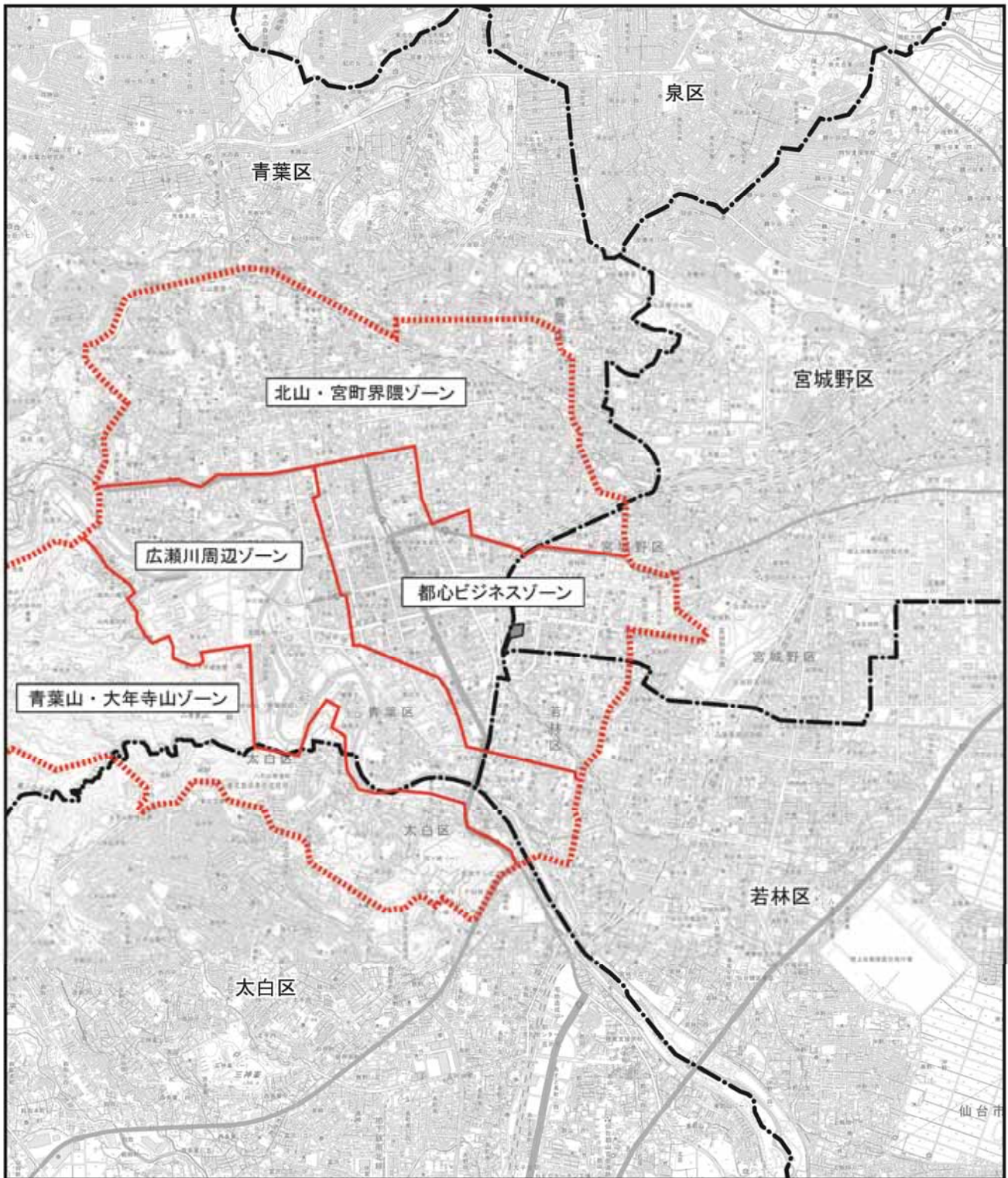
景観特性	ゾーン名称
蛇行する広瀬川の自然が織り成す多様な景観 ～段丘景～	広瀬川周辺ゾーン
市街地から望む緑の丘陵地景観 ～丘陵景～	青葉山・大年寺山ゾーン
歴史と伝統を受け継ぐ杜の都の風情のある街並み景観 ～樹林景～	北山・宮町界限ゾーン
緑美しい並木と高層建物がつくる風格ある都心景観 ～並木景・都心景～	都心ビジネスゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）

表6.2.5-44 景観重点区域におけるゾーン区分、景観形成方針及び建築物等に対する方針

ゾーン区分	景観形成方針	建築物等に対する方針
<p>広瀬川周辺ゾーン</p>	<p>広瀬川の自然環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●仙台城跡や広瀬川河畔等からの奥行き感ある眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>●河岸段丘・自然崖等の地形になじませ、河川流域の自然環境の保全と調和を図る</li> <li>●歴史的な趣きのある街並みとの調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)川岸緑地・公園・橋梁等は、淵・瀬などの多様な水辺の自然環境との調和を図る</li> <li>2)河畔の建築物等は、河川景観と調和する形態・意匠、色彩とし、敷地内の緑化を図る</li> <li>3)河畔の建築物等は、河岸越しの眺望景観や丘陵景観を遮らない高さとする</li> <li>4)自然崖の上の建築物等は、崖の緑と調和し圧迫感のない形態・意匠、高さとする</li> <li>5)河岸段丘に沿う建築物等は、河川水面の眺望や坂道からの見通しを損なわない形態・意匠、高さとする</li> </ol>
<p>青葉山・大年寺山ゾーン</p>	<p>市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地から見通せる緑の眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>●丘陵地の地形を活かした市街地景観の形成を図る</li> <li>●丘陵地の自然環境との調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)斜面沿いの建築物等は、背後の丘陵地景観を遮らない形態・意匠、高さとする</li> <li>2)丘陵上部の建築物等は、市街地から遠望できる稜線を害しない形態・意匠、高さとする</li> <li>3)丘陵地内での建築物等は、自然環境に調和する色彩とし、敷地内の緑化を図る</li> </ol>
<p>北山・宮町界限ゾーン</p>	<p>丘陵地の社寺林への見通しを確保し、地区内の屋敷木等と調和する歴史的雰囲気や創出する街並みの景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社寺林等を望む眺望景観の保全と、歴史的な通りからの見通しとの調和を図る</li> <li>●歴史的な樹林等の街並みとの調和を図る</li> <li>●風趣ある住宅地としての街並みとの調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)北山五山・輪王寺・大崎八幡宮・東照宮等の社寺周辺の建築物等は、境内や社寺林等と調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>2)宮町・通町・北六番丁等の歴史的通り沿いの建築物等は、通りの持つ見通しや街並みのスケールに配慮した形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>3)上記周辺の住宅地域の建築物等も、風趣ある街並みに調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>4)社寺林や屋敷木に調和し、暮らしやすい環境を演出する敷地内の緑化を図る</li> <li>5)北仙台駅や勾当台通沿道の都心に連続する商業業務地の建築物等は、賑わい感のある形態・意匠、色彩、高さとする</li> </ol>
<p>都心ビジネスゾーン</p>	<p>中心市街地のビジネス環境にふさわしい躍動感のある景観形成と、「杜の都」の国際的な顔となる魅力的な風格ある景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交流拠点となる風格と賑わいのある街並み景観の創出を図る</li> <li>●商業業務の核となる活気と潤いのある街並み景観の創出を図る</li> <li>●ケヤキ並木や公園の緑等と調和する美しい街並み景観の創出を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)仙台駅に向かう新幹線の車窓から眺望できる建築物等は、背景となる丘陵地と調和し、玄関ゾーンとしての雰囲気を害しない形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>2)仙台駅前の建築物等は、ペDESTリアンデッキからの街並みの眺望や視線に配慮した形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>3)青葉通・広瀬通・東二番丁通等の建築物等は、都市のスカイラインに配慮し、オフィス街の調和や街角の立体的な演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>4)定禅寺通・青葉通・宮城野通等の建築物等は、並木空間に調和し、ゆとりある歩行環境の演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>5)東一番丁通・中央通の建築物等は、ショッピングモールの調和と賑わいの演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>6)勾当台地区周辺の建築物等は、県庁・市役所・公園等のオープンスペースや緑と調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>7)再開発による建築物等は、都心空間を演出する高度利用と、敷地内の緑化、オープンスペースの設置を図る</li> <li>8)歴史的な新寺小路等の社寺周辺の建築物等は、境内や社寺林と調和する形態・意匠、色彩とする</li> </ol>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）



凡例

- 計画地
- 区境界線
- 景観重点区域
- ゾーン境界

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図6.2.5-18 景観重点区域におけるゾーン区分

S=1/50,000  
0 500 1,000 2,500m



#### ウ．景観重要公共施設の整備

杜の都のシンボルとして、良好な景観形成の先導的な役割を果たす公共施設として、計画地に隣接した“仙台駅西口・東口駅前広場”が「景観重要公共施設」に指定されている。

“仙台駅西口・東口駅前広場”の整備に関する事項は、「仙台駅の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと憩いのある広场景観を形成する。」と定めている。



## 7.環境影響評価の項目、調査・予測・評価の選定

## 7. 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の選定

### 7.1 評価項目の選定

#### 7.1.1 環境影響要因の抽出

対象事業に係る全ての行為のうち、環境影響が予想される行為を抽出した結果は表7.1-1に示すとおりである。

表7.1-1 影響要因の抽出

項目	要因の抽出	抽出の理由
工事に よる 影響	資材等の運搬	計画建築物の建設に伴い、資材等の運搬がある。
	重機の稼働	計画建築物の建設に伴い、工事中の重機の稼働がある。
	切土・盛土・発破・掘削等	計画建築物の建設に伴い、掘削工事がある。
	建築物等の建築	大規模な建築物の建設である。
	工事に伴う排水	計画建築物の建設に伴い、工事中の降雨時に濁水の発生の可能性がある。
	その他	× 計画建築物の建設に伴い、上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在に よる 影響	改變後の地形	× 事業予定地は、市街地中心部の建物跡地であり、地形の改變は行わない。
	樹木伐採後の状態	× 事業予定地は、市街地中心部の建物跡地であり、計画地内に既存の樹木は存在しない。
	改變後の河川・湖沼	× 事業予定地は、市街地中心部の建物跡地であり、河川・湖沼は存在しない。
	工作物等の出現	大規模な建築物の建設である。
	その他	計画建築物の存在に伴い、緑の量(緑被率)を確保することが想定される。
供用に よる 影響	自動車・鉄道等の走行	× 本事業は、商業等の用途であり、供用後に計画地内の自動車・鉄道の走行は想定されない。
	施設の稼働 (商業・宿泊施設等)	本事業は、商業等の用途であり、供用後の施設の稼働が想定される。
	施設の稼働 (立体駐車場)	本事業は、立体駐車場の稼働が想定される。
	人の居住・利用	× 本事業は、商業等の用途であり、供用後の人の利用が想定されるが、本書では「施設の稼働(商業施設等)」に含めることとした。
	有害物質の使用	× 本事業は、商業等の用途であり、供用後の有害物質の使用は想定されない。
	農薬・肥料の使用	× 本事業は、商業等の用途であり、供用後の農薬・肥料の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬、 輸送	本事業は、商業等の用途であり、供用後の資材・製品・人等の運搬、輸送が想定される。
	その他	× 計画建築物の供用に伴い、上記以外の環境影響要因は想定されない。

「要因の抽出」は、○：有、×：無を示す。

#### 7.1.2 環境影響要素の抽出及び影響評価項目の選定

環境影響要因により影響を受けることが予想される環境の要素を抽出し、本事業の特性及び計画地を含む周辺地域の特性から、環境影響評価を行う項目を選定した。

あわせて、影響が軽微であることから調査・予測を行わず環境配慮によって対応する配慮項目も選定した。

環境影響要因と環境影響要素の関係は表7.1-2に、項目選定について選定した理由及び選定しなかった理由は表7.1-3(1)～(3)に示すとおりである。

表7.1-2 環境影響要因と環境影響要素のマトリクス表

環境要素の区分			工事による影響					存在による影響		供用による影響					
			資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・発破・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水	工作物等の出現	その他	施設の稼働（商業施設等）	施設の稼働（立体駐車場）	運搬・輸送	資材・製品・人等の		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素												
			二酸化硫黄												
			浮遊粒子状物質												
			粉じん												
			有害物質												
			その他												
		騒音	騒音												
	振動	振動													
	低周波音	低周波音													
	悪臭	悪臭													
	その他														
	水環境	水質	水の汚れ												
			水の濁り												
			富栄養化												
			溶存酸素												
			有害物質												
			温水												
			その他												
		底質	底質												
		地下水汚染	地下水汚染												
		水象	水源												
	河川流・湖沼														
	地下水・湧水														
	海域														
	水辺環境														
	その他														
	土壌環境	地形・地質	現況地形												
注目すべき地形															
土地の安定性															
地盤沈下		地盤沈下													
土壌汚染	土壌汚染														
その他															
その他の環境	電波障害	電波障害													
	日照障害	日照障害													
	風害	風害													
	その他														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種													
		植生及び注目すべき群落													
		樹木・樹林等													
		森林等の環境保全機能													
動物	動物相及び注目すべき種														
	注目すべき生息地														
生態系	地域を特徴付ける生態系														
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源													
		文化的景観資源													
		眺望													
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場														
文化財	指定文化財等														
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物													
		残土													
		水利用													
		その他													
	温室効果ガス等	二酸化炭素													
その他の温室効果ガス															
オゾン層破壊物質															
熱帯材使用															
その他															

○：選定項目      □：配慮項目を示す。

表7.1-3(1) 評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	選定する理由・選定しない理由
大気質	二酸化窒素		<p>工事中は、重機の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。</p> <p>供用後は、関連車両の走行及び施設の稼働(立体駐車場)に伴う排出ガスにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。また、施設の稼働(商業施設等)に伴うボイラーからの排出ガスにより、二酸化窒素の影響が考えられる。</p> <p>これらの影響が考えられることから評価項目として選定する。</p> <p>また、掘削工事等に伴って一時的に裸地化した造成面が乾燥化して、強風によって巻き上げられる等により、粉じんの発生が考えられるが、その場合は適宜散水等を行うことにより発生を抑制させることから、配慮項目として選定する。</p> <p>なお、二酸化硫黄を発生させる大規模な空調等や、有害物質を発生させる工事や施設は想定されないため、これらは項目として選定しない。</p>
	二酸化硫黄	-	
	浮遊粒子状物質		
	粉じん		
	有害物質	-	
騒音	騒音		<p>工事中は、重機の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音の影響が考えられる。</p> <p>供用後は、関連車両の走行及び施設の稼働(立体駐車場)による交通騒音、施設の稼働(商業施設等)による空調等に伴う騒音の影響が考えられる。</p> <p>これらの影響が考えられることから評価項目として選定する。</p>
振動	振動		<p>工事中は、重機の稼働及び工事用車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。</p> <p>供用後は、関連車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。これらの影響が考えられることから評価項目として選定する。</p> <p>また、施設の稼働(商業施設等)による空調等に伴う振動の影響が考えられるが、必要に応じて防振ゴム等の防振材料を設置することから配慮項目として選定する。</p>
低周波音	低周波音		<p>施設の稼働(商業施設等)において、低周波音の影響が考えられる大規模な空調機械の設置は想定されず、また、空調等には必要に応じて防振材料等を設置することから、配慮項目として選定する。</p>
悪臭	悪臭		<p>施設の稼働(商業施設等)において、悪臭の発生が想定されるが、換気設備や廃棄物処理設備の設置など適切に行うため、配慮項目として選定する。</p>
水質	水の汚れ		<p>工事中は、降雨時に濁水が発生することが考えられるが、沈砂槽等による処理をした後に公共下水道に排水する。</p> <p>供用後は、施設の稼働(商業施設等)による排水が考えられるが、厨房除害設備を設置する規模の施設計画はなく、公共下水道に排出する。</p> <p>したがって、水の汚れ、水の濁りを配慮項目として選定する。</p> <p>なお、富栄養化、溶存酸素、温水については、本事業からの排水は閉鎖性水域に排出されないことから影響はないと考えられるため、評価項目として選定しない。</p> <p>また、施設の稼働(商業施設等)において有害物質を発生させる施設は想定されないことから項目として選定しない。</p>
	水の濁り		
	富栄養化	-	
	溶存酸素	-	
	有害物質	-	
	温水	-	
底質	底質	-	<p>工事中は、降雨時に濁水が発生することが考えられるが、沈砂槽等による処理をした後に公共下水道に排水するため、底質に及ぼす影響はないと考えられることから、評価項目として選定しない。</p>

表7.1-3(2) 評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	選定する理由・選定しない理由
地下水汚染	地下水汚染		<p>工事中の降雨時に濁水が発生することが考えられるが、沈砂槽等による処理をした後に公共下水道に排水することから影響はないと考えられる。</p> <p>なお、(仮称)仙台駅東口開発計画の工事において汚染土壌(鉛及びその化合物、砒素及びその化合物)が確認されており、計画地はその(仮称)仙台駅東口開発計画の敷地に隣接していることから、地下水汚染の可能性が考えられるため、地下水汚染の有無を確認し、地下水汚染が確認された場合は適切に処置することから配慮項目として選定する。</p> <p>また、本事業の掘削工事においても汚染土壌が確認される可能性が高いことが考えられる。ただし、汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法に基づき適切に処置(対策)することから、配慮項目として選定する。</p>
水象	水源	-	<p>本事業は、市街地中心部の平坦な建物跡地に建設する計画であり、水源、河川流・湖沼、海域、水辺環境に及ぼす影響はないため、評価項目として選定しない。</p> <p>地下水については、工事中は、一部地下躯体を地下水位以深の地下約 15mまで築造するため、工事中の掘削により地下水に影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、工作物等の出現により、地下水に影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>これらの影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用後は、施設の稼働(商業施設等)に伴い井水を利用する可能性があるが、揚水深度は約 180mと深く、地下水位に影響を及ぼさないよう適切な使用量となるよう計画することから配慮項目として選定する。</p>
	河川流・湖沼	-	
	地下水・湧水		
	海域	-	
	水辺環境	-	
地形・地質	現況地形	-	<p>本事業は、市街地中心部の平坦な建物跡地に建設する計画であり、計画地は既に造成された土地である。計画地及び周辺には注目すべき地形・地質は存在しない。地下工事時の掘削では十分な山留を行い、盛土は行わないことから、斜面崩落等はなく、土地の安定性は保たれる。したがって、地形・地質に及ぼす影響はないと考えられることから、評価項目として選定しない。</p>
	注目すべき地形	-	
	土地の安定性	-	
地盤沈下	地盤沈下		<p>地盤沈下については、一部地下躯体を地下水位以深の地下約 15mまで築造するため、工事中の掘削による地下水の低下に伴う地盤沈下が考えられ、また、工作物等の出現による地盤沈下が考えられる。</p> <p>これらの影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用後は、井水を利用する可能性があるが、揚水深度は約 180mと深く、地盤沈下への影響は軽微なものと考えられることから配慮項目として選定する。</p>
土壌汚染	土壌汚染		<p>本事業においては、有害物質の使用・保管・処分等を行わない。計画地は、市街地中心部の建物跡地であり、有害物質の利用や有害物質を含むおそれのある土地の改変工事・残土処分等は行われていなかったと考えられる。</p> <p>ただし、隣接する(仮称)仙台駅東口開発計画の工事において汚染土壌(鉛及びその化合物、砒素及びその化合物)が確認されている。このため、本事業の工事においても汚染土壌が確認される可能性が高いことが考えられる。工事において汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法に基づき適切に処置(対策)を行うことから、配慮項目として選定する。</p>
電波障害	電波障害		<p>供用後は、計画建築物の存在により周辺のテレビ電波状況に変化が生じると考えられるため、評価項目として選定する。</p>

表7.1-3(3) 評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	選定する理由・選定しない理由
日照障害	日照障害		供用後は、計画建築物の存在により周辺の日照に変化が生じると考えられるため、評価項目として選定する。
風害	風害		供用後は、計画建築物の存在により周辺の風環境に変化が生じると考えられるため、評価項目として選定する。
植物	植物相及び注目すべき種	-	計画地は、市街地中心部の平坦な建物跡地であり、自然植生は分布しておらず、注目すべき植物種・群落は存在しない。また、公園や河川等にも隣接していないことから、注目すべき動物種が存在する可能性も低い。したがって、地域を特徴づける生態系の存在も低いと考えられる。 植物生育地として重要な地域である「榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地」が周辺に存在するが、計画地から約100m離れており、計画地近傍は市街地中心部であることから、植物相、植生、注目すべき植物種・群落への影響は低いと考えられる。また、動物相及び注目すべき種への影響も低いと考えられる。 これらのことから、評価項目として選定しない。 ただし、計画地は「仙台都心部緑化重点地区」に含まれていることから樹木・樹林等を配慮項目として選定する。
	植生及び注目すべき群落	-	
	樹木・樹林等		
	森林等の環境保全機能	-	
動物	動物相及び注目すべき種	-	計画地は、市街地中心部の平坦な建物跡地であり、また計画地近傍も市街地中心部であることから、自然との触れ合いの場は存在しない。周辺では、自然との触れ合いの場としての都市公園等があり、工事中及び供用後の関連車両の走行による影響が考えられるが、関連車両の走行は周辺道路に分散され、当該地付近を走行する車両による影響は低いと考えられるため、配慮項目として選定する。
	注目すべき生息地	-	
生態系	地域を特徴づける生態系	-	計画地には周知の指定文化財はなく、周知の埋蔵文化財も存在しない。周辺では市登録文化財等があり、工事中及び供用後の関連車両の走行による影響が考えられるが、関連車両の走行は周辺道路に分散され、当該地付近を走行する車両による文化財等への影響は低いと考えられるため、配慮項目として選定する。
景観	自然的景観資源		供用後は、計画建築物の存在により周辺の景観資源・眺望の変化が生じると考えられるため、評価項目として選定する。
	文化的景観資源		
	眺望		
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場		計画地には周知の指定文化財はなく、周知の埋蔵文化財も存在しない。周辺では市登録文化財等があり、工事中及び供用後の関連車両の走行による影響が考えられるが、関連車両の走行は周辺道路に分散され、当該地付近を走行する車両による文化財等への影響は低いと考えられるため、配慮項目として選定する。
文化財	指定文化財等		工事中は、建築物等の建築に伴い廃棄物が発生する。 供用後は、施設の稼働(商業施設等)に伴い廃棄物が発生する。したがって、評価項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物		工事中の地下躯体工事において、残土が発生するため、評価項目として選定する。 供用後は、施設の稼働(商業施設等)により、水利用が考えられるため、評価項目として選定する。
	残土		
	水利用		
温室効果ガス等	二酸化炭素		工事中の資材等の運搬及び重機の稼働に伴い二酸化炭素及びその他の温室効果ガス(メタン及び一酸化二窒素)の発生が考えられるため、評価項目として選定する。また、建築物等の建築に伴い二酸化炭素の発生が考えられるため、評価項目として選定する。 供用後の施設の稼働(商業施設等及び立体駐車場)に伴い二酸化炭素及びその他の温室効果ガス(メタン及び一酸化二窒素)の発生が考えられるため、評価項目として選定する。 なお、オゾン層破壊物質については、事業者としてこれらを排出する機器を選定しないよう努めるとともに、テナント設置者に対しても同様に周知を図ることから、配慮項目として選定する。 熱帯材使用については、工事中のコンクリート構造物の建築に伴う型枠に使用されるものの、熱帯材由来の型枠の使用を極力避けるため、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	その他の温室効果ガス		
	オゾン層破壊物質		
	熱帯材使用		